

令和4年度 第2回函南町総合教育会議 次第

令和5年3月16日(木)

午後1時10分～

函南町役場2階 大会議室

1 開 会

2 町長あいさつ

3 教育長あいさつ

4 議 事

(1) 函南町教育大綱の改定について

(2) 中学部活動の地域移行に向けた取り組みについて

(3) 報告事項について

ア 函南町史跡箱根旧街道災害復旧整備事業について(報告)

イ 「かななみ生涯学習塾」の見直しについて(報告)

ウ 「第2期函南町子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しについて(報告)

5 そ の 他

6 閉 会

令和4年度 第2回 函南町総合教育会議 出席者名簿

構成員

(敬称略)

役職名	氏 名	備考
函南町長	仁科 喜世志	
函南町教育長	久保田 浩子	
函南町教育委員	渡邊 博文	
函南町教育委員	小永井 博之	
函南町教育委員	宮城島 美津穂	
函南町教育委員	勝俣 聡子	

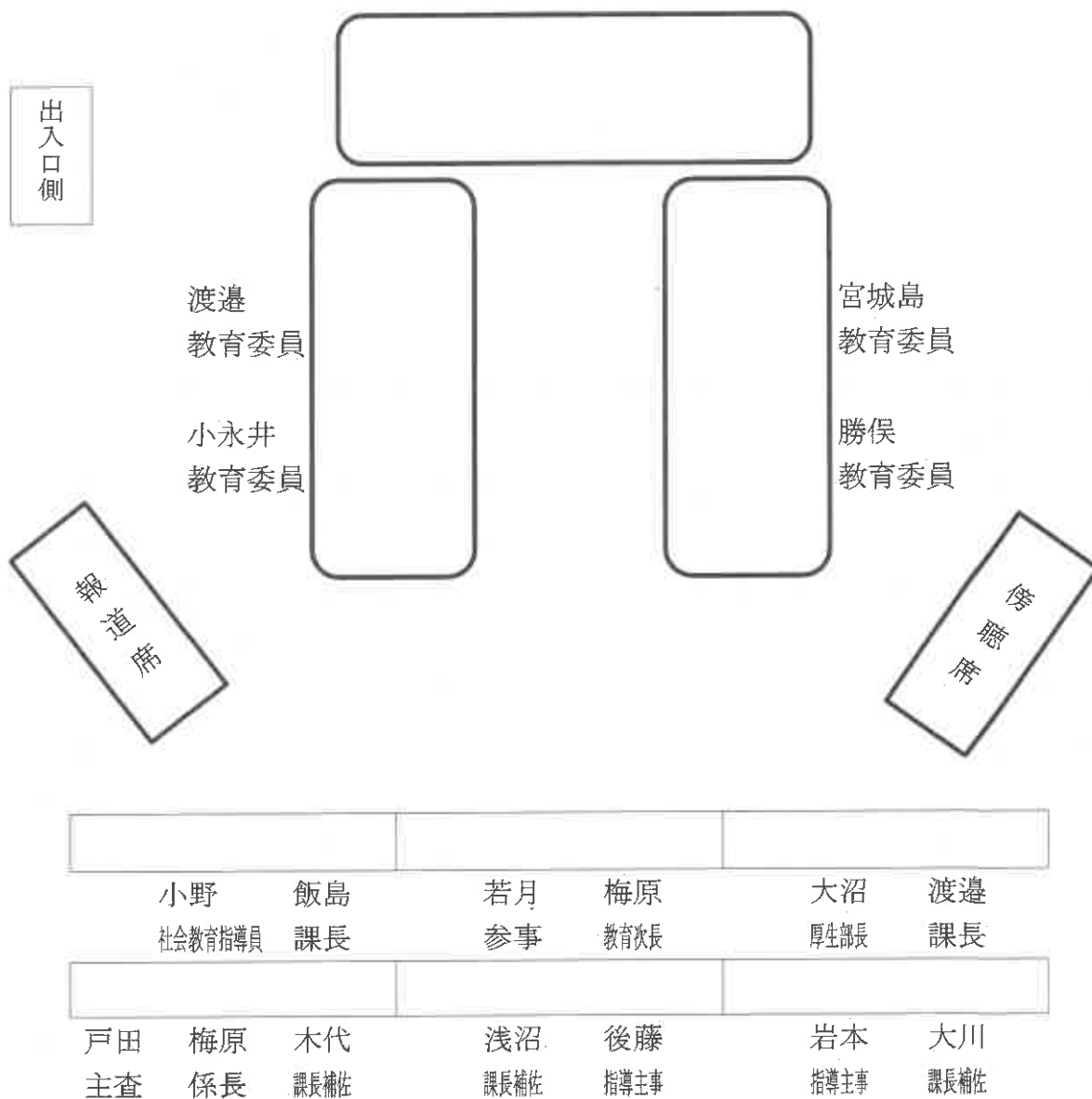
事務局職員

	役職名	氏 名
教育委員会	教育次長兼学校教育課長	梅原 宏幸
	学校教育課 参事	若月 哲也
	学校教育課 指導主事	岩本 浩輔
	学校教育課 指導主事	後藤 卓
	学校教育課 課長補佐	浅沼 聡
	生涯学習課 課長	飯島 美貴
	生涯学習課 課長補佐	木代 和美
	生涯学習課 社会教育指導員	小野 高弘
	生涯学習課 係長	梅原 彰祐
	生涯学習課 主査	戸田 英佑
厚生部	厚生部長	大沼 裕幸
	子育て支援課 課長	渡邊 卓司
	子育て支援課 課長補佐	大川 文和

令和4年度 第2回 函南町総合教育会議 座席表

会場 函南町役場2階 大会議室

久保田教育長 仁科町長



出入口側

— 令和4年度 第2回 函南町総合教育会議 資料 —

1 議 事

- | | |
|---|---------|
| (1) 函南町教育大綱の改定について | ・・・資料 1 |
| (2) 中学部活動の地域移行に向けた取り組みについて | ・・・資料 2 |
| (3) 報告事項について | |
| ア 函南町史跡箱根旧街道災害復旧整備事業について（報告） | ・・・資料 3 |
| イ 「かなみ生涯学習塾」の見直しについて（報告） | ・・・資料 4 |
| ウ 「第 2 期函南町子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しについて（報告） | ・・・資料 5 |

2 その他

議事

- (1) 函南町教育大綱の改定について

函南町教育大綱の改定について

1 改定の理由【参考資料 1－1】

現行の函南町教育大綱は、『第6次函南町総合計画』に示された教育振興に係る内容をわかりやすく整理したもので、令和元年度第2回総合教育会議（令和2年3月27日）において審議・策定されました。「生涯にわたる、学びを支える教育・文化づくり」を基本目標に掲げ、幼児教育・子育て支援の充実、学校教育の充実、そして社会教育の充実の3つを教育施策の方針として示しています。

このたび、策定から3年が経過したことから、『後期基本計画』（令和4年度～令和8年度）に示された教育指針を踏まえ、函南町教育大綱の改訂（案）を策定しました。

2 改訂の概要

今回の改定（案）は、『後期基本計画』との整合性を図ることに加え、社会状況や教育・子どもをめぐる環境の変化を踏まえたものであり、教育大綱の核となる「基本目標」について現行どおりとし、教育施策1の文言の一部と施策内容の修正にとどめました。

3 おもな変更点

- 基本構想に示す教育施策1の「幼児教育」を「乳幼児の保育・教育」と幅をもたせるとともに、家庭環境が多様化・複雑化する社会状況の変化を踏まえ、施策内容の冒頭部を「家庭の姿や働き方の多様化により、子どもを安心して長時間預けることのできる施設や子育て支援の拡充が期待される中」と改めました。
- 急激な社会構造の変化を踏まえて、「学校教育の充実」の施策内容の部分に、「人工知能（AI）などの急速な技術革新による社会構造の変化とともに、国際化による」の文言を加えました。
- 同じく「学校教育の充実」の部分に、地域とともにある学校づくりを踏まえ、「地域の人々との交流を通して」の文言を加えました。また、「地域への誇り」を「郷土への誇り」と改めることで、郷土愛を育む教育の推進に努めます。

4 函南町教育推進構想の改定【参考資料 1－2】

教育大綱の改定を見据えて、教育委員会では『令和5年度函南町教育推進構想』を改訂しました。改訂の概要は、以下のとおりです。

- 教育大綱にある「郷土への誇りと愛着を育成」をめざし、「『人間性・社会性』を育む体験活動」を方針として新たに加えました。
- 函南教育推進の方針を5点に整理し、「函南スタンダード～子どもたちが大切にしたいこと～」と整合性をもたせました。
- 人材育成の視点から構造的に整理するため、「学びづくり」の部分を削除しました。

函南町教育大綱

この教育大綱は、第六次函南町総合計画に基づき、町民が安心して快適に生活でき、町を訪れる方も町の活力を感じる「環境・健康・交流都市 函南（住んでよし 訪れてよし 函南町）」を基本理念として、幼児教育、学校教育、社会教育における取組の方向性を示すものです。

基本目標

「生涯にわたる、学びを支える教育・文化づくり」

基本構想

1 幼児教育・子育て支援の充実

核家族化で子どもを家庭で保育することができない世帯への対応を図るとともに、幼児教育の質的向上や施設等の環境整備を推進し、小学校への円滑な就学を支援します。

子育て世代が安心して生活できるよう、地域全体で子育てを支援する仕組みづくりを構築します。

2 学校教育の充実

科学技術の進歩や情報化・国際化で多様な人材のニーズが高まるなか、義務教育期間を通して、児童・生徒の個性や能力を最大限に伸ばすことができる取り組みを推進します。

また、郷土のことはもとより、歴史や文化、伝統等について理解を深め、地域への誇りと愛着を育成します。

3 社会教育の充実

生涯学習を充実させるとともに、個人・団体等の自主的な活動を推進するための支援や施設の充実を図ります。

各種スポーツ大会やコンベンションを通じた交流機会の拡大と地域コミュニティづくりを行い、生涯を通じて心身ともに充実した人生を送ることができる環境を整備します。

函南町教育大綱（案）

この教育大綱は、第六次函南町総合計画に基づき、町民が安心して快適に生活でき、町を訪れる方も町の活力を感じる「環境・健康・交流都市 函南（住んでよし 訪れてよし 函南町）」を基本理念として、幼児教育、学校教育、社会教育における取組の方向性を示すものです。

基本目標

「生涯にわたる、学びを支える教育・文化づくり」

基本構想

1 乳幼児の保育・教育、子育て支援の充実

家族の姿や働き方の多様化などにより、子どもを安心して長時間預けることのできる施設や子育て支援の拡充が期待される中、幼児教育の質的向上や施設等の環境整備を推進し、小学校への円滑な就学を支援します。

子育て世代が安心して生活できるよう、地域全体で子育てを支援する仕組みづくりを構築します。

2 学校教育の充実

人工知能(AI)などの急速な技術革新による社会構造の変化とともに、国際化による多様な人材のニーズが高まるなか、義務教育期間を通して、児童・生徒の個性や能力を最大限に伸ばすことができる取り組みを推進します。

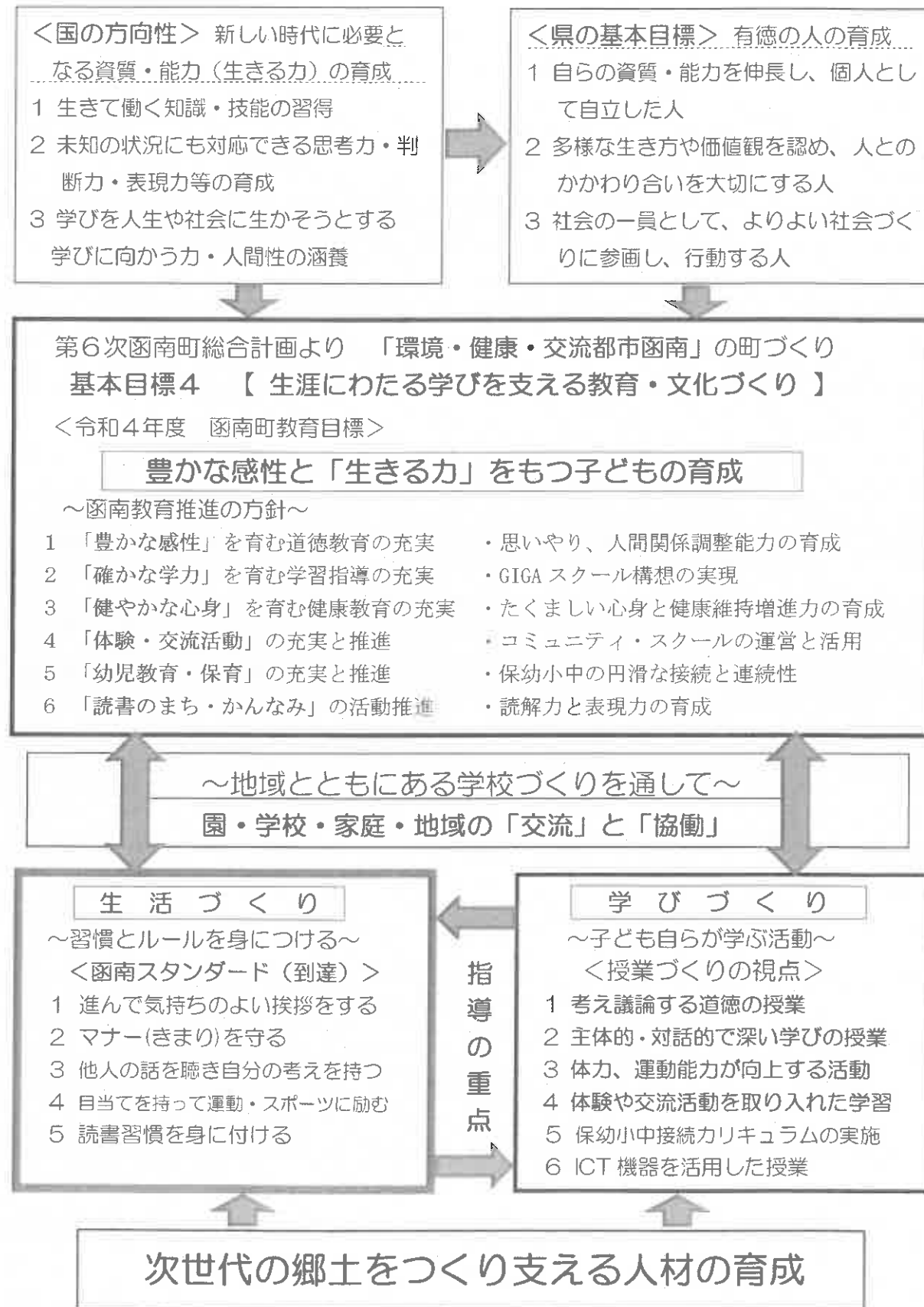
また、歴史や文化、伝統等について理解を深め、地域の人々との交流を通して、郷土への誇りと愛着を育成します。

3 社会教育の充実

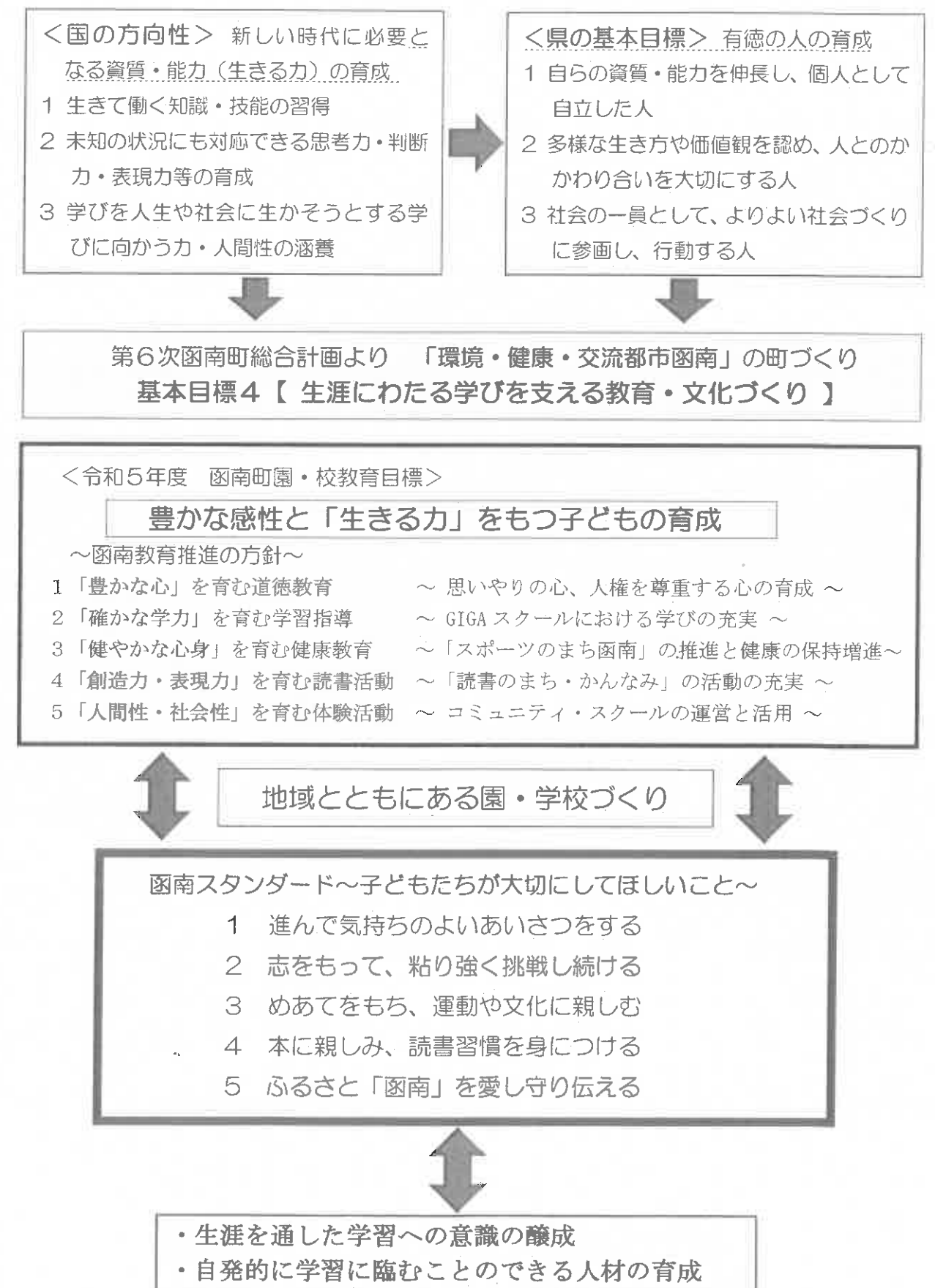
生涯学習を充実させるとともに、個人・団体等の自主的な活動を推進するための支援や施設の充実を図ります。

各種スポーツ大会やコンベンションを通じた交流機会の拡大と地域コミュニティづくりを行い、生涯を通じて心身ともに充実した人生を送ることができる環境を整備します。

令和4年度 函南町教育推進構想



令和5年度 函南町教育推進構想



資料 2

議事

- (2) 中学部活動の地域移行に向けた取り組みについて

中学部活動の地域移行に向けた取り組みについて

1 国が示すガイドラインの改定

(1) 改定の概要

スポーツ庁と文化庁は令和4年12月27日、「運動部活動」及び「文化部活動」に関する総合的なガイドライン（平成30年策定）を統合した上で全面的に改訂した「学校部活動および新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（以下「総合的なガイドライン」という。）」を公表しました。（参考資料2-1）

【概要】（参考資料2-1）一部抜粋

- ・将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保
- ・自主的で多様な学びの場である部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- ・学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- ・部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備することが重要。

前回の総合教育会議で示させていただいた通り、スポーツ庁と文化庁では昨年、公立中学校等の休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、目標時期は令和5年度から3年後の令和7年度末を目途に、その3年間を「改革集中期間」と位置付けていました。

一方、ガイドライン案について、全国の自治体から意見を募集した結果、「3年間の移行達成は現実的に難しい」という意見が相次いだことを受け、当初の計画を見直し、令和5年度から令和7年度までの3年間を『改革推進期間』として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すと明記されました。

(2) 学校部活動の適正な運営等の在り方について

総合的なガイドライン「I 学校部活動」の中で、学校部活動を実施する場合には、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう示されています。（参考資料2-1 中段左）

函南町では、特に「教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理」について注力し、令和5年度以降の教育課程の改革を進めていくことで、学校部活動の適正な運営等の在り方を模索していくとともに、教員の働き方改革にも更に取り組んでいきます。

2 教員の働き方の状況

平成31年に、文部科学省は「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定しました。このガイドラインにより、教師の時間外勤務についての目安が示されたこととなります。具体的には、時間外勤務の目安は、1か月で45時間、1年間で360時間以内と定められたことから、函南町は令和3年4月に函南町立学校教職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定し、取り組みを進めています。

(1) 函南町における教員の働き方改革に対する取組例

- ・部活動ガイドラインの策定（活動時間の制限、休養日の設定等） 《H30》
- ・タイムレコーダーによる勤務時間管理の徹底 《H29～R1》
- ・ストレスチェック体制の整備 《H30～R2》
- ・メッセージ機能付き電話の導入 《R2》
- ・「勤務時間の上限に関する方針」の教育委員会規則化 《R3》
- ・業務改善委員会の開催 《R1～》 など

(2) 教員の働き方の実際

函南町の中学校教員の時間外勤務の状況を把握するため、令和4年度4月～1月の「月別平均時間外勤務（部活動を含む）」の時間を把握しています。

- ・夏季休業中の8月を除くすべての月で平均時間外勤務が上限45時間を超えている。
- ・1学期（4月～6月）の時間外勤務が多く、特に6月がピークとなっている。

（期末事務による多忙等）

→6月の※過労死ライン（月80時間超）の割合・・・中学校53%

※「過労死ライン」…長時間労働により、病気や自殺などのリスクが生じる基準のこと。

- ・中学校教員にとって、平日の部活動指導が時間外勤務の要因となっている。

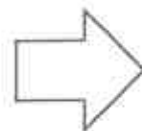
【6月の部活動 指導時間例】

部活動時間・・・1.5時間/日（開始16:00～終了17:30 下校17:45）

指導日数・・・週3日×4週＝12日間/月

指導時間（計）・・・1.5時間×12日＝18時間/月

週休日（計）・・・3時間×4日＝12時間/月



部活動指導に
30時間/月
従事している

3 令和5年度からの教育環境整備

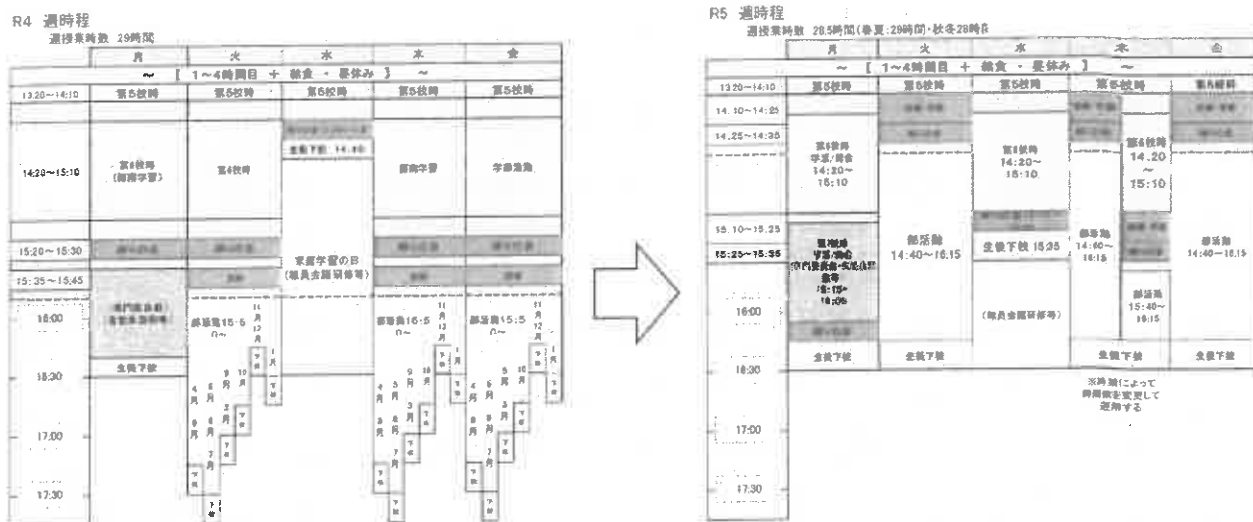
教員の働き方改革を踏まえながら、生徒が安定した時間を過ごすことで、自身の心身の健康に留意し、趣味や身近な課題など興味・関心のあることについて、広くまたは深く追求するための時間を確保するため、年間を通じて適度な頻度で部活動を行えるよう教育環境を整備します。

具体的には、以下の3点に取り組みます。

◎教員の勤務時間終了時刻(16時30分)までに、部活動を含むすべての教育活動を終了する。

- ・原則週4日(平日3日+土日いずれか1日)を活動日とする。
- ・年間を通して、「部活動ガイドライン」に準じた活動時間を適切に確保する。

【R4年度週時程とR5年度週時程(予定)の比較】(参考資料2-2)



(1) 生徒に期待される効果

- ・年間を通じて、安定した生活を送ることで、心身の健康、保持増進が期待できる。
- ・帰宅時間を早めることで、日没後の下校を避け、生徒の安全面に配慮できる。
- ・生徒が家庭学習や学校外で自ら取り組みたいことの時間を確保することで、自己教育力の伸長が期待できる。

(2) 教員に期待される効果

- ・勤務時間内の教育活動により、残業時間が減り教職員の働き方改革が進む。
- ・ゆとりが生まれ、教材研究や生徒指導が充実し教育の質の向上が図られる。
- ・心身の健康が保たれ、生徒との関わり、寄り添いの質の向上が期待できる。

来年度以降この取組を通じて、生徒を学校だけでなく、地域・家庭とともに見守り、放課後の時間の使い方を考え、上手に活用していくことで、冒頭の総合的なガイドラインにも示されている、「地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める」についても推進していくことにつながります。

4 生涯学習活動との融合

総合的なガイドラインの「Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」に関し、両庁が策定した総合的なガイドラインの「参考資料」の中で、「学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）」が示されました。（参考資料2－3）

函南町としては、「町」と「スポーツ・文化芸術団体」等の運営団体が連携・協力しながら地域クラブ活動における環境整備を進めていきます。（イメージ図中①）

具体的には、上記3の教育環境の整備がなされ、下校時刻が早まることで作り出される余暇時間を有効活用して、生涯学習活動団体の情報を生徒に提供し、生徒自身が選択して活動する環境を作っていく方針です。

（1）運動系の活動について

運動系の活動としては、スポーツ推進委員会ニュースポーツ教室、体育協会、スポーツ少年団、町内で活動している一般団体が考えられます。

既に町内の体育施設利用団体には、中学部活動の地域移行に関する情報提供や受け入れに関するアンケートを実施しております。（参考資料2－4）

（2）文化系の活動について

文化系の活動としては、文化協会、かなみ学びの杜講座、ボーイスカウト、ガールスカウト、人材バンクの講師などが対象と考えております。こちらも各団体に対し今後の部活動に対する説明をし、協力を得ていく予定です。

今後は生徒へのヒアリング調査等を進めていき生徒のニーズや受け入れに伴う課題などを把握していきます。

現状把握できている主な課題としては、以下が挙げられています。

- ・活動に伴う指導者の確保や指導者への研修体制の整備
- ・指導者同士の連絡・調整（チーム・指導方針、生徒の様子や現れの共有等）
- ・個人の費用負担の考え方（事故ケガの補償、活動施設と移動手段経費等）
- ・保護者負担増を抑制

5 令和5年度以降の「学校部活動」「地域クラブ活動」に対する考え方

国の指針としては、「まずは休日における地域の環境整備を推進していく」という方向性が示されていますが、函南町では当面、「部活動を地域に移行する」という未来像に向かうのではなく、学校部活動の枠組みを生かした環境整備を進めていきます。県教育委員会においては、令和5年2月15日の定例会の中で、部活動について、「学校の働き方改革と生徒の活動機会確保との両立を目指す考え」を掲げており、函南町としても、生徒自身が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するとともに、教職員の働き方に配慮した学校部活動を実施していきます。

学校、学校教育課（学校部活動）、生涯学習課（新たな地域クラブ活動）との準備委員会を継続しながら、「学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場としての新たな地域クラブ活動」について、地域の各種団体への説明を行い、今後の受け入れの理解と協力を進めていきます。

令和5年度は、中学校の大胆な日課変更を行い、また、既存の地域活動との連携を可能なところから始め、今後の可能性と課題を把握していきます。国や県の動向を注視し、進むべき方向を修正しながら、「改革推進期間」と位置付けられた3年間で、よりよい環境整備に努めてまいります。

総合的なガイドライン【概要】

- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。
- 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
- 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
- ※Ⅰは中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ～Ⅳは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

Ⅰ 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

- ・ 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・ 部活動指導員や外部指導者を確保
- ・ 心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの根絶の徹底
- ・ 週当たり2日以上以上の休養日の設定（平日1日、週末1日）
- ・ 部活動に強制的に加入させることがないようにする
- ・ 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力の下、学校と地域が協働・融合した形で環境整備を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・ 地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の関係者を集めた協議会などの体制の整備
- ・ 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バンクの整備、意欲ある教師等の円滑な兼職兼業
- ・ 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- ・ 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- ・ 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・ 困窮家庭への支援

Ⅲ 学校部活動の地域連携や

地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

(主な内容)

- ・ まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- ・ 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ・ ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備を進める
- ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- ・ 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指す
- ・ 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

Ⅳ 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者の二ーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
- ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- ・ できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- ・ 全国大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等の二ーズに対応した機会を設ける等）

R4年度週時程とR5年度週時程(予定)の比較

参考資料2-2

R4 週時程

週授業時数 29時間

	月	火	水	木	金
	～ 【 1～4時間目 + 給食・昼休み 】 ～				
13:20～14:10	第5校時	第5校時	第5校時	第5校時	第5校時
			生徒下校 14:40		
14:20～15:10	第6校時 (函南学習)	第6校時		函南学習	学級活動
15:20～15:30			家庭学習の日 (職員会議研修等)		
15:35～15:45					
16:00	(専門委員会) (生徒会活動等)	部活動 15:50～		部活動 15:50～	部活動 15:50～
16:30	生徒下校	4月 5月 9月 10月 8月 6月 7月		4月 5月 9月 10月 8月 6月 7月	4月 5月 9月 10月 8月 6月 7月
17:00					
17:30					

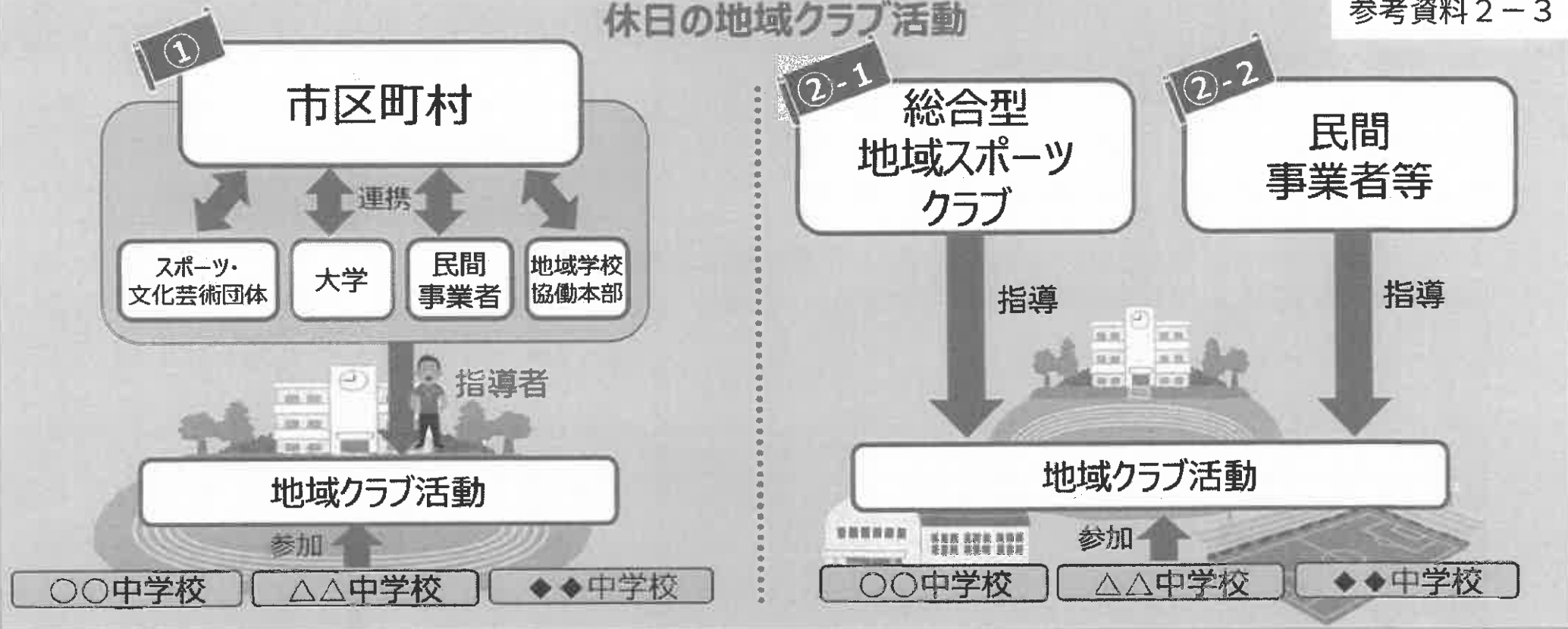
R5 週時程

週授業時数 28.5時間(春夏:29時間・秋冬:28時間)

	月	火	水	木	金
	～ 【 1～4時間目 + 給食・昼休み 】 ～				
13:20～14:10	第5校時	第5校時	第5校時	第5校時	第5校時
14:10～14:25					
14:25～14:35					
	第6校時 学活/総合 14:20～ 15:10		第6校時 14:20～ 15:10	第6校時 14:20～ 15:10	
15:10～15:25					
15:25～15:35	第7校時 学活/総合 15:15～ 16:05	部活動 14:40～16:15	生徒下校 15:35	部活動 14:40～ 16:15	部活動 14:40～16:15
16:00			(職員会議研修等)	部活動 15:40～ 16:15	
16:30	生徒下校	生徒下校		生徒下校	生徒下校
17:00					
17:30					

※時期によって
時間数を変更して
運用する

休日の地域クラブ活動



学校部活動の地域連携

※直ちに①②のような体制を整備することが困難な場合



町内体育施設利用団体 アンケート回答一覧

参考資料2-4

所属	可	不可	件数	うち休日可能件数	種目内訳
一般	可		24	8	野球1 バレーボール5 バスケットボール4 ネオホッケー7 バドミントン2 インディアカ2 ソフトテニス1 空手1 剣道1
スポ少	可		7	4	野球2 陸上2 サッカー1 ソフトボール1 ドッジボール1
体協	可		7	2	バレーボール1 バドミントン1 卓球1 空手2 なぎなた1 太極拳1
所属	可	不可	件数	種目	詳細 (不可の場合 受け入れ不可の理由を記入)
一般	不可		15	野球	後期高齢者団体
				バレーボール	町内は1面1コートしか取れない為、人数的問題で不可 ※基本的にケガが心配、使用料が発生している為、料金的な面で問題も
				バレーボール	メンバーが高齢化している為
				バレーボール	練習日によって参加人数が揃わない日がある為
				バレーボール	活動日が不規則のため
				バレーボール	指導者がいません
				バレーボール	高齢者が多く、指導できる者がいない為
				ソフトバレー	活動が19:30である事、人数があまりいない事、スポーツを楽しむという方向ですので中学生の方には物足りなさがあると思う、教えるということは難しいと思う。
				ソフトバレー	コロナ拡大を防ぐため
				ソフトバレー	夜9:30までの練習なので、ケガの心配
				バスケットボール	メンバーが仕事をしている為
				テニス	週一の活動で限定的のため
				バドミントン	メンバーが高齢のため
				卓球	指導できる人がいない
				バウンドテニス	活動時間帯が夜7:30～
スポ少	不可		2	バスケットボール	週末は練習でスタッフが仕事をしている為
				サッカー	指導者不足の為
体協	不可		7	合気道	活動時間が夜なので無理
				陸上	指導に係るノウハウ及び有資格者等の人材不足の為
				杖道	指導者の体調不良の為
				バウンドテニス	部員が高齢者の為
				テニス	水曜日と土曜日の各々10時から12時まで活動していますが、水曜日は平日、土曜日はコートが1面だけの利用であるため、人数的に受け入れ困難です
				アチェリー	射場が近くにない、土曜日のみとなります
				ソフトテニス	受け入れは不可

■平成26年7月17日付け26文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律についてより抜粋

このたび「地方教育行政の組織及び運営に、関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」（以下「改正法」という。）が、本年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものであります。

以下（略）並びに第一及び第二（略）

第三 大綱の策定について

1. 改正法の概要

- ① 地方公共団体の長は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとすることとしたこと。

（法第1条の3第1項）

- ② 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとすることとしたこと。

（法第1条の3第2項）

- ③ 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととしたこと。

（法第1条の3第3項）

- ④ 法第1条の3第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、法第21条に規定する事務（教育委員会が管理し、執行する事務）を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならないものとしたこと。

（法第1条の3第4項）

2. 留意事項

地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、大学及び私立学校を直接所管し、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している。また、近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっている。これらを踏まえ、今回の改正においては、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしている。

(1) 大綱の定義

- ① 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。
- ② 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。「参酌」とは参考にするという意味

であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものであること。

- ③ 国の第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）においては、主に第1部及び第2部のうち成果目標の部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となること。
- ④ 大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定しているものであること。
- ⑤ 法第1条の3第4項は、教育委員会が今回の改正後も引き続き執行機関であることから、大綱に記載された事項を含め、教育委員会の所管に属する事務については、自らの権限と責任において、管理し、執行すべきものであり、地方公共団体の長が有する大綱の策定権限は、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を地方公共団体の長に与えたものではないことを確認的に規定したものであること。

(2) 大綱の記載事項

- ① 大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。
- ② 大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長が策定するものとしているが、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要であること。
- ③ 地方公共団体の長が、教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合には、法第1条の4第8項により、地方公共団体の長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかるものであること。なお、会議で調整した方針に基づいて事務執行を行ったが、結果として大綱に定めた目標を達成できなかった場合については、尊重義務違反には該当しないこと。
- ④ 地方公共団体の長が、教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負うものではないこと。なお、法第21条（現行法第23条）に定められた教育に関する事務の執行権限は、引き続き教育委員会が有しているものであることから、調整のついていない事項の執行については、教育委員会が判断するものであること。
- ⑤ 教育長及び教育委員には、法第11条第8項及び第12条第1項において、大綱に則った教育行政を行うよう訓示的に規定しているものの、調整がついていない事項についてまで、大綱に則して教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならないものではないこと。
- ⑥ 大綱には、地方公共団体の長の権限に関わらない事項（教科書採択の方針、教職員の人事の基準等）について、教育委員会が適切と判断して記載することも考えられること。

⑦ 都道府県教育委員会は、市町村立学校に設置される県費負担教職員の人事や研修を行う権限を有し、法第48条に基づき、市町村に対し、必要な指導、助言、援助を行うことができるものであることから、そのような権限の範囲内で、都道府県の大綱において、市町村立学校等に係る施策について記載することは可能であること。

⑧ 全国学力・学習状況調査の結果の公表については、その実施要領により、市町村教育委員会は、それぞれの判断に基づき、当該市町村における公立学校全体の結果や当該市町村が設置管理する学校の状況を公表することが可能であり、都道府県教育委員会がこれらの結果を公表することについては、当該市町村教育委員会の同意が必要とされている。このため、域内の市町村における公立学校全体の結果や市町村が設置管理する学校の結果の公表について、市町村教育委員会が当該市町村の大綱に記載してもよいと判断した場合には、大綱に記載することもあり得ると考えられる一方、都道府県の大綱に記載する事項としては馴染まないものと考えられること。

ただし、全国学力・学習状況調査の公表の是非ではなく、学力向上の観点から都道府県が実施する各種施策については、⑦で示したとおり、大綱に記載することが可能であること。

以下（略）

■ 町長の権限の一部を教育委員会に委任する規則（昭和59年規則第5号）より抜粋

（目的）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、函南町長の権限のうち、その一部を函南町教育委員会に委任することについて必要な事項を定める。

（委任する事務）

第2条 函南町教育委員会に委任する事務は、次のとおりとする。

(1)～(8)略

(9) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に規定する大綱の策定及び総合教育会議に関すること。

■ 函南町総合教育会議設置要綱（平成27年告示第49号）より抜粋

（所掌事務）

第2条 町長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

議事

(3) 報告事項について

ア 函南町史跡箱根旧街道災害復旧整備事業について（報告）

函南町史跡箱根旧街道災害復旧整備計画について

1 史跡箱根旧街道の概要

平成16年10月18日に三島市・箱根町・函南町の1市2町の未指定区間（函南町1.9kmを含む）5.05kmが国指定「史跡」に指定されました。

2 史跡指定後の箱根旧街道の状況

甲石坂は急峻な坂道で、大雨の際には三島市側にある芦ノ湖カントリークラブ（以下：ゴルフ場）からの排水と周辺から流入する雨水が混ざり、旧街道を一気に流れ下り、石畳の石材を巻き込んだ土砂となって、国道1号線へ流出する事態が起きています。

このため、ゴルフ場には、平成27年度、平成30年度の計2回、協議を実施し、排水対策を講ずるよう申し入れを行い、排水対策として土留柵を設置していただきました。

しかし、令和元年8月28日の豪雨では、甲石坂の広範囲に渡り石畳の流出及び路盤の洗掘が起こったため、直後に甲石坂を通行止めとしました。（建設課対応）

この豪雨で国道1号線に土砂が流出し、国道1号線は一時通行止めとなりました。国交省沼津河川国道事務所（以下：国交省）は旧街道からの土砂流入を防止するため、国道歩道上に大型土嚢を設置しました。

同年10月の東日本台風（台風19号）では、甲石坂と石原坂の計2箇所です砂災害が発生し、一部区間で通行止めとしました。

その後、土砂撤去工事が完了したため、令和2年4月に石原坂の通行止めは解除しました。甲石坂は大雨や台風により二次災害発生への恐れがあるため、現在も通行止めを継続しています。

3 災害復旧に向けた協議

箱根旧街道の現状を踏まえ、令和元年9月から令和2年11月にかけて関係機関（文化庁、国交省、県文化財課、三島市郷土資料室（現：文化財課）、箱根山組合（土地所有者）、ゴルフ場、町建設課、町生涯学習課）と現地協議を実施し、災害の原因となっている雨水対策について協議を進めてきましたが、抜本的な解決には至っていません。

災害復旧整備事業に着手した令和3年以降も引き続き国交省、箱根山組合等と協議を継続しています。

4 災害復旧整備事業の進捗状況

町では、県文化財課及び文化庁と協議を重ねた結果、令和3年度から国庫補助事業として災害復旧を進めていくよう指導を受けました。

令和2年度末に、史跡整備部門・土木部門・町の文化財保護審議委員・行政関係者を含む有識者から構成される函南町史跡箱根旧街道災害復旧整備委員会を立ち上げました。令和5年2月6日（月）開催の委員会にて災害復旧整備計画書案を審議し、承認されました。

(1) 令和元年度実施済事業

	事業名	内 容
1	土砂撤去工事	令和元年台風第19号により甲石坂・石原坂で発生した流出土砂の撤去を実施しました。※建設課実施 【工事期間：令和2年3月23日～3月31日】

(2) 令和2年度実施済事業

	事業名	内 容
1	土嚢・木製柵設置工事の実施	大雨や台風災害により、甲石坂の石畳毀損及び洗堀被害、土砂流出を未然に防止するため、文化庁の許可を得て、土嚢・木製柵の設置工事を実施しました。 【工事期間：令和2年9月25日～10月30日】
2	議会文教厚生委員会閉会中所管事務調査	令和3年2月3日（水）に開催された文教厚生委員会閉会中所管事務調査では、町議会文教厚生委員による甲石坂の現地視察が行われ、担当課より罹災状況と今後の事業方針について説明しました。
3	災害復旧整備委員会の設置と開催	史跡整備部門・土木部門・町の文化財保護審議委員・行政関係者を含む有識者で構成される委員会を立ち上げました。第1回の会議は新型コロナウイルス感染拡大状況を受け、書面にて開催し、令和3年度事業計画が承認されました。 【委員会開催日】 3月31日（水）第1回委員会

(3) 令和3年度実施済事業（国庫補助事業）

	事業名	内 容
1	災害仮復旧工事の実施	散乱した甲石坂の石材除去と併せ、史跡の毀損防止と保護のため、洗堀箇所の埋め戻しを施工。大雨や台風による二次災害発生の防止を図りました。 【工事期間：令和3年5月26日～12月10日】
2	雨水調査業務委託の実施	降水量調査及び定点観測による雨水流入量データの収集、過去の災害記録調査に係る業務委託を行い、災害の原因となった雨水の流量や集水域の把握につなかりました。 【委託期間：令和3年4月26日～令和4年3月25日】
3	災害復旧整備計画策定支援業務委託の実施	災害復旧整備計画策定委員会の整備計画策定作業に必要な資料の収集や分析業務を委託し、災害復旧整備計画の骨格の作成と事務の効率化を図りました。 【委託期間：令和3年4月26日～令和4年3月25日】

4	災害復旧整備委員会の開催	年3回委員会を開催し、工法の検討、整備方針について審議し、災害復旧整備計画を策定に向けた素案の検討を行いました。 【委員会開催日】 6月2日（水） 第2回委員会開催 11月29日（月） 第3回委員会（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催とした） 2月3日（木） 第4回委員会開催
---	--------------	--

(4) 令和4年度実施事業（国庫補助事業）

	事業名	内 容
1	測量調査業務委託の実施	甲石坂の現況測量を実施し、石畳の遺存状況を図化し、災害復旧整備計画策定の資料とします。※業務完了 【委託期間：令和4年4月26日～11月30日】
2	災害復旧整備計画策定支援業務委託の実施	災害復旧整備計画策定委員会の整備計画策定作業に必要な資料の収集や分析業務を委託し、災害復旧整備計画の作成事務の効率化を図ります。※発注済み 【委託期間：令和4年4月26日～令和5年3月24日】
3	災害復旧整備委員会の開催	災害復旧整備計画書案について委員会で検討と協議を進め、令和5年2月6日（月）開催の委員会にて審議し、承認されました。【参考資料1】 【委員会開催日】 7月15日（金） 第5回委員会開催 12月23日（金） 第6回委員会開催 【計画案の仮承認】 2月6日（月） 第7回委員会開催 【計画案の承認】
4	議会文教厚生委員会閉会中所管事務調査	令和5年1月26日（木）に開催された議会文教厚生委員会閉会中所管事務調査にて、町議会文教厚生委員へ災害復旧事業の進捗状況について説明しました。
5	文化庁との協議	令和5年1月27日（金）に文化庁と計画案の内諾に向けた協議を実施しました。協議結果を踏まえ、計画書案の修正を行いました。

(5) 令和5年度実施事業（国庫補助事業）

	事業名	内 容
1	測量設計業務委託の実施	災害復旧工事詳細設計に係る測量調査および石畳の復旧工事に係る実施設計業務を委託します。

2	安全対策工事設計業務委託の実施	災害復旧工事期間中に大雨災害から旧街道への被害を防止することを目的とし、安全対策に必要な工作物の設置に係る設計業務を委託します。
3	災害復旧整備委員会の開催	事業の進捗状況に係る報告および石畳の復旧工法等の懸案事項について審議します。 年2回開催を予定しています。
4	安全対策工事	災害復旧工事期間中に大雨災害から旧街道を守り、国道1号線への土砂流出等の二次災害を防止し、かつ人の侵入を防止するための安全対策工事を施工します。 ・土留設置工 12基 ・土嚢設置工 1基 ・フェンス設置工 2基 ※詳細は設計業務委託の成果により決定する。

5 関係機関との調整状況について

令和元年度の災害以降、箱根旧街道甲石坂に雨水が流入する状況は続いており、令和3年度に実施した雨水調査により、箱根旧街道甲石坂へ流入する雨水の経路が判明し、その約80%は芦の湖カントリークラブを起因とし、三島市側から流入することが分かりました。この雨水を箱根旧街道に流入しないよう、関係機関の協力を得て、抜本的な排水対策を進めるため、関係機関と調整を進めてきました。

(1) 国交省との調整状況

災害の原因となっている雨水の排水について、当初、国交省が管理する国道施設及び砂防堰堤への排水の可能性について、国交省と話し合いを進めていましたが、国交省より「原則に立ち返り、民地内の雨水を国道施設へ受け入れることは出来ない」との回答があり、排水路整備について断念せざるを得ない状況となりました。

国交省の回答を踏まえた対応を庁内で検討し、併せて文化庁に指導を仰いだところ、災害復旧（石畳の復旧）と排水処理（排水路建設）は切り離して事業を進め、排水路の建設は行わないよう指導をいただきました。

文化庁の指導に基づき、災害復旧整備事業では排水路の整備は実施しない方針としました。

(2) 文化庁との協議

第6回災害復旧整備委員会にて仮承認をいただいた災害復旧整備計画案について、令和5年1月27日（金）に文化庁と協議を実施しました。

文化庁より次のとおり指導及び助言をいただきました。

ア 災害復旧事業は「路面の復旧」と「雨水対策」が柱となる。

イ 今回の事業は災害復旧のための石畳整備であり、通行止めを早期に解消することを第1と考える。保存のための整備ではない。その違いを理解する。

ウ コンクリートやモルタルで復旧するのは、文化庁としては許可できない（※雨水の影響が強く予想され、それ以外に史跡を保護する方法がない場所であれば、認められる場合あり）ため、雨水の影響の少ない場所では改良土や、同じ土質のローム土で埋め戻す方法も含め検討してほしい。

エ 工法決定に際しては、いくつか工法パターン災害復旧整備委員会に提示し、災害復旧整備委員会で決定する。

オ 災害復旧事業完了後は土留や土嚢を撤去すること。継続して設置する必要があるなら、災害復旧整備計画書に必要な理由と管理方法について計画案に明記すること。継続設置に際しては、災害復旧委員会で諮り、承認を受けること。

カ 「甲石坂では史跡指定以前に、地下ケーブル埋設工事や排水管理設工事、コンクリート製構造物の設置により、掘削された箇所は遺構は遺存していない。その他の箇所は、今後発掘調査により遺構を確認する必要がある。」との記述を盛り込むこと。

令和5年度からは、災害復旧整備工事に係る具体的な工法を災害復旧整備委員会に提案し、検討を進めていきます。

史跡箱根旧街道災害復旧整備計画書

2023 年 3 月

函 南 町

目 次

第1章 計画策定の経緯と目的	1
第1節 計画策定の経緯	1
第2節 計画の目的	3
第3節 委員会の設置	3
第4節 関連計画との関係	5
第5節 計画の実施	10
第2章 計画地の現状	11
第1節 自然的環境	11
第2節 歴史的環境	13
第3節 社会的環境	17
第3章 史跡の概要及び現状と課題	21
第1節 史跡の概要	21
第2節 史跡の現状	29
第3節 災害復旧のための諸条件の把握	43
第4節 災害復旧の課題	65
第4章 基本方針	67
第1節 基本方針	67
第5章 整備基本計画	69
第1節 全体計画	69
第2節 地区区分計画	70
第3節 災害復旧整備事業に必要となる調査 等に関する計画	73
第4節 管理・運営に関する計画	73
第5節 事業計画	73

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

1 計画地の位置

「箱根旧街道」は、江戸幕府により整備された東海道の一部で、小田原から三島までの8里（約31.4km）の街道である。本計画の対象地は、史跡箱根旧街道のうち、令和元年8月の災害で罹災した函南町内の甲石坂の範囲（延長570.92m）である。

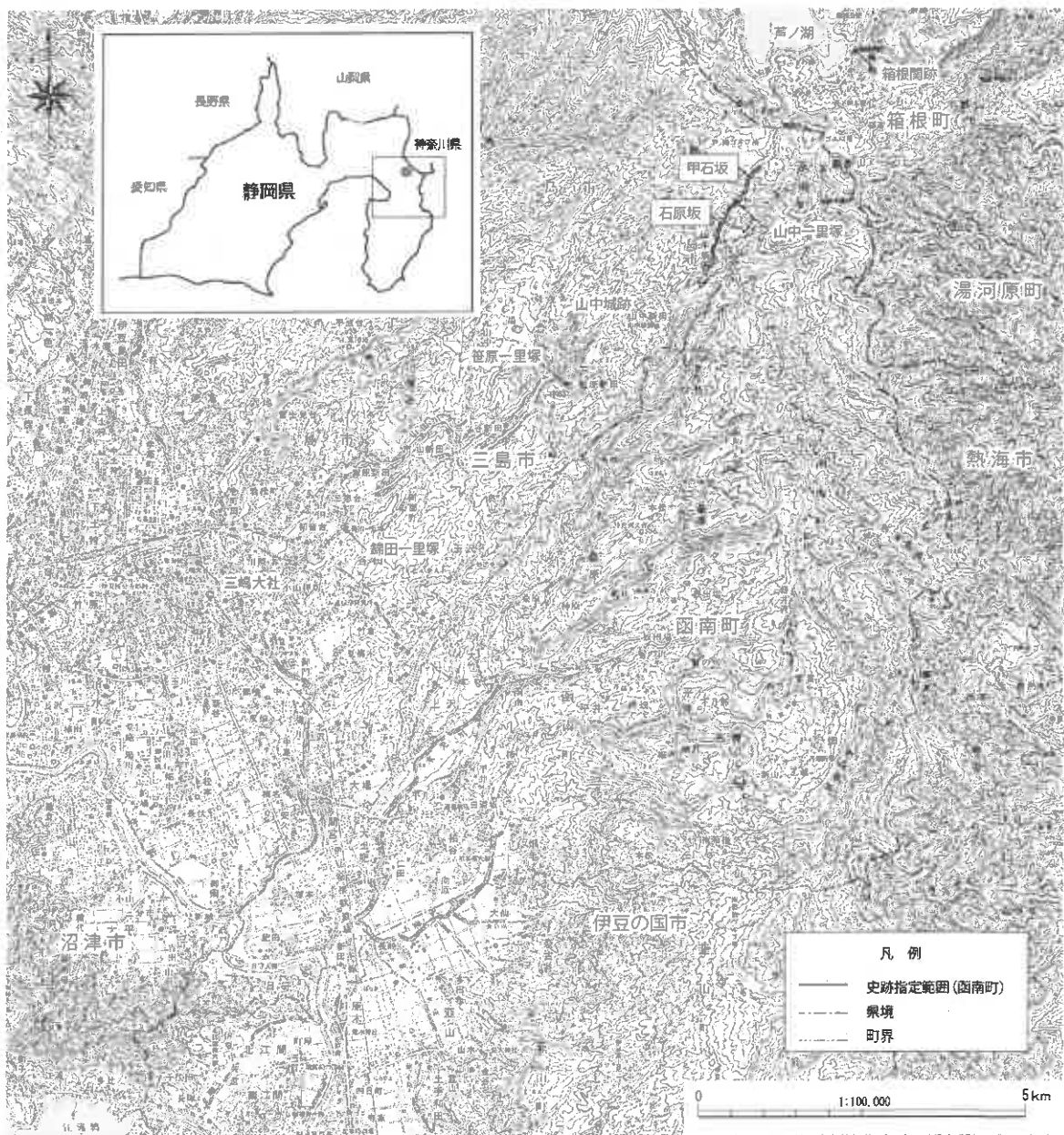


図 史跡箱根旧街道（甲石坂）の位置

第1章 計画策定の経緯と目的

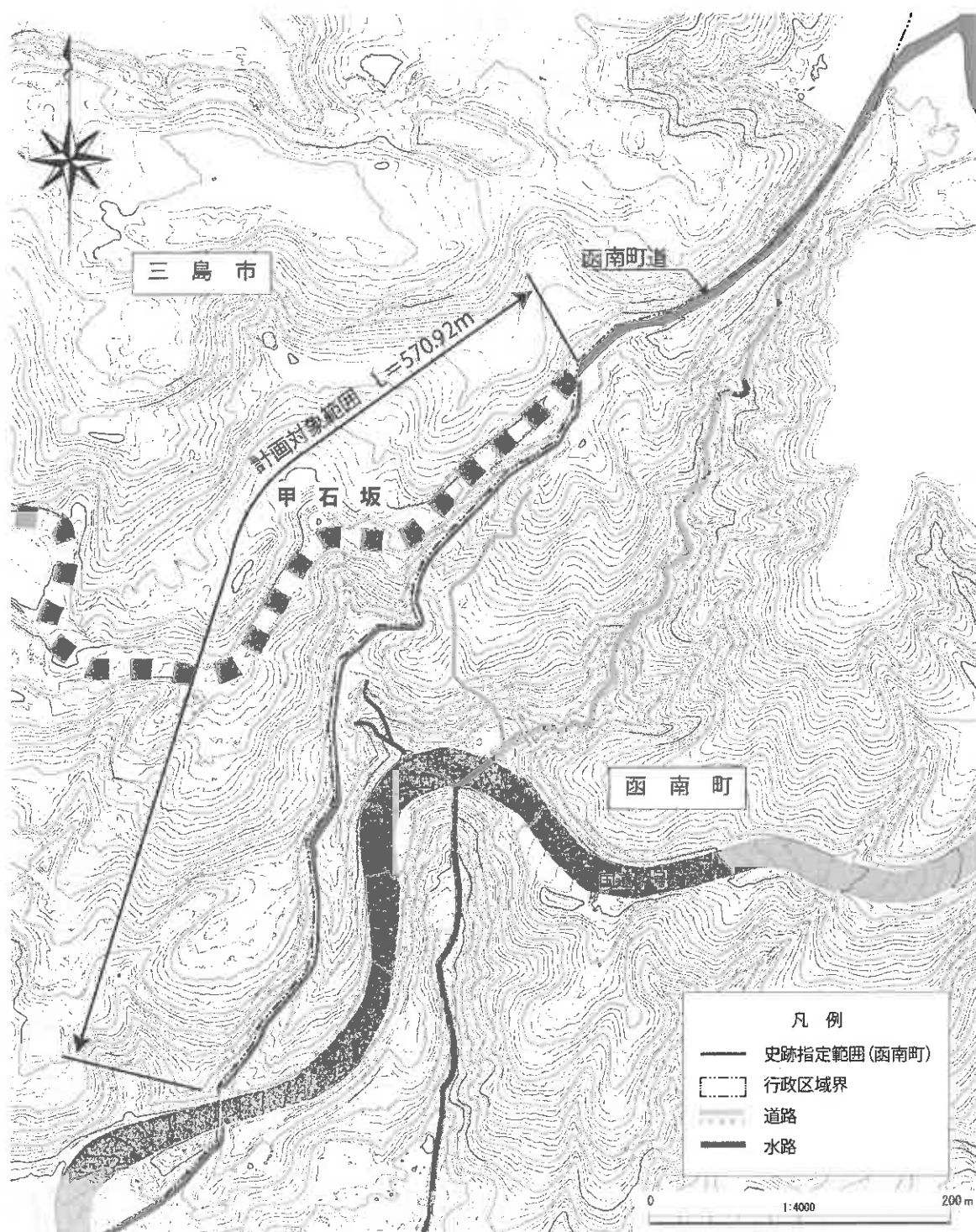


図 計画対象範囲

第2節 計画の目的

本計画は、史跡箱根旧街道の史跡としての価値を保存しつつ、令和元年8月大雨災害及び台風19号災害により甚大な被害が生じた箱根旧街道の災害復旧整備事業を実施するため、現状や課題、災害発生の原因の把握を行うとともに、災害復旧の基本方針や事業計画を示し、適切な災害復旧事業を実施することを目的とする。

第3節 委員会の設置

整備計画の策定にあたり、学識経験者や地元関係者で構成される「函南町史跡箱根旧街道災害復旧整備委員会」を設置し、整備に関する方向性や手法についての協議を行った。あわせて、文化庁文化資源活用課や静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課等の助言・指導を受けた。

函南町史跡箱根旧街道災害復旧整備委員会 委員名簿

氏 名	所 属 ・ 職 名	専 門 分 野
◎山内 雅夫	函南町文化財保護審議会 会長	工芸品・工芸技術
○本多 隆成	国立大学法人静岡大学 名誉教授	日本史(戦国時代・近世史)
堀内 秀樹	国立大学法人東京大学 埋蔵文化財調査室 准教授	考古学(近世)
天野 光一	学校法人日本大学理工学部 まちづくり工学科 特任教授	景観工学・観光計画
高瀬 要一	公益財団法人琴ノ浦温山荘園 理事長	史跡整備・造園学
西川 公次	函南町建設経済部 建設課長	町道管理部門
長谷川博康	三島市外五ヶ市町箱根山組合副管理者 (～令和3年5月17日)	土地関係者
杉山 浩生	三島市外五ヶ市町箱根山組合副管理者 (令和3年5月18日～)	土地関係者
渡辺 孝治	箱根山殖産林組合 事務局長	土地関係者

◎委員長、○副委員長

(任期) 令和3年3月26日から令和5年3月25日

第1章 計画策定の経緯と目的

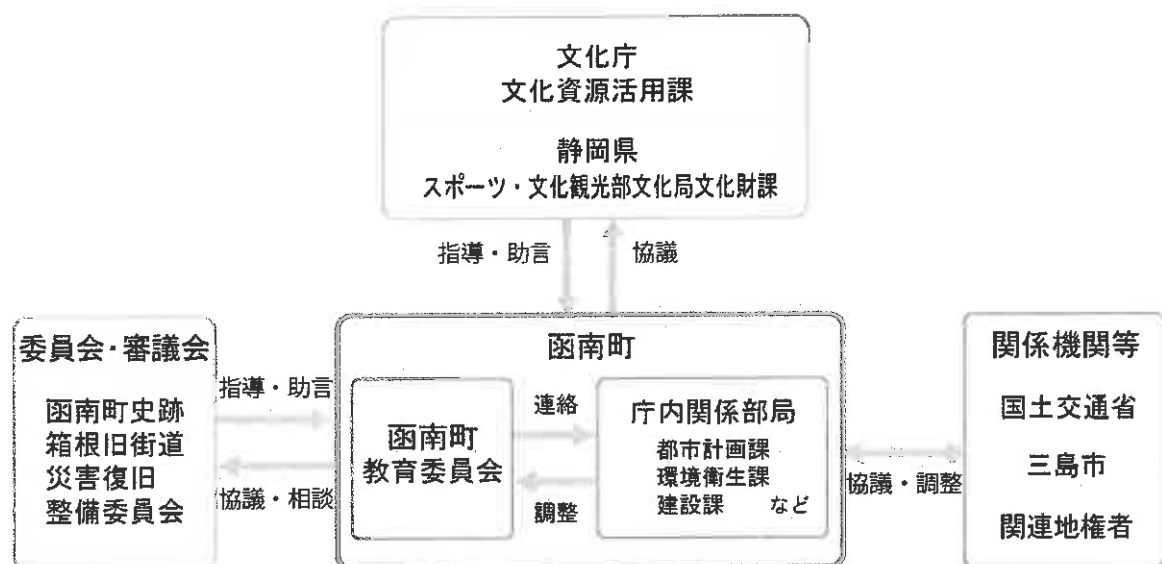
オブザーバー（指導・助言）

氏 名	所属・職名
中井 将胤	文化庁文化資源活用課 整備部門（記念物）文化財調査官
伊藤 康浩	国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 沼津国道維持出張所長（～令和4年3月）
中野はつ子	国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 沼津国道維持出張所長（令和4年4月～）
深谷 浩史	国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所 道路管理課 建設専門官
溝口 彰啓	静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化財課 班長

事務局名簿 ◇幹事

氏 名	所属・職名
山邊 義彦	函南町教育長（～令和3年6月）
久保田浩子	函南町教育長（令和3年6月～）
渡辺 正樹	函南町教育委員会 生涯学習課長（～令和3年3月）
富田 貴志	函南町教育委員会 生涯学習課長（令和3年4月～令和4年3月）
飯島 美貴	函南町教育委員会 生涯学習課長（令和4年4月～）
三田 秋鹿	函南町教育委員会 生涯学習課係長（～令和4年3月）
高橋 弘美	函南町教育委員会 生涯学習課係長（令和4年4月～）
◇戸田 英佑	函南町教育委員会 生涯学習課主査

策定体制



史跡箱根旧街道災害復旧整備委員会の開催履歴

委員会	日 付	内 容
第1回	令和2年3月	・委員委嘱 ・令和3年度事業概要説明と承認
第2回	令和3年6月2日	・現地視察 ・災害復旧整備計画スケジュールほか
第3回	令和3年秋（書面協議）	・回収した石材の取扱いについて ・箱根旧街道雨水調査中間報告ほか
第4回	令和4年2月3日（web会議併用にて対面実施）	・令和4年度事業計画 ・雨水調査の結果を踏まえた現状と課題ほか
第5回	令和4年7月15日	・災害復旧整備計画書について
第6回	令和4年12月23日	・災害復旧整備計画書について
第7回	令和5年2月6日	・災害復旧整備計画書の承認

第4節 関連計画との関係

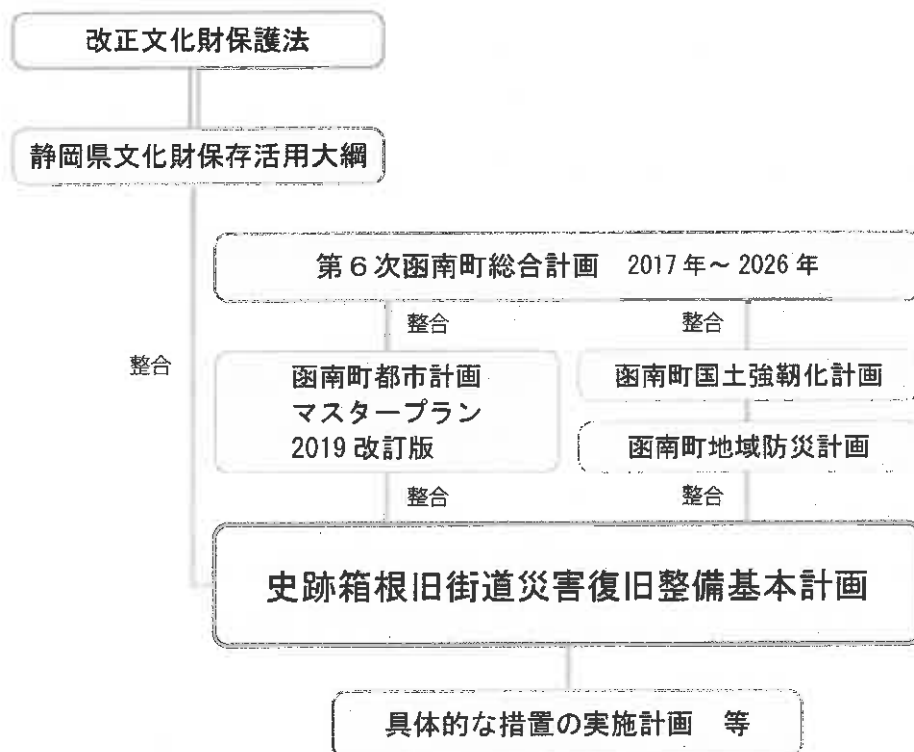


図 整備基本計画の位置づけ

第1章 計画策定の経緯と目的

1 第6次函南町総合計画(2017年～2026年)

【平成29年3月策定、令和4年6月改訂】

基本理念	環境・健康・交流都市 函南～住んでよし 訪れてよし 函南町～
目標年次	2026年
将来の土地利用方針	山間地域 ◎荒廃した山林の再生を推進し、自然環境の保全に努めます ◎地区の特性に応じ、周辺地域との調和を図りながら、自然環境資源の有効活用を推進します
後期基本計画 2022-2026	基本目標4 生涯にわたる学びを支える教育・文化づくり 6. 芸術・文化の振興と文化財の継承 基本方針 ・町民の文化活動が活発に行われるよう、文化施設や文化団体・企業等、文化を支える様々な主体が活動しやすい、環境づくりを進めます。 ・仏の里美術館等の活用により芸術・文化を継承します。 ・仏の里美術館を案内するボランティアガイドの養成・活用を行います。 ・文化財保存活用地域計画の策定にかかる検討を進めます

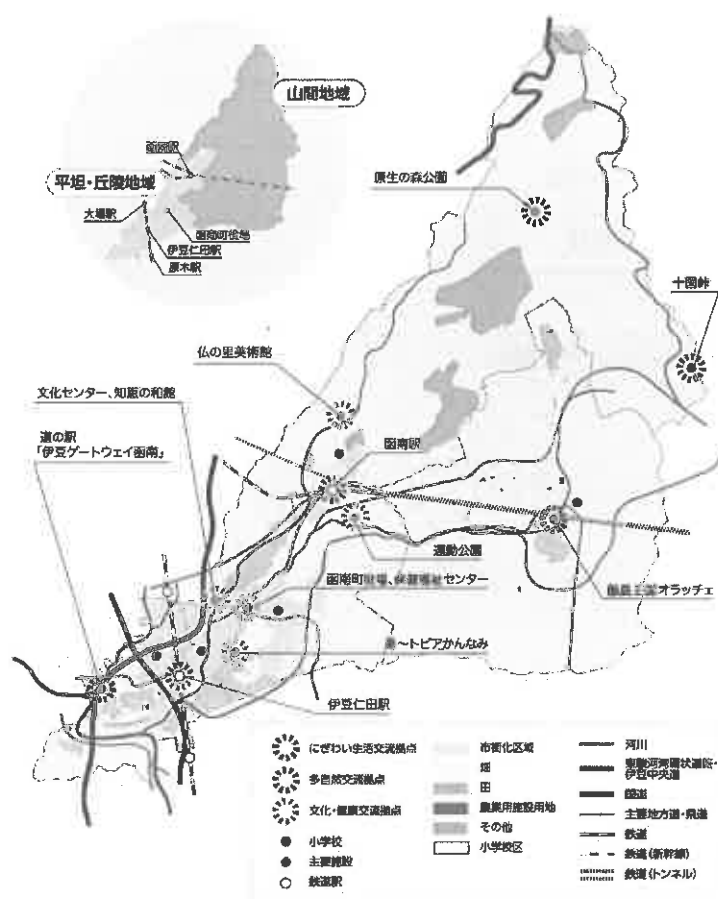


図 函南町土地利用構想図

2 函南町都市計画マスタープラン2019改訂版【平成31年3月策定】

都市づくりの 基本理念	『自然を育み誰からも愛される にぎわいと魅力ある交流都市・函南』 ～歴史ある地に新しい風が吹くまち・かなみ～
目標年次	2038年
将来都市像	◆誰もが安心して快適に暮らし多世代が交流する都市 ◆新しい風（交流活力）を活かす都市 ◆豊かな自然環境と共に生きる都市 ◆安全に暮らせる災害に強い都市 ◆町民と事業者、行政の協働でまちづくりを進める都市
将来都市構造 図における、箱 根旧街道周辺 の位置付け	「自然環境保全・活用ゾーン」では、森林などの豊かな自然資源や自然景観、優良な農地と調和した既存集落地の環境等を保全するとともに、グリーンツーリズムに代表されるような、自然とふれあい、学習する機会を創出する場として活用を図ります。 また、交流人口の増加を図り、地域産業の活性化につなげるため、富士山の眺望や文化財、温泉等の観光資源を有効活用した施設の立地を誘導します。
方針4： 都市防災等の 基本方針	4-3 土砂災害危険箇所の計画的な対策と山林の適切な維持・管理 大竹地区や桑原地区の来光川周辺等の急傾斜地や土石流・がけ崩れ等の土砂災害危険箇所については、計画的に必要な災害防止対策を図ります。また、土砂災害発生の危険性を軽減するため、山林等の適切な管理を推進します。 4-4 河川の適切な維持・管理 降雨時の河川氾濫による洪水被害を防止するため、来光川、函南冷川等の河川の適切な維持・管理を行います。また、未改修区間については、周辺の自然環境に配慮しながら、早期の改修に努めます。
方針5： 都市景観の基 本方針	5-1 富士箱根伊豆国立公園や函南原生林の森林景観の保全 富士箱根伊豆国立公園や函南原生林をはじめとする豊かな森林景観の保全を図ります。また、本町の自然景観の骨格をなす美しいスカイラインを形成する重要な要素として、維持を図ります。 5-2 良好な眺望が得られる眺望点・景観スポットの保全 十国峠や原生の森公園等の良好な眺望が得られる眺望点については、保全するとともに、眺望点への案内施設等の充実を図ります。また、桑村小学校周辺や桑村小学校の桜のほか、イモリが池や紫水の池、観音滝等の水辺景観等、地域の「顔」となる良好な景観スポットについても保全を図るとともに、桑村小学校周辺等から望む富士山の良好な眺望点についても保全に努め、これらをPRする取組みを推進します。 5-4 地域の歴史・文化資源等の保全と活用 かなみ仏の里美術館や山中城跡（岱崎出丸）、春日神社のクス、桑原西国三十三初観音霊場等の数多くの文化財や地域の神社、月光天文台等の歴史・文化資源を保全するとともに、「新日本歩く道紀行」に選定された「かなみ歴史ロマン街道」をはじめ、ウォーキングコースを設定する等ネットワーク化することにより活用し、地域の魅力の向上や活性化を図ります。

第1章 計画策定の経緯と目的

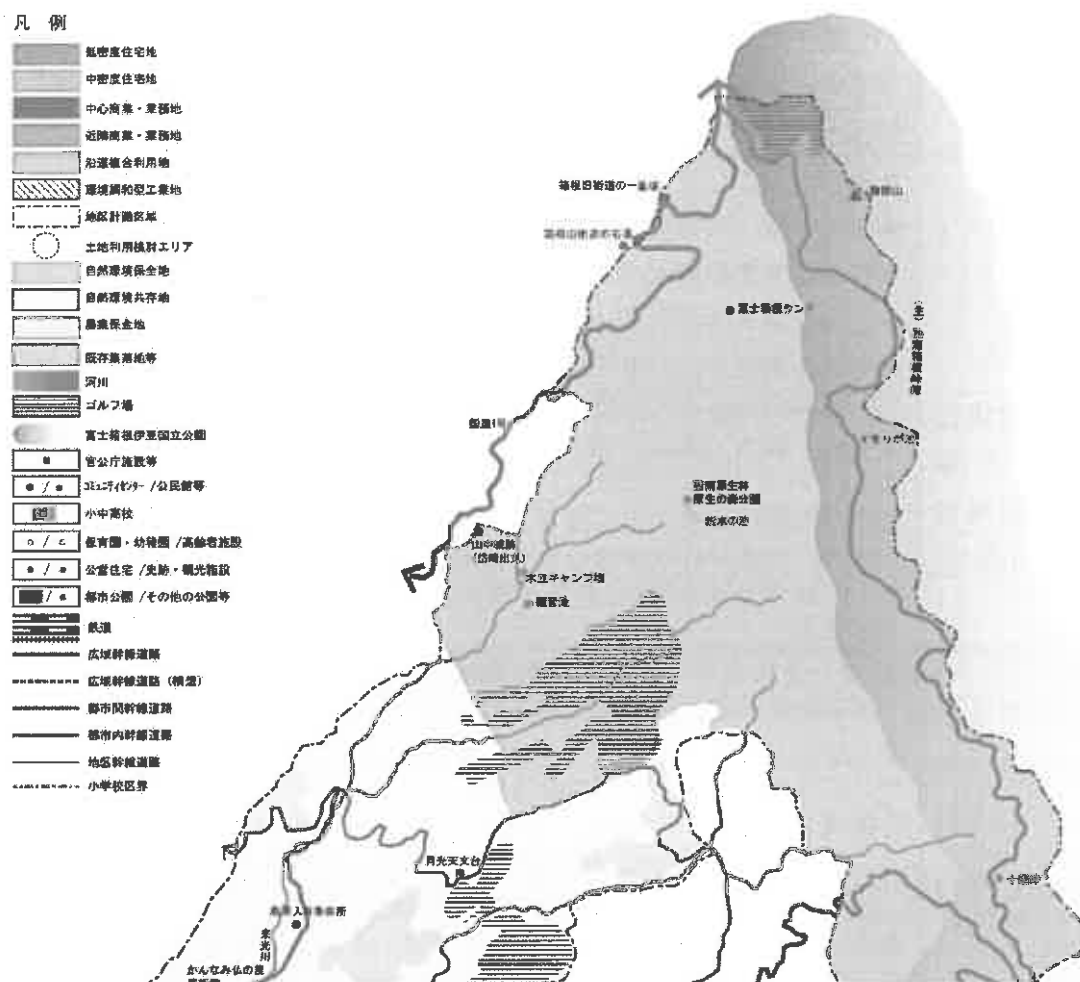


図 桑村小学校区将来まちづくり構想図

3 函南町国土強靱化計画【令和3年3月策定】

基本理念	安心して暮らせ、活力を感じる“強く、しなやかな”まち
計画期間	令和3年度から令和8年度
位置づけ	本町の上位計画である「第六次函南町総合計画 2017-2026」や「国土利用計画函南町計画（第3次計画）」と整合・調和し、「函南町地域防災計画」をはじめとした本町の各種計画における国土強靱化に関する事項の指針とする。本計画の計画期間（目標年次）は、令和3年度から令和8年度とする。
重点プログラム：指定文化財の保存整備事業	国土強靱化に関する取組：指定文化財の保存整備事業として、箱根旧街道災害復旧 重要業績評価指標：豪雨災害からの復旧率 達成時期：令和7年
起きてはいけない最悪の事態の取組：市街地浸水の解消	国土強靱化に関する取組：市街地浸水の解消として、来光川整備事業（観音橋から上流）区間における要望活動 具体的指標：来光川上流部の河川改修要望（県事業による整備）

4 函南町地域防災計画【令和3年3月策定】

位置づけ	「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくりの計画（静岡県国土強靱化計画）」における推進方針を踏まえたものである。函南町民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、函南町の地域に係る防災対策の大綱を定めるものとする。
構成	本計画は全7編で構成されている。うち、風水害対策編において、箱根旧街道の災害に関わる項目として、河川災害予防計画や道路・橋りょう災害防除計画が定められている。
河川災害予防計画（風水害対策編）	町の西端を天城山系に属している1級河川狩野川が北流し、東から箱根山系に属している柿沢川・来光川がこれに合流している。両山系の降水量が多いため、過去に狩野川台風（昭和33年9月）、集中豪雨（昭和36年6月）等の災害が起こっている。このため狩野川放水路の建設をはじめとして、国、県、町のそれぞれにより治水事業を進めているが、今後もより一層の整備促進を図る。
道路・橋りょう災害防除計画（風水害対策編）	町内の国道、県道及び町道の防災対策として、災害危険箇所の解消を図るため災害防除事業等の要望や実施をするとともに、日常的に道路パトロールを実施し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施する。 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。

第1章 計画策定の経緯と目的

第5節 計画の実施

本計画は、令和6年度を計画目標年次とした2箇年の計画である。

第2章 計画地の現状

第1節 自然的環境

1 町の位置

本町は、静岡県東部伊豆半島の玄関口に位置し、箱根山脈の分水嶺を境とし、東は熱海市、北東に神奈川県湯河原町及び箱根町に接し、北西は県東部の中心都市である沼津市と三島市、南は伊豆の国市に接している。

町域は、東西 12.7km、南北 11.1km に延び、総面積は 6,513ha で、山間地は富士箱根伊豆国立公園が周囲を覆う緑豊かな自然環境に恵まれている。

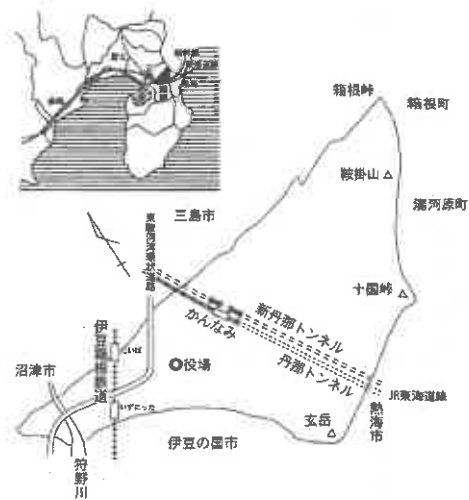


図 函南町の位置（出典：統計書かんなみ）

2 自然条件

本町の地形は、北東境である箱根連山分水嶺から西に向かって、山間地、丘陵地、平坦地に大別される。

町域北東部に広がる山間地は、箱根峠の南斜面にある原生林を中心とした山林で占められ、箱根連山に沿って富士箱根伊豆国立公園に指定されており、箱根峠の南斜面に広がる函南原生林は、江戸期から「禁伐林」として関係者により自主的に保護されてきた。ここに生育する動植物の種類は多く、学術的にも貴重な固有植物等があり、県条例で自然環境保全地域に指定されている。函南原生林沿いには、函南原生の森公園があり、紫水の池を有している。また、山間地北部には、標高 1,004m の鞍掛山、南部には 799m の玄岳があり、この二つの山頂を持つ山々に囲まれ丹那盆地や田代盆地が位置している。玄岳の付近には氷ヶ池があり、この他、山間地北西部には、町内随一の滝である観音滝や不動の滝等がある。

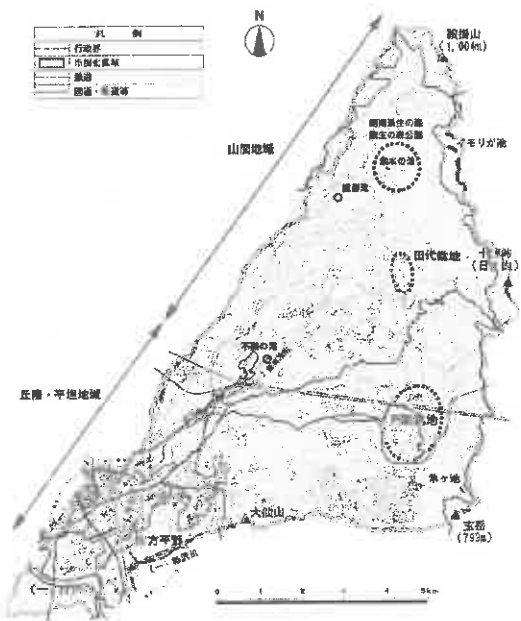


図 函南町の地形の特徴
(出典：都市計画マスタープラン)

町域中部に位置する丘陵地には、なだらかな台地が広がり、傾斜の緩やかな箇所は山裾からの開墾により畑作が行われている。一方、町城南西部の平坦地は、一級河川狩野川流域の田方平野の一角を占め、水田として利用されているほか、一級河川来光川から台地にかけて伸びている河岸段丘林や、カシ・クスを主体とした社寺林・屋敷林に恵まれている。

第2章 計画地の現状

本町を流れる一級河川には、狩野川、柿沢川、来光川、大場川、函南冷川、函南観音川があり、狩野川水系を構成している。柿沢川は、玄岳・十国峠に源を発し、丹那盆地の水田を潤し来光川と合流しており、来光川は、鞍掛山に源を発する桑原川と、田代盆地から出る冷川の二つが合流して来光川となり、函南冷川、柿沢川が合流して、狩野川へと合流している。大場川は、本町の南西部の平野部で、函南観音川が合流し、狩野川へと合流している。

本町の地質は、大きく町域北東部に広がる第3紀層の火山灰と、町域南西部の平坦地に広がる第4紀層の沖積土の地質に分けられる。火山灰は安山岩や玄武岩からなる溶岩で、三島市との境界付近は古期外輪山、その南側は湯河原火山による噴出物で、約45～25万年前に堆積した。さらに南側は魚見崎火山の噴出物で、約60～50万年前に堆積したものである。

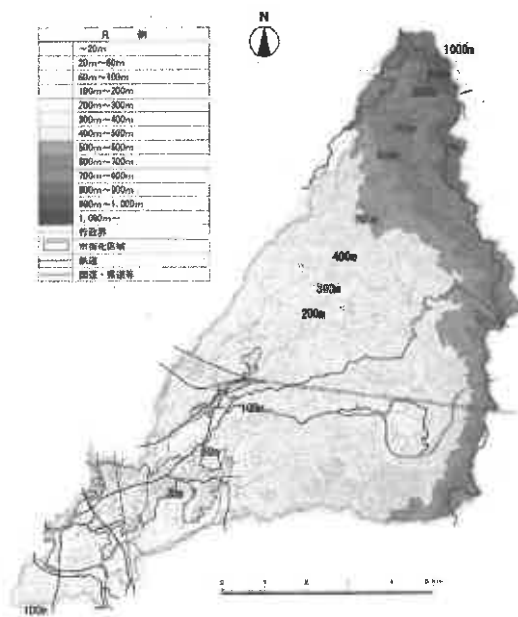


図 函南町の標高図

(出典：都市計画マスタープラン)



図 函南町の地質図

(出典：工業技術院地質調査所地質図に加筆)

第2節 歴史的環境

1 函南町の歴史

本町には、旧石器時代の遺構が海拔 150～300mの丘陵地帯に分布しており、それより低い丘陵地には縄文・弥生文化の遺跡が多数分布している。

古墳時代には、伊豆半島で、円墳、前方後円墳、横穴古墳が多く築造されている。国指定史跡の「柏谷横穴群」は、丘陵の斜面を横に掘って墓室とした古墳時代後期の横穴墓群である。東西 600 メートル、南北 250 メートルの範囲に総数 300 基以上が存在すると推定され、県内最大規模を誇る。山間部に分布する横穴群の存在は、本町への古墳文化が流入する前の小さな権力者の集合地であったことを示すものと考えられている。



図 柏谷横穴群

奈良時代に入ると、古墳築造が禁止され、新たに中央集権体制が展開されていく。伊豆国に属していた函南町域は、駿河国に合併された後、伊豆国として再度分離した。この時代には、三島市に国府が置かれ、国分寺が建てられた。伊豆国の平坦部に三島神社、山岳部に伊豆山権現、箱根権現の信仰が広まり、自然崇拝信仰と仏教とが一体化して信仰されるようになった。

平安時代になると、箱根山麓では引き続き権現信仰が隆盛し、本町の桑原は箱根権現の神領に、丹那は伊豆山権現の神領に属する中で、宗教を媒介とした地方の文化圏が形成されていった。弘仁 8 年（817）、桑原に新光寺という七堂伽藍の大寺院が建立された。新光寺の本尊であったという薬師如来像や十二神将像が今日に伝えられている。平安時代末期に、地方の政治が乱れ、治安が悪化すると、地方の郡司や有力な農民等が武器を持ち、自分の力で土地を守ろうとし、武士が発生していった。

鎌倉時代まで、長く伊豆は、朝廷にとって流人の地として捉えられており、源頼朝をはじめ多くの人々が流されてきた。その後の頼朝の鎌倉幕府の創建に至る時代、伊豆の地は大きな歴史の変転の舞台となっている。町域には、頼朝の乳母だった比企尼や、幕府の執権職につく北条氏などにゆかりのある地が存在している。源平の戦いなど激しい動乱の時代を経て、鎌倉時代に浄土宗、浄土真宗、日蓮宗、禅宗といった新仏教が生まれ、急速に人々の間に浸透していった。現在の町内の各宗派の広がりでは、臨済宗が多い。また、臨済・曹洞の禅宗は山間地に多い特徴がみられる。

室町時代になると、室町幕府が武士の勢力の強い関東を治めるための関東管領を設置し、伊豆を含む関東一帯を治めようとした。しかし、その後、北条早雲が台頭する中で、町域は戦国大名の支配下に入っていた。北条氏は、早くから土豪や名主らに本領を安堵して家臣団に編成する近世封建体制を形成したといわれている。

戦国時代の戦乱を経て、下級武士が山間地に土着し、以後村役人などとして村落自治の中心になるものが現れた。本町では諏訪氏遺臣（軽井沢）、武田氏遺臣（大竹）などがこれ

第2章 計画地の現状

にあたりと考えられる。その後、北条氏が天正18年（1590）に滅亡し、豊臣氏の支配が始まると、伊豆は関東に国替された徳川家康の領土となった。家康は、伊豆のほとんどを蔵入地とし、代官を配置した。

江戸時代が始まると、徳川幕府は寛永年間に東海道五十三次の宿駅を確定し、東海道の整備を行った。本町には、桑原に東海道の石畳、一里塚、接待茶屋跡などが残されている。東海道と三島宿の整備に伴い、近隣の村々には助郷負担が課された。また、江戸時代には、農業生産力の向上と年貢の増収のため新田開発と灌漑工事が進められた。ハツ溝用水は、上沢で来光川用水を分水し、函南町役場付近まで導水するものである。その整備時期は不明であるが、近世初頭に新田開発等を目的に開かれたものと考えられる。幕末には町域の大部分が旗本の給地となり、一部、水野沼津藩、大久保小田原藩の領分となっていた。

明治時代に入ると、旧沼津藩の平井、桑原、畑毛等は菰山代官領から菰山県に、旧旗本領は小田原藩、萩野山中藩領となったが、明治4年（1871）にこれらが統合され足柄県となった。足柄県は、明治9年（1876）に廃止され、静岡県に編入された。明治12年（1879）には郡制がしかれ、日守と馬坂を除いて田方郡となり、日守は駿東郡、馬坂は君沢郡に属し、その後、明治17年（1884）に田方郡に畑毛村が編入され「仁田村外14ヶ村」となった。明治22年（1889）町村制の施行により、日守村及び山中新田の小字馬坂を合併して一村を形成し、箱根（函嶺）の南に位置することから函南（かんなん）村と名付けられた。昭和38年（1963）に町制を施行し、この時に「かんなみ」を正式な読み方に定め、平成25年（2013）には、町制50周年を迎え、現在に至っている。

2 街道交通の歴史

箱根越え最古の道は碓氷道といわれ、そこから足柄道、湯坂道、旧東海道と変移し、現在の東海道に至る。

碓氷道（上古道）は御殿場から箱根外輪山の背中ともいふべき乙女峠を越えて、仙石原・宮城野に至り、そこから再び外輪山の明神ヶ岳の頂上を越えて大雄山、関本へ通る道であった。次いで開かれたのが竹ノ下から足柄峠を越える足柄道（中古道）である。

足柄道は延暦 21 年（802）の富士山の爆発で埋没した。代わって湯坂道（近古道）が開かれ、鎌倉時代から戦国時代まで約 800 年間、官道として使われた。湯坂道は三島から箱根町、元箱根村、芦ノ湯、鷹ノ巣山、浅間山、湯坂山、湯本を通る。

次は徳川二代将軍秀忠が元和 4 年（1618）に拓いた旧東海道（近世道）である。三島から元箱根、畑宿、須雲を経て三枚橋に至る官道である。この旧東海道は、山中新田の上の出外れから箱根峠まで、函南町と三島市の境界となっている。この道路には「雲助の墓」、「石畳」などの往時をしのばせる遺物が数多く残されている。

明治の国道一号（東海道）は、人力車、馬車が通れない程の道であったと考えられる。そして、明治 9 年に人力車道が湯本から塔の沢へ、明治 20 年に塔の沢から宮ノ下間に、続いて宮ノ下から箱根町間に人力車道の開設が行われ、明治 37 年に竣工した。現在の東海道はこれが原型となり大正・昭和と改良に改良が行われて出来たものである。

その後、交通機関の発達により更に改良が進められ、大正 12 年に初めて自動車の通行が可能になった。大正 12 年 9 月 1 日、関東大震災で東海道も被害を受けたが、同年 11 月には箱根町と三島間の道路は復旧した。昭和初期の社会経済不調とそれに続く戦争は道路の改良を一時期中断させたが、戦後特に昭和 30 年代の自動車の発達は東海道の改良を促進した。昭和 39 年に三島バイパスが完成、箱根の坂道は現在の姿になった。

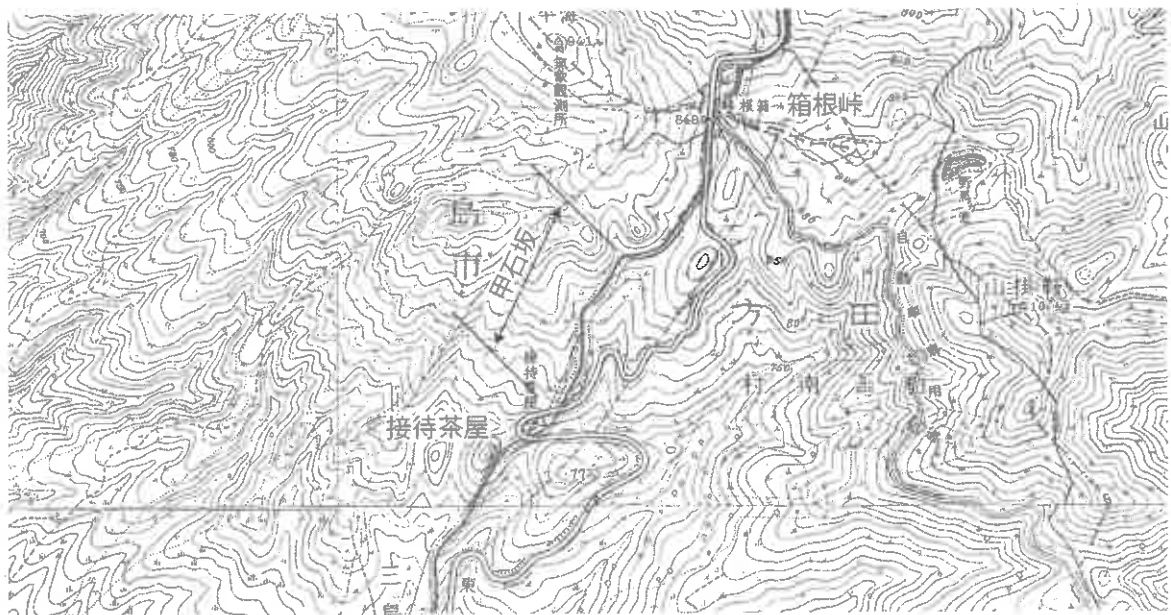


図 旧版地形図にみる甲石坂周辺の旧東海道（出典：国土地理院旧版地形図に加筆）

（M18・19 年測図、S8・27・29・31 修正）

第2章 計画地の現状

3 文化財

国、県、市による指定文化財は、有形文化財が7件、民俗文化財が5件、記念物が10件となっている。また、国登録文化財として、記念物（名勝地）が1件存在する。

指定・登録文化財一覧

種類	種別	名称	所在地	区分
指定文化財	有形文化財	美術工芸品	木造阿弥陀如来及両脇侍像	国
		木造薬師如来坐像 木造毘沙門天立像 木造十二神将立像 木造聖観音立像・木造地藏菩薩立像	かんなみ仏の里美術館（桑原）	県
		かんなみ仏の里美術館内の仏像群		町
		興聖寺のマリア観音像	塚本（興聖寺）	町
		磨崖仏	畑毛	町
		大竹千体観音像	かんなみ仏の里美術館（桑原）	町
		興聖寺の襖絵	塚本（興聖寺）	町
	民俗文化財	有形の民俗文化財	双体道祖神	町
			駒形像	町
			地獄・極楽絵図	町
			桑原西国三十三所観音霊場（三拾三体）	町
			寺社版本等	町
	記念物	遺跡	柏谷横穴群	国
			箱根旧街道	国
			山中城跡（岱崎出丸）	国
			八重窪横穴群	町
			中里横穴群	町
		動物、植物、地質鉱物	丹那断層	国
			天地神社のクス	県
			春日神社のクス	県
			火雷神社の断層	町
			火雷神社の社叢	町
登録文化財	記念物	名勝地	十国峠（日金山）	国

（出典：函南町ホームページ）

第3節 社会的環境

1 人口の動向と見通し

昭和38年町制施行当時の函南町の総人口は15,238人であったが、本町及び周辺地域における交通体系の整備に伴い、工場・事業所等の立地や就業機会が増加し、昭和40年代後半から50年代にかけては年率5%程度の高い人口の伸びを示していた。

昭和55年には、県内町村第2位の人口増加率を記録し、昭和60年においても同様の増加率を示した。昭和60年代以降は一時ほどではないものの人口の増加傾向は続き、平成2年には、県内町村の中で最も大きい人口規模の町となった。

国勢調査の結果では、令和2年10月現在、総人口36,794人、総世帯数14,780世帯を数える。近年の動向としては、人口は微減、世帯数は微増の傾向にあり、今後も同様の傾向となることが予想される。

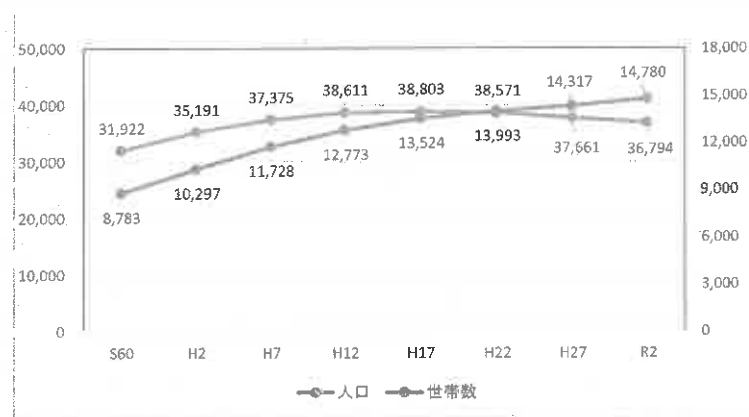


図 人口と世帯数の推移

2 産業別就業者の動向

国勢調査の結果では、令和2年の総就業人口18,025人（分類不能含む）、第1次産業628人（3.5%）、第2次産業4,795人（26.6%）、第3次産業12,542人（69.6%）である。第2次産業において就業者数が長期的に減少傾向にある一方、近年、第1次産業、第3次産業では大きな減少はみられず、今後もこの傾向は継続していくと考えられる。

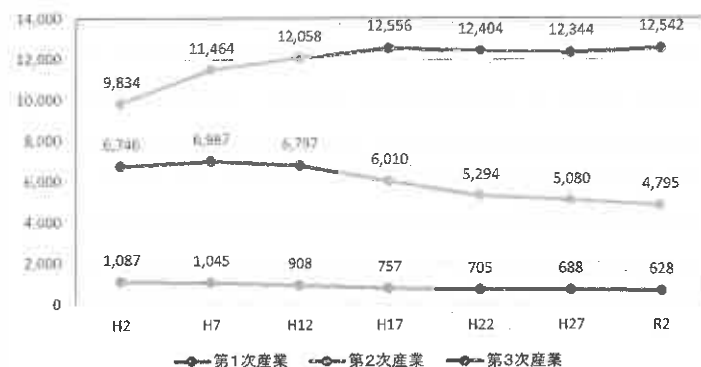


図 産業別就業人口の推移

第2章 計画地の現状

3 交通条件

本町は、伊豆半島の玄関口に位置し、道路網は市街地に東駿河湾環状道路、南北に国道136号、東西に国道1号及び主要地方道熱海函南線（通称：熱函道路）がある。鉄道網は東西方向にJR東海道本線が通り、町内には函南駅、南北方向にはJR三島駅と結ぶ伊豆箱根鉄道が通り、伊豆仁田駅を有している。

国道1号は首都圏と中京圏、関西圏を結ぶ主要交通路の一つであり、災害時に遮断された場合、広域交通に大きな影響が出る。

陸路が寸断され緊急を要する負傷者の搬送や緊急物資の輸送に備えて、町ではヘリコプターの離着陸が可能な防災ヘリポート13箇所を指定しており、函南運動公園、道の駅・川の駅「伊豆ゲートウェイ函南」を、広域的な防災拠点として位置づけている。



図 町周辺の交通状況
(出典：都市計画マスタープラン)

4 観光

本町の観光交流客数は、平成28年度まで年間80万人程度で推移していたが、平成29年度から大きく増加し令和元年度は260万人台に達した。一方宿泊客数は観光交流客数全体に比べると比率が少ない。令和2年度はコロナウィルス禍の影響を受け、観光交流客数は大幅に減少したが、令和3年度は回復のきざしがみえる。

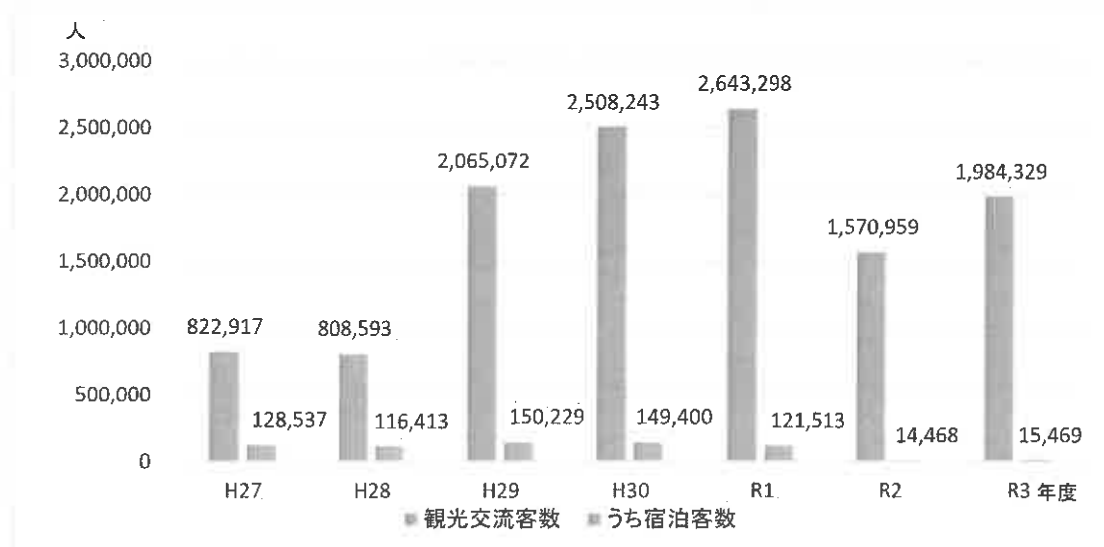


図 函南町の観光交流客数の推移
(出典：令和3年度 静岡県観光交流の動向 令和4年10月発行)

5 法適用現況

史跡周辺は、鳥獣保護区に指定されている。

神奈川県との県境の尾根筋は富士箱根伊豆国立公園の特別地域に指定されており、優れた自然風景を保護するため、開発行為等を行う場合は、自然公園法に基づく申請又は届出の手続が必要となる。

史跡東側の禁伐林が広がる山間部は自然環境保全区域特別地域として、自然林等の優れた環境の保全が行われている。

史跡指定地に隣接する森林の一部は、地域森林計画対象民有林及び保安林に含まれており、森林の伐採や開発等に関して規制がかけられている。

このほか、史跡を含む範囲は、土石流危険渓流等に指定されている。土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼす恐れのある「土石流危険渓流」に加え、人家がないものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流（一定の要件を満たしたもの）を含めたものが「土石流危険渓流等」とされている。

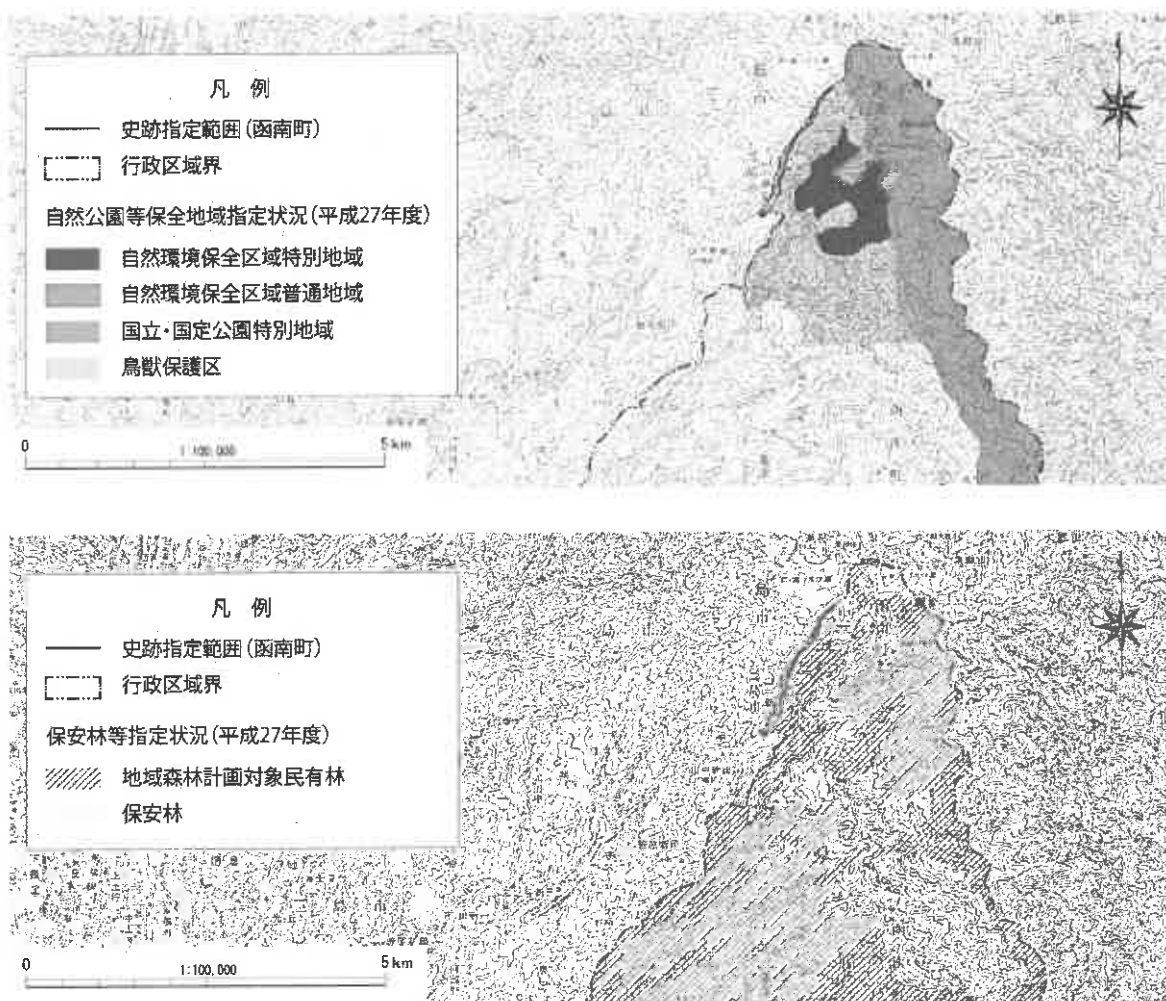


図 法適用現況図

(出典：平成27年度都市計画基礎調査)

第2章 計画地の現状

第3章 史跡の概要及び現状と課題

第1節 史跡の概要

1 指定に至る経緯

箱根旧街道は江戸時代初期に徳川幕府によって整備された東海道の一部であり、三島市から本町、神奈川県足柄下郡箱根町を経て小田原市に至る八里の坂道である。うち静岡県側を西坂、神奈川県側を東坂と呼ぶ。

東海道五十三次と宿駅制度が確立されると、沿道の村々は交通の要衝として賑わった。東海道は、延宝8年(1680)に石畳に改修され、文久3年(1863)に将軍家茂の上洛に際し、その前年に大改修が行われている。文化3年(1806)作成の東海道分間延絵図によれば、西坂沿線の山中宿には38軒の茶屋が描かれており、寺、神社、山道なども現状と一致する。こうした山中宿の賑わいは十返舎一九の「東海道中膝栗毛」にも登場する。

しかし、明治5年(1872)の宿駅伝馬制度の廃止や、明治22年(1889)の東海道線の開通により、箱根峠を歩いて越える旅人は激減した。宿場経営が崩壊した山中宿が早くも明治41年に戸数24戸の寒村に転落したことからも、これらの影響が西坂沿線の村々に与えた打撃の大きさが分かる。

その後、東海道新道(現在の国道1号)の建設に際し、大規模な地形の改変が行われ、新道の基礎材として石畳の石材が剥がされ、住宅の建築資材としても石材が転用されたことで、石畳は部分的に消滅した。

大正12年(1923)の東海道新道開通後は交通の主体が新道に移り、これ以降の東海道は「旧街道」と呼ばれるようになった。新道開通後は、牛に荷車を引かせて西坂を通行する利用形態も見られたが、旧街道を利用するのは、わずかな地元の人だけとなってしまった。こうして維持管理されなくなった西坂の石畳は、人々の記憶の彼方に忘却されていったのである。

昭和16年(1941)から昭和20年(1945)頃にかけて、戦時下の通信網の安全を図るため、旧逓信省が旧街道に地下ケーブル埋設工事を行ったことが伝わっている。また、「箱根旧街道石畳整備事業報告書」(三島市教育委員会1999)には、旧街道周辺住民からの聞き取り調査の内容として、昭和40年頃に旧街道の一部のケーブルを回収して金属を売り払った人がいたとの証言が報告されている。「笹原山中バイパス建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書(その5)」(三島市教育委員会2018)では、山中城G遺跡(16地点)試掘調査にて、石畳の下から埋設された地下ケーブルの遺構が検出されたことが報告されている。

なお、甲石坂ではコンクリート製の段差工や、モルタルで石畳を補修した痕跡が認められるが、町に工事記録が残されていないため、施工時期は不明である。芦の湖カントリークラブが造成された昭和30年代から40年代頃にかけて、何らかの改変が行われたと考えられる。

東坂では、昭和6年(1931)、箱根町地内の石畳の道に沿うバス道路の開削により、石畳

第3章 史跡の概要及び現状と課題

の道は寸断され、石畳は埋没し、大きくその姿を変えていった。このバス道路は、昭和35年(1960)に神奈川県道湯本元箱根線(県道732号)として指定された。この時期に、草深い林の中に埋もれた東海道箱根路東坂は、再び脚光を浴びることとなり、同年9月に近世における箱根越えの旧態を良く留めており、日本の交通史上貴重なものとして、東坂の一部が「箱根旧街道」として国の史跡に指定された。

西坂では石畳の受難の時代が長く続くが、平成6～9年度にかけ、静岡県地域振興室(当時)の補助金を得て、「三島市東海道歴史のふるさとづくり事業」として箱根西坂の整備が実施された。この整備事業では、函南町分の区間55mを含む延長1,914mが整備された。

平成15年度に、箱根旧街道沿線の自治体は、史跡の追加指定に向けた土地所有関係の確認、関係市町における問題点の洗い出しと対応、指定範囲について検討を行った。函南町では追加指定に向け、延長1.9kmの区間における現況測量調査を実施した。また、関係機関(国土交通省、箱根山組合、箱根山殖産林組合、個人所有者)との協議を進め、追加指定の条件が整った平成16年3月に関係市町とともに、国史跡の追加指定申請を行った。平成16年10月18日、三島市・函南町・箱根町の区間5.05kmが史跡箱根旧街道として追加指定された。同時に大正11年(1922)に史跡指定された「錦田一里塚」は、箱根旧街道として統合された。

平成30年5月には「旅人たちの足跡のこる悠久の石畳―箱根八里で迎える遥かな江戸の旅」として日本遺産(平成27年度に文化庁が創設)に認定された。

史跡指定に至る経緯とその後の経過

年 度	内 容						
大正 11 年 3 月 8 日	錦田一里塚（静岡県三島市）史跡指定						
昭和 13 年	静岡県知事より、道路敷を除く並木敷（廃道敷）が箱根山組合に払い下げられる。（所有権移転は昭和 22 年）						
昭和 35 年 9 月 22 日	箱根旧街道（神奈川県箱根町）史跡指定 神奈川県箱根町に遺存する石畳と並木敷を伴う街道の一部にとどまる。						
昭和 44 年 8 月	函南町史跡指定申請 （石原坂・枯木地区の一部、山中一里塚）						
昭和 44 年 11 月	文化庁史跡箱根旧街道追加指定の内定 書類不備等により未指定						
昭和 46 年～平成 3 年	文化庁・関係市町連絡調整会議実施（計 18 回）						
平成 6 年～9 年	三島市企画調整課（当時）主導により、「三島市東海道歴史のふるさとづくり事業」として箱根西坂の整備が実施された。						
平成 14 年	静岡市で開催された「全国歴史の道会議」にて、箱根旧街道の歴史的価値を再考していた三島市の働きかけもあり、箱根旧街道現地視察を契機に追加指定に向け動き始めた。						
平成 15 年	箱根旧街道沿線自治体で史跡追加指定を目指し、文化庁指導の下、打合せ会を 2 回開催した。 平成 15 年度打合せ会参加機関（担当部署は平成 15 年当時） <table><tr><td>文化庁文化財部記念物課</td></tr><tr><td>神奈川県教育庁教育部 生涯学習課</td></tr><tr><td>神奈川県箱根町教育委員会 生涯学習課</td></tr><tr><td>静岡県教育委員会 文化課</td></tr><tr><td>静岡県三島市教育委員会教育部 文化振興課</td></tr><tr><td>函南町教育委員会 社会教育課</td></tr></table>	文化庁文化財部記念物課	神奈川県教育庁教育部 生涯学習課	神奈川県箱根町教育委員会 生涯学習課	静岡県教育委員会 文化課	静岡県三島市教育委員会教育部 文化振興課	函南町教育委員会 社会教育課
文化庁文化財部記念物課							
神奈川県教育庁教育部 生涯学習課							
神奈川県箱根町教育委員会 生涯学習課							
静岡県教育委員会 文化課							
静岡県三島市教育委員会教育部 文化振興課							
函南町教育委員会 社会教育課							
平成 16 年 10 月 18 日	函南町地内を含む 5.05km が追加指定、錦田一里塚の箱根旧街道への統合						
平成 21 年 7 月 22 日	箱根町地内を追加指定						

2 指定に至る調査成果

平成 15 年度に函南町は延長 1.9km の区間の現況測量調査を実施した。当該区間には、整備時期不詳ながら石畳が残存する部分が存在し、山中一里塚（南側）が確認された。

第3章 史跡の概要及び現状と課題

3 指定の状況

(1) 種別、指定基準、指定年月日、所在地、指定面積

◇種別：史跡

◇指定基準：六、交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡

◇指定年月日：昭和35年(1960)9月22日 文化財保護委員会告示第41号
(神奈川県足柄郡箱根町当初指定)

◇追加指定年月日：平成16年10月18日付け 文部科学省告示第156号
(静岡県函南町追加指定、三島市「錦田一里塚」統合)

◇追加指定年月日：平成21年7月23日付け 文部科学省告示第119号
(神奈川県足柄郡箱根町追加指定)

◇所在地：箱根町湯本茶屋～三島市
(神奈川県足柄下郡箱根町、静岡県三島市、静岡県田方郡函南町)

◇指定面積：61,594.62 m²
うち静岡県三島市・函南町：28,279.14 m²
神奈川県足柄下郡箱根町：33,315.48 m²

(2) 指定理由

【昭和35年(1960)9月22日指定】

元和四年、幕府は箱根山麓の湯本から鷹ノ巣山を経て、二子山北麓を廻り元箱根に至る旧来の湯坂路を廃し、小田原、三島両宿の間、箱根山中の芦ノ湖畔に箱根宿を置き、関所を新たに設けて湯本の三枚橋から須雲川沿い、畑宿から急坂を二子山南麓の笈平に登り、元箱根に至る山地を開いた。

この道は江戸時代を通じて世に箱根越えと言われ、東海道中、屈指の難路であったが、そのありさまは詩歌、物語等に多くうたわれ、また、人馬の往来が盛んであったことはいうまでもない。

明治維新後はなお街道として利用されていたが、明治三十年代新たな国道の開設と共に路は寸断されあるいは拡幅され、また雑草に覆われた廃道となってしまった。しかしながら石敷の路はなお、所々に遺存し、指定地域においては、笈平から芦ノ湖に至る間は整然とした石敷がよく残り、湯本茶屋附近には石敷の小径が沢を横切って遺存している。

また芦ノ湖畔、俗称賽の河原から関所跡にかけては杉並木の旧道があり、石敷の山路と共に江戸時代の東海道の面影を残している。このように旧東海道は箱根越えの路においてよく旧態をとどめていて、わが国交通史上貴重な価値を有するものである。

【平成16年(2004)10月18日追加指定】

近世交通の要衝として知られた街道であり、今回、小田原より三島に至る箱根八里間の、神奈川県箱根町、静岡県函南町、三島市に存する旧道及び一里塚の追加指定を行うとともに、史跡箱根旧街道に史跡錦田一里塚を統合して、一体的な保護を図る。

【平成21年(2009)7月23日追加指定】

箱根旧街道は箱根山越えの道において石畳、杉並木といった旧態をよくとどめる、交通史上、貴重な遺跡である。

昭和三十五年、箱根町に遺存する石畳と並木を伴う街道部分の指定が行われ、平成十六年に至り、静岡県側の函南町、三島市を含めた、いわゆる「箱根八里」全体を対象に、良好な状態で旧街道の形状や一里塚、石畳等が保存されている部分について追加指定を行い、さらに大正十一年(1922)指定の「錦田一里塚」を統合して一体的に保存することとした。

(3) 官報告示(函南町に係る部分)

上		中		下	
名称	関係告示	所在地	地域	名称	欄
錦田一里塚 箱根旧街道	大正十一年内務省告示第四十九号 昭和三十五年文化財保護委員会告示第四十一号	神奈川県足柄下郡箱根町 静岡県三島市同田方郡函南町	別図のとおり 備考 別図は省略し神奈川県教育委員会、静岡県教育委員会、三島市教育委員会及び函南町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。(参考図参照)	箱根旧街道	文部科学省告示第百五十六号 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第六十九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を統合するとともに同表中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりとする。 平成十六年十月十八日 文部科学大臣 中山 成彬

箱根町

箱根国立公園

小田原市

三島市

湯本茶屋地区

箱根山根地区

二子山地区

湯宿千鳥橋上地区

湯宿一里塚

ドンキン地区

吾妻嶺地区

新谷町地区

箱根旧街道休憩所

甘酒茶屋

箱根磯跡

向坂地区

湯河原町

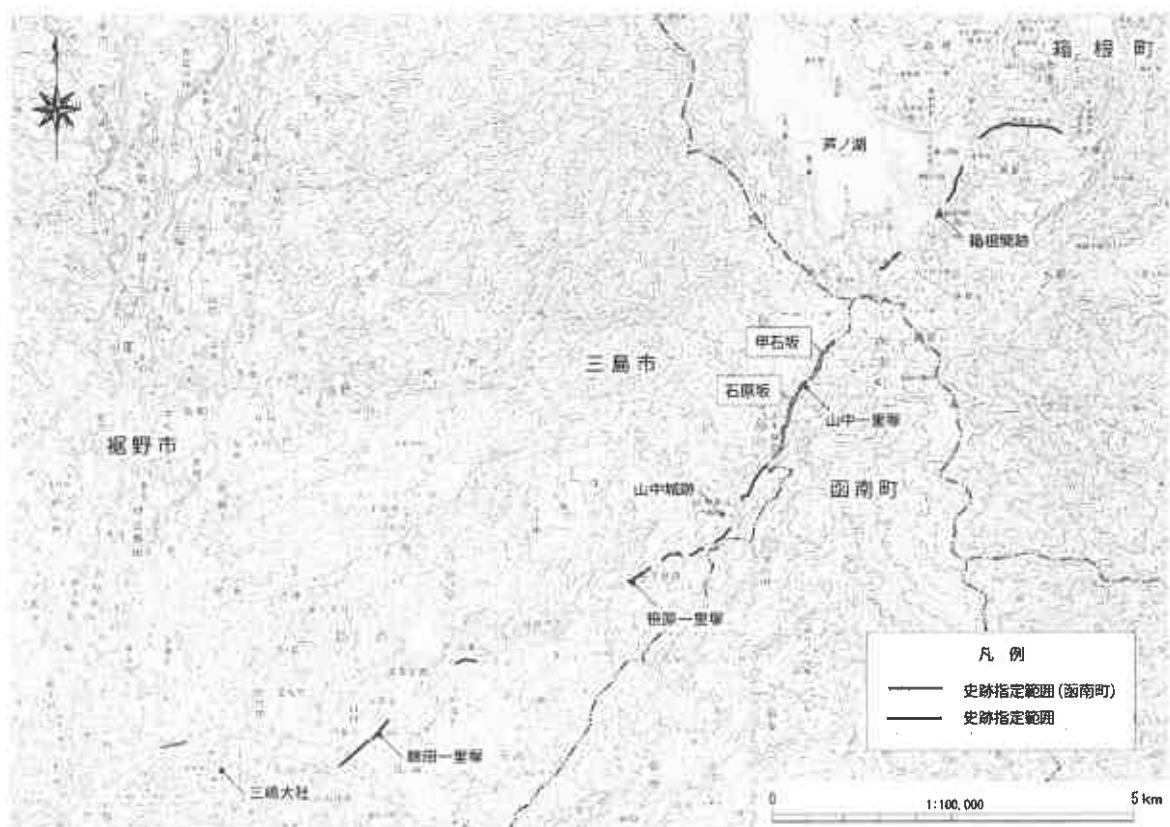
真鶴町

凡例

—— 史跡指定範囲(函南町)

—— 史跡指定範囲

0 1:100,000 5 km



26

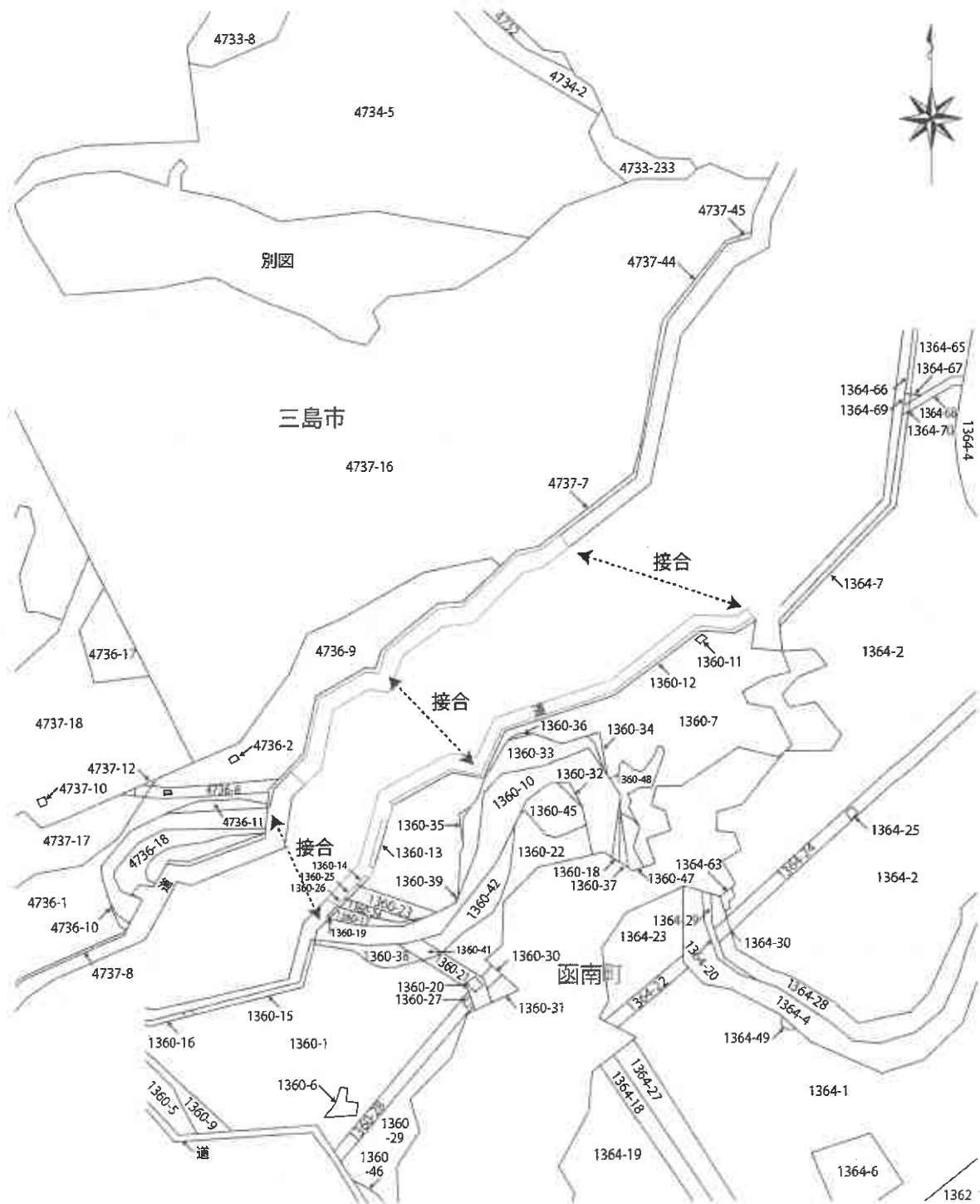


図 史跡指定地周辺の地番図（公図写しを加工、任意縮尺）

第3章 史跡の概要及び現状と課題

4 土地所有の現況

史跡指定地は全域が町有地である。

なお、本計画対象範囲の史跡指定地周辺は、民有地の山林、原野等であり、整備にあたって関係すると思われる土地の所有者を、以下に示す。

箱根旧街道周辺の土地所有の現状

字	地番	地目	面積(㎡)	所有者(登記簿記載)
函南町桑原字石兜石	1360 番 1	山林	10,984	箱根山殖産林組合
	1360 番 7	山林	28,764	箱根山殖産林組合
	1360 番 10	公衆用道路	10,138	建設省
	1360 番 12	原野	1,471	箱根山殖産林組合
	1360 番 13	原野	287	箱根山殖産林組合
	1360 番 14	原野	520	箱根山殖産林組合
	1360 番 17	原野	254	建設省
	1360 番 19	原野	29	建設省
	1360 番 23	山林	331	箱根山殖産林組合
	1360 番 24	山林	7.92	箱根山殖産林組合
	1360 番 25	原野	48	箱根山殖産林組合
	1360 番 26	原野	6	箱根山殖産林組合
	1360 番 33	山林	3,665	建設省
	1360 番 34	山林	164	建設省
	1360 番 35	山林	133	建設省
	1360 番 36	山林	16	建設省
	1360 番 39	山林	15	建設省
	1360 番 48	山林	2,900	国土交通省
	1364 番 2	原野	102,517	三島市外五ヶ市町箱根山組合
	1364 番 7	原野	375	三島市外五ヶ市町箱根山組合
三島市字施行平	4736 番 1	山林	53,286	三島市外三ヶ市町箱根山林組合
	4736 番 8	山林	3,057	三島市外三ヶ市町箱根山林組合
	4736 番 9	山林	13,418	三島市外三ヶ市町箱根山林組合
	4736 番 10	山林	122	建設省
	4736 番 11	山林	1,408	建設省
	4737 番 7	原野	1,846	三島市外五ヶ市町箱根山組合
	4737 番 8	原野	2,815	三島市外五ヶ市町箱根山組合
	4737 番 16	原野	122,323	三島市外五ヶ市町箱根山組合

※所有者は平成 28 年時点の表記

第2節 史跡の現状

1 箱根旧街道の現状

(1) 箱根旧街道の整備

【箱根旧街道の坂道】

箱根旧街道は、水平方向では小田原宿から三島宿までの8里（約31.4km）の道程であるが、標高約10mの小田原宿から標高725mの箱根宿、さらに標高845mの箱根峠から標高約24mの三島宿へと、道程の垂直方向の変化が非常に激しい。この標高差が、箱根旧街道が東海道の難所とされた理由である。

勾配で見ると、ルート上では平均20%以上の区間が多く見られ、部分的には40%以上の勾配も見られる。現在の車道勾配が最大12%までであることを考えれば、その急勾配の度合いがわかる。

また、箱根旧街道では各所に坂の名前が付けられており、いかに急坂の連続であったかをうかがうことができる。

西坂へ下る途中にも数々の坂の名がつけられている。箱根峠から順に「甲石坂」「石原坂（石荒坂・石割坂とも呼ばれる）」「大枯木坂」「小枯木坂」「願合寺坂」「上長坂（かみなり坂）」「下長坂（こわめし坂）」「大時雨坂（題目坂）」「臼転坂」「愛宕坂」と続く。

【一里塚】

西坂については、『東海道宿村大概帳』には山中新田（木立無し）、笹原新田（左右とも松）、河原谷村（左側で木立は榎）・谷田村（右側で木立は松）が記されている。山中新田と笹原新田の一里塚は、何れも現在南側のものだけが残っている。河原谷村・谷田村の一里塚は江戸時代当時の塚が両側に現存しており、「錦田一里塚」として国史跡に指定されている（現在は国史跡「箱根旧街道」に統合）。南塚（左側）は約10.5m×10.2mの楕円形で、高さは約2.5m、北塚（右側）は約11.1m×9.7mの楕円形で高さは約2.5mとなっており、現在はともに榎が植えられているが、江戸時代には南は榎、北は赤松が植えられていた。

【並木】

街道沿いの並木も、一里塚と同じく慶長9年(1604)に、東海道をはじめとする諸国の街道の両側に松を植えさせたというのが始まりである（『徳川実紀』）。並木は、暑い夏には旅人に緑陰を与え、冬は吹き付ける風や雪から旅人を守るほか、風雨や日差しから道そのものを守る役割も果たしたが、街道の両側に植えられたことで、街道の範囲を明確化する目的もあったのではないかと考えられている。並木は、『徳川実記』には「街道の左右に松を植しめらる」とあって、基本的には松であったと考えられる。

【石畳】

箱根越えの道は急坂が続く東海道きっての難所であったが、同時に関東ローム層からなる土壌のために滑りやすく、かつ雨や雪が降ると脛までつかぬ泥道となって旅人を苦しめた。

このため、幕府はその対応として、まず街道周辺に繁茂する「ハコネダケ」を敷き詰

第3章 史跡の概要及び現状と課題

めた「竹道」とすることとした。時期は不明であるが、西坂に関してはおそらく寛永期以降と考えられる。しかし「竹道」は、竹が腐食するため毎年その維持に多額の費用や人足が必要となり、その量は毎年竹1万7～8千本、人足述べ3千人、費用が約130両にも上る莫大なものであった。そのため、幕府は「竹道」から「石道」へと変更する。この竹道から石畳道への整備については、幕府直轄領である西坂側の記録が残っており、これによれば、延宝8年（1680）に2間（約3.6m）幅で約10kmにわたる区間について、1,406両をかけて石道への敷き替えが実施されたことがわかる（「三島宿方諸事録」）。これは西坂のうち、三島宿と新田五ヶ村を除く区間で石畳の道となったことを示している。

現在、西坂の石畳は函南町と三島市にわたって随所に現存する。函南町内では、600mほど連続して石畳が残っている石割坂と当時の街道の風情が残る区間約1.9kmの区間と

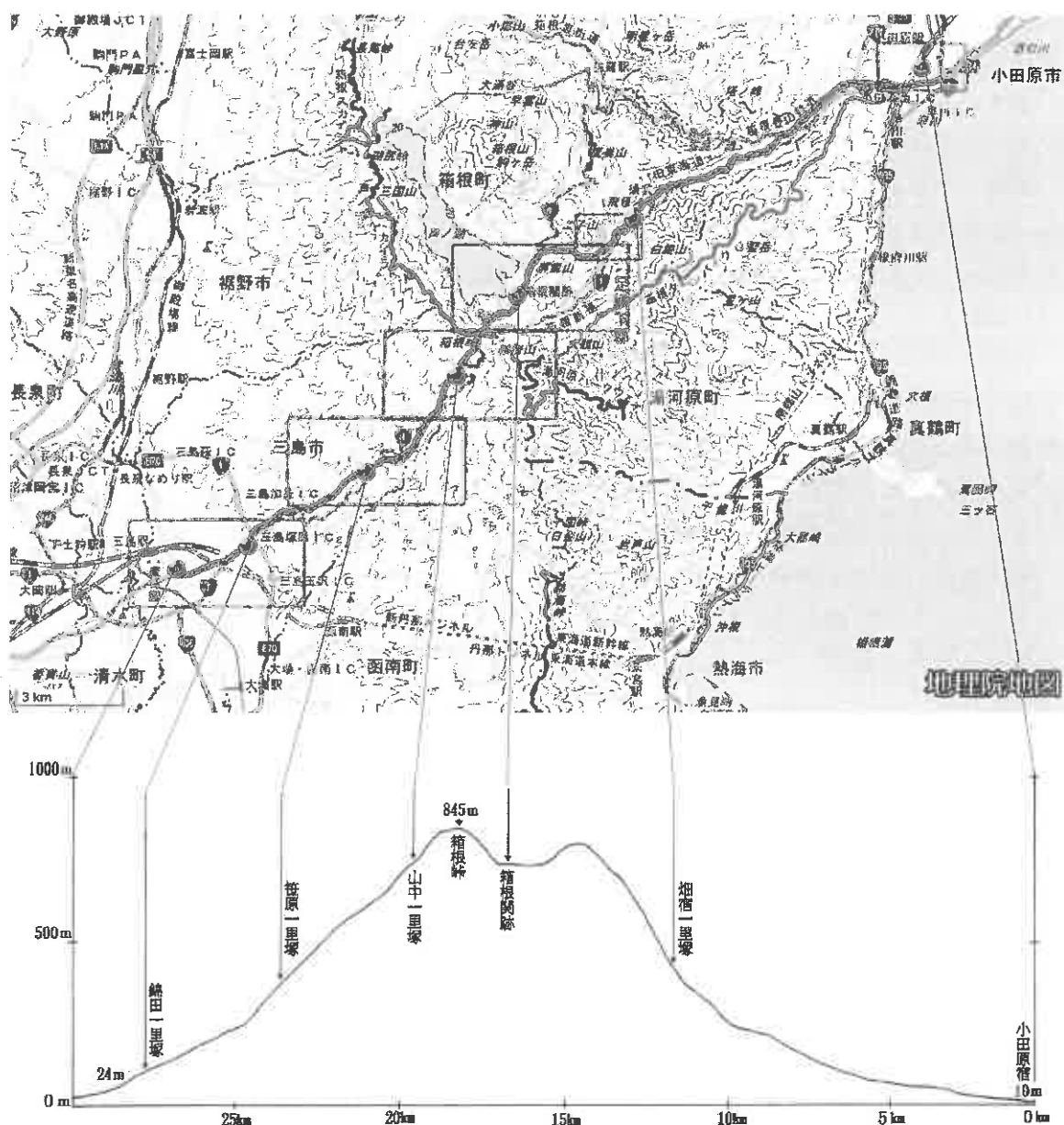


図 箱根旧街道の勾配（出典：日本遺産「箱根八里」ホームページ）

山中一里塚の2箇所が平成16年に史跡箱根旧街道に追加指定されている。石割坂地区の石畳は将軍家茂の上洛にあたって、文久3年(1863)に大改修を行った際の石畳であると伝えられている。また函南町より西側は三島市の市域となり、7地区(願合寺地区、腰巻地区、浅間平地区、上長坂地区、笹原地区、臼転坂地区、箱根松並木)に石畳が現存し、延長2.89kmが平成16年に追加指定されている。

西坂の石畳に使用されていた石材の大部分は安山岩で、街道周辺の来光川等の沢筋から運んできたものと推定されている。

【石橋】

箱根旧街道には、沢を跨ぐ箇所には石橋(大きな板石をアーチ状に架けたもの)がかけられるなど工夫がされていた。『東海道分間延絵図』には、箱根西坂には石橋が9箇所描かれている。

三島市教育委員会が実施した発掘調査により、一本杉石橋と村上石橋の2箇所が確認されている。

函南町地内には、甲石坂で石橋が1か所確認されている。茨ヶ平石橋は指定地周辺では痕跡を確認することができなかったため、指定地外の私道上(芦ノ湖カントリークラブ所有道路)または町道に位置する可能性がある。



図 確認された甲石坂の石橋



図 石橋(中央部はケーブル工事のため石材が滅失)



図 東海道分間延絵図(甲石坂周辺)(東京国立博物館蔵)

第3章 史跡の概要及び現状と課題

【甘酒小屋と施行所】

宿と宿の間の「間の村」や「立場」には茶屋や売店が設けられていた。急坂が続く難所箱根越えの沿道には、こうした「間の村」の茶以外にも、人馬が休憩できる甘酒小屋が設置されていた。

また、この甘酒小屋以外にも旅をする人馬へ粥や飼葉を施す「施行所」あるいは「接待茶屋」があった。この施行所は、文政5年（1822）に江戸の町人と兵衛が、箱根権現別当からの依頼を受け、畑宿から須雲川・湯本間に施行所を設置したい旨の願書を提出したもので、同7年には西坂にも1ヶ所設置を追加で願い出ている。これらの願書は同7年に許可が下り、東坂では畑宿下の割石平に、西坂では山中新田一里塚前にそれぞれ設置された。これらの施設では約30年間にわたり旅人に無料で粥や焚火、飼葉を提供したが、やがて安政年間にはいずれも幕を閉じた。その後明治時代に西坂の接待茶屋は下総国性理教会により再興され、昭和45年（1970）まで峠を越える旅人に無料で湯茶の接待を行った。

（注：「(1)箱根旧街道の整備」は、『史跡箱根旧街道 保存活用計画』箱根町教育委員会の記述を一部抜粋、引用、加筆して作成した。）

(2) 箱根旧街道甲石坂の現状

戦時中から昭和40年代にかけ、地下ケーブル埋設工事等が行われ、この工事により幅約50cm、深さ約1mの規模で甲石坂全体に掘削が及んでいる。また、排水を目的としたと考えられる管の埋設が認められる箇所や、コンクリート製構造物の設置箇所では、明らかに遺構は遺存していない。その他の箇所は、今後、発掘調査により遺構の確認を行う必要がある。



露出した埋設管の様子



排水管（手前）と地下ケーブル（奥）

(3) 箱根旧街道の植生

箱根旧街道甲石坂の植生について環境省の植生図を基に、現地踏査状況と合わせて考察した。

甲石坂の街道沿いの植生については、街道沿いに行った現地踏査による確認では並木などの歴史的植生は確認されなかった。

街道周辺に存在するスギ・ヒノキは、新たに植栽された植林地である。

その他の植生環境としては、西側のエリアにはゴルフ場が位置し、管理された芝地となっているほか、北東側にはハコネダケ群落広がる。

函南町ではハコネダケを山地斜面で軍用に販売する秣(まぐさ)を採集するための採草地として利用されていた経緯があり、1974年-1978年の空中写真からもこの地域がハコネダケ群落であったと推測される。

(出典:「博士論文 ハコネダケの生存戦略に関する植生生態学的分析と評価」(国立大学法人 横浜国立大学大学院 環境情報学府 加藤正士



図 箱根旧街道の植生

(注: 1/25,000 植生図「箱根」GIS データ(環境省生物多様性センター)を使用し、株式会社フジヤマが作成・加工したものである。

(<http://gis.biodic.go.jp/webgis/index.html>)

5215fd99-e6e8-4a03-9cb9-7670a85cdcf4/kato_masashi-thesis.pdf)

採草が行われなくなっても植生の遷移は進まず、ハコネダケ群落は維持されてきた。群落の中には一部樹木が生育している箇所もあり、ササを中心とした低木林から森林へと遷移する過程にあるものと判断される。

箱根旧街道に接する植林地は、森林簿によると伐期の延長が行われ適切な管理がなされていると考えられる。20~30年前に間伐が行われ、立木の間隔があき、下層植生が見られる箇所もある。

このほか、南部に位置する落葉広葉樹林についてはカエデ類を中心に、ホオノキ、ミズキ類などが確認された。

第3章 史跡の概要及び現状と課題

2 災害の発生と復旧の現状

(1) 災害の発生

令和元年8月27日夜半から28日午後にかけて、断続的に降り続いた大雨により、箱根旧街道甲石坂の石畳を含む石材と土砂が国道1号線に流出した。この影響で、国道1号は上下線ともに通行止めとなり（28日中に解除）、甲石坂は現在も通行止めを継続している。気象庁資料によると28日の24時間雨量が207.5mm、10分間雨量の最大値は28日9:20頃の22mmに達した。

甲石坂は箱根峠に続く急峻な坂道で、大雨の際には三島市側にある芦ノ湖カントリークラブからの排水と周辺から流入する雨水が合流し、他に行き場のない雨水が甲石坂を川のように流下し、石畳の目地と路盤を洗掘し、石畳を押し流した。（参考：災害の発生状況図）。

江戸幕府が編纂した「東海道分間延絵図」には、甲石坂を横切る沢と石橋が描かれているが、ゴルフ場の造成や、地下ケーブル埋設工事等により周辺地形や石畳の現状改変が進み、本来備わっていた沢の排水機能が失われたと考えられる。また、改変に伴い敷き直された石畳や埋設管周囲の地盤の洗掘被害が大きく、工事により地盤が軟弱となっていたと考えられる。

下の写真の地点は次ページ災害の発生状況図を参照のこと。



がけ崩れ箇所（地点B）



石材の流出・洗掘箇所（地点D～E）



災害発生時の国道1号への石材（石畳）流出箇所（地点E）

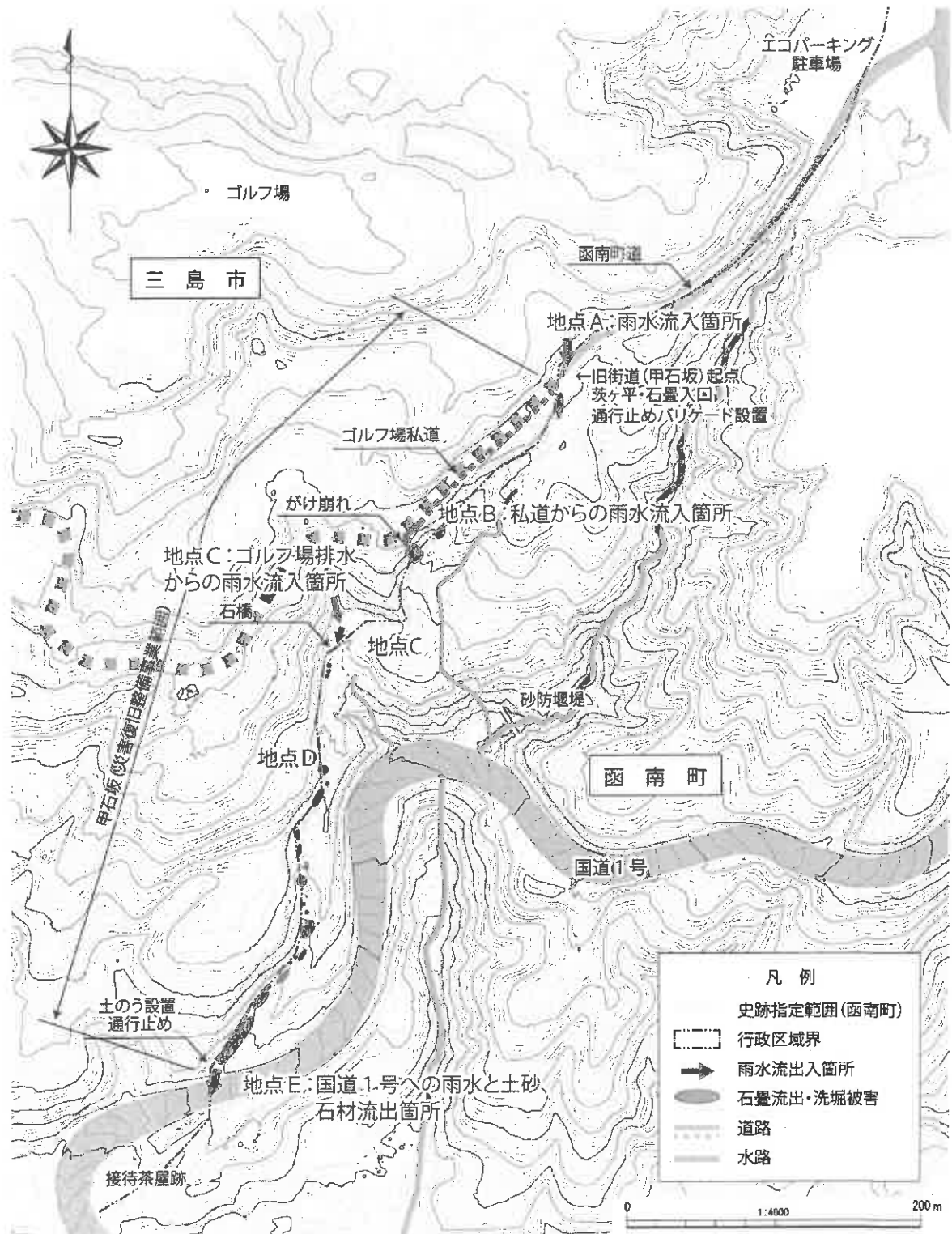


図 災害の発生状況図

2019年度 計画データ

0 1:2500 200 m

図 箱根旧街道周辺 点群データ解析結果（標高と傾斜角）

なお、箱根旧街道では、近年の大雨により国道1号への土砂流出被害が頻発している。平成26年（2014）から、国道1号への土砂・石材流出の記録は下表のとおりで、すべて気象要因（台風または大雨）となっている。平成30年（2018）、令和元年（2019）は年に複数回の流出があり、度重なる雨水流入の影響により、石畳の基盤が脆弱となっていることが推察される。

国道1号への土砂流出記録

年	月日	起因	被害状況
2014（H26）	10. 7	台風18号	土砂流出
2015（H27）	8 末	大雨	土砂流出
2015（H27）	9. 2	大雨	石材・土砂流出
2015（H27）	9. 9	台風18号	石材・土砂流出
2016（H28）	8. 23	大雨	石材・土砂流出
2017（H29）	10. 23	台風21号	石材・土砂流出
2018（H30）	4. 16	大雨	石材・土砂流出
2018（H30）	7. 3	台風12号	並木敷の一部洗堀
2018（H30）	8. 13	大雨	石材・土砂流出
2018（H30）	10. 1	台風24号	石材・土砂流出
2019（R 1）	8. 7	台風6号	石材・土砂流出
2019（R 1）	8. 16	台風10号	石材・土砂流出
2019（R 1）	8. 28	大雨	石材・土砂流出
2019（R 1）	9. 9	台風15号	木くず流出
2019（R 1）	10. 12	台風19号	石材・土砂流出



国道への土砂流出痕跡



石材流出状況

図 被災状況（令和元年8月29日撮影）

第3章 史跡の概要及び現状と課題

(2) 現在までの災害への対応

函南町では、令和2年度から、史跡の復旧にむけた整備事業計画案の作成に着手している。令和2年9月17日に文化庁整備部門の調査官による現地視察が行われた。そこで、甲石坂の災害復旧事業は災害関係補助事業に該当すること、災害復旧整備に向け、専門家や関係機関等からなる整備委員会を立ち上げること、雨量を正確に測定するための環境調査を実施すること、などについて指導を受けた。

そこで、函南町では令和3年度より、令和元年8月大雨災害及び台風19号災害により甚大な被害が生じた箱根旧街道の災害復旧整備事業に着手することとなった。

事業の実施に当たっては、令和3・4年度の2ヶ年で、「函南町史跡箱根旧街道災害復旧整備委員会」を開催して整備における課題を整理し、雨水対策を含む災害復旧整備計画を策定している。

また、災害復旧整備事業計画案の作成と前後して、文化庁の許可を受け、安全対策工事（土のう・木製柵設置）を実施した。令和2年10月までに、甲石坂の出入口に国土交通省が設置した大型土のうを含む9か所に土のう・木製柵を設置し、流速軽減と土砂流出防止対策を講じてきた。令和3年度には仮復旧工事を行い、流出した石材や土砂の撤去と洗掘した地盤の埋め戻しを行った。その結果、現在の石畳の下に古い石畳が部分的に露出することとなった。

なお、仮復旧工事後も大雨により更なる土砂や石材の流出が危惧されており、早急に抜本的な排水対策と復旧工事を行う必要がある。そして、令和元年の災害発生から現在に至るまで通行止めが続く甲石坂の一刻も早い復旧が望まれている。

(3) 令和2年度の安全対策工事の実施

令和2年10月に、安全対策工事（土のう・木製柵設置）の計画作成を行い、文化庁の許可を受け、甲石坂の出入口に国交省が設置した大型土のうを含む9か所に土のう・木製柵を設置し、流速軽減と土砂流出防止対策を講じた。



図 令和2年度の安全対策工事

第3章 史跡の概要及び現状と課題

(4) 令和3年度の災害仮復旧工事の実施

令和3年5月26日から令和3年12月10日まで、箱根旧街道甲石坂において、史跡の毀損防止と保護を図り、二次災害を未然に防止するため、散乱し原位置を留めない石材と土砂を撤去し、現地のローム層の土質に近い土を使用し、洗堀箇所の埋戻しを実施した。

散乱した土砂と石材のうち後補材（栗石・碎石類）は処分し、石畳本来の石材である可能性が高いと判断できるもの、整備事業に転用可能な石材は回収し、現地保管した。

石材の選別については、町教育委員会生涯学習課 文化財担当職員が工事に際し、現地確認及び工事立会を実施し、施工業者に指示した。施工に際し、令和2年度に安全対策として設置した土のう（積み土のう）と木製柵を一時撤去し、工事完了時に再設置した。

工事の結果、甲石坂の一部にて、土砂に埋もれていた石畳を新たに検出した（災害仮復旧工事施工範囲を参照）。検出した石畳の目地にモルタルが詰められている個所が見られることから、戦後に敷き直されたものと考えられる。

なお、国道1号線との合流口から約150mの区間は、災害の影響を強く受けており、石畳の遺存状況は不良であった。

【工事の概要】

施工延長 570.92m、幅員 3.0m～3.6m

- ①洗堀箇所の埋め戻し 6.0 m³
- ②栗石・碎石・土砂搬出(場外搬出) 35.0 m³
- ③平版石 集積・運搬(現地保管) 30.0 m³
- ④木柵工 木製柵の再設置 4箇所
- ⑤土のう工 土のうの再設置 5箇所
- ⑥仮設工 ゴムマット 560枚 敷鉄板 5枚



図 令和3年度の災害仮復旧工事

第3章 史跡の概要及び現状と課題

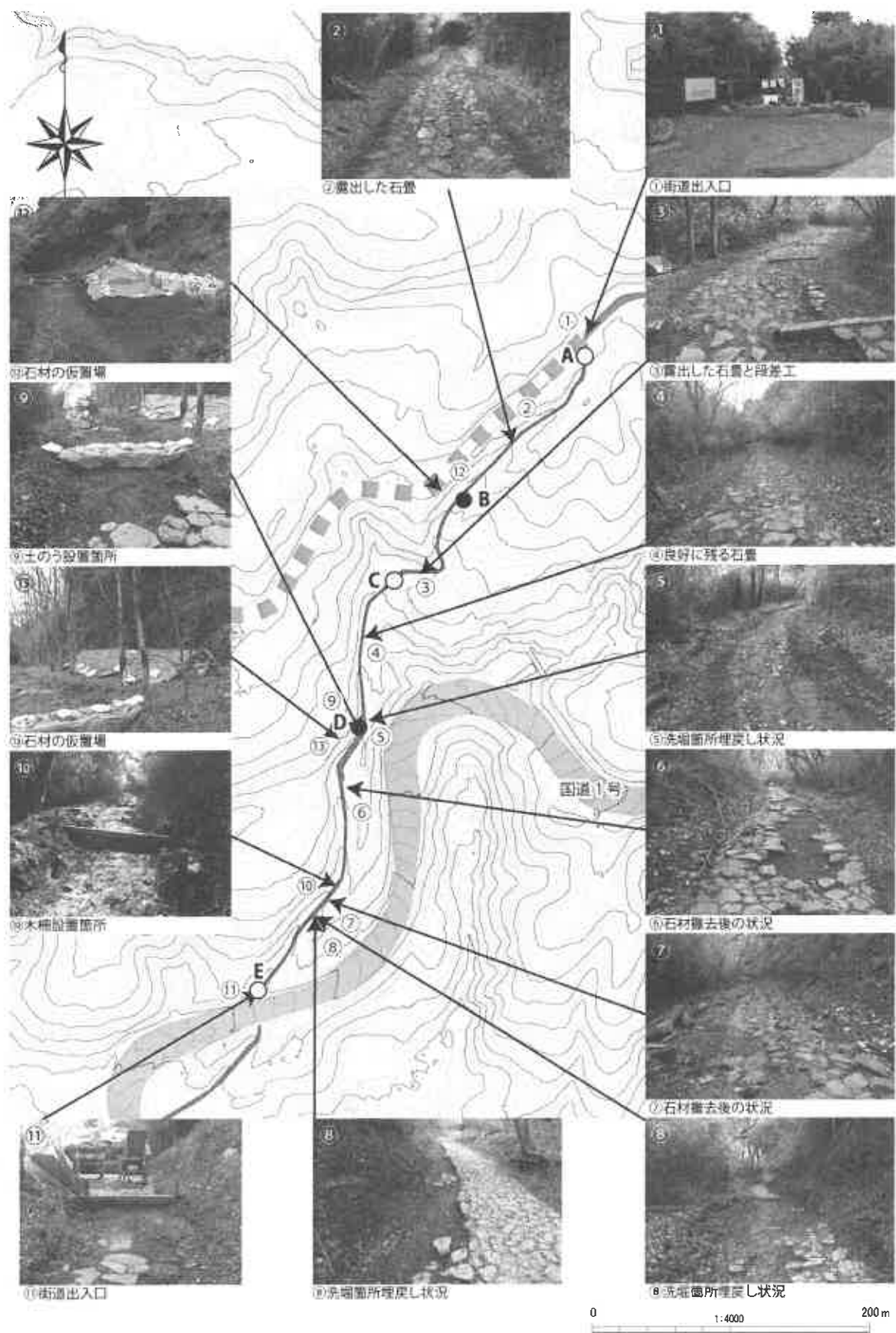


図 現況図（令和4年3月現在）

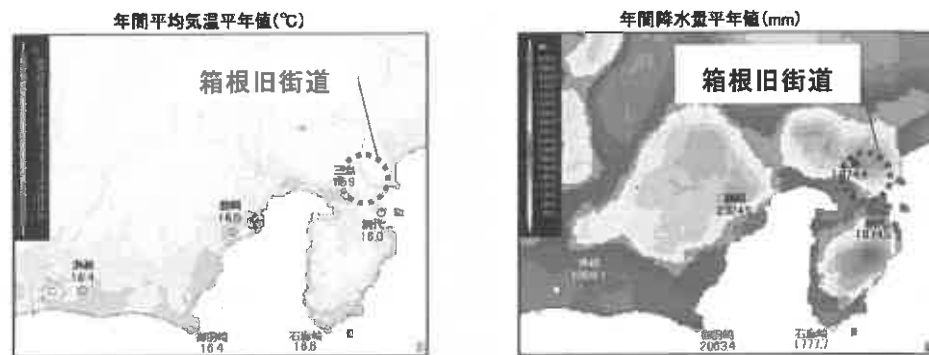
第3節 災害復旧のための諸条件の把握

1 雨水調査

(1) 気象の特徴

静岡地方気象台によると、静岡県は日本一の標高差を持つ県で、気候的にも海岸に近い地域の海洋性気候と、標高の高い内陸台地や山間部の内陸性気候とに分かれ、伊豆半島の天城山付近や富士山麓や大井川上流域では、雨が多く、冬期は厳しい低温となり降雪も多くなっている。県内の平均気温は、遠州灘、駿河湾に面する沿岸部では15～16℃と比較的温暖であるが、中部や東部の標高の高いところでは11～12℃と標高と同様に気温差も大きくなっている。県内の年間の降水量は、分布図から見ると、平地で1,800～2,300mm前後、多雨地域は静岡市山岳部で3,000mm、富士山麓で2,800mm、少雨地域は、遠州地方と伊豆半島の西海岸で1,600～2,000mmである。

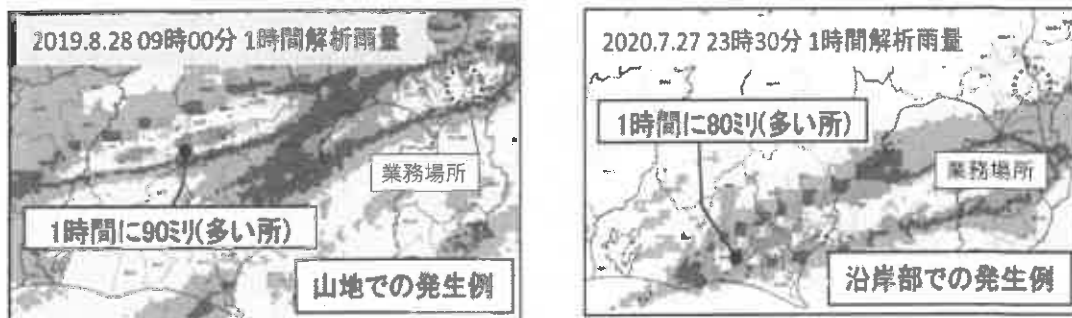
箱根旧街道付近の平均気温は12～14℃であり、沿岸部と比べると2～3℃低く、年間降水量は2,800～3,000mmと平地より700～1,000mmほど多い。



(注：静岡地方気象台「静岡県の気象特性」を加工したものである。)

なお、静岡県では、暖候期(4～9月)の夜間・早朝に、局地的な前線による大雨が発生することがあり、発生場所は山地や沿岸部などである。

箱根旧街道付近の箱根峠は標高850mであるので、「山地での発生例」にみられるように、夜間や早朝に大雨が発生する傾向にある。



(注：静岡地方気象台「静岡県で夜間・早朝に発生する特徴的な大雨について」を加工したものである。)

第3章 史跡の概要及び現状と課題

(2) 過去の降雨データ

静岡地方気象台によると、静岡の年降水量は年ごとの変動幅が大きく、はっきりした傾向はない。三島の年降水量は、下記の図に示すとおり 2,000mm 程度である。

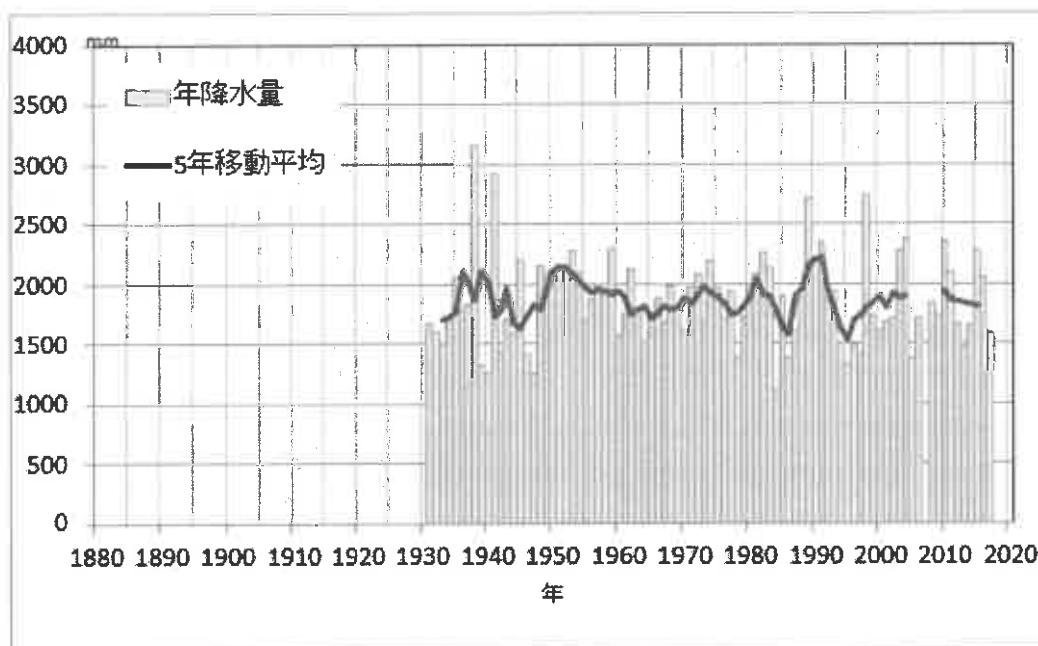


図 三島の年降水量

(出典：静岡地方気象台ホームページ、
https://www.jma-net.go.jp/shizuoka/shosai/tokusei_cl/tokusei_cl.html)

三島の 24 時間最大連続雨量は、年ごとの変動幅が大きい、緩やかに上昇傾向がみられる。



図 三島の 24 時間最大連続雨量

(注：気象庁「過去の気象データ検索（静岡県 三島）」のデータをもとに、作成したものである。)

(3) 静岡県内における気象災害の履歴

静岡地方気象台によると、静岡県内における過去 10 年間の気象災害（大雨や強風、高波など）は 40 件発生しており、その内、大雨による災害は 23 件と全体の約 6 割を占めている。年ごとの気象災害の発生状況は下記の図のとおりであり、大雨による災害は毎年 1～4 件発生している。

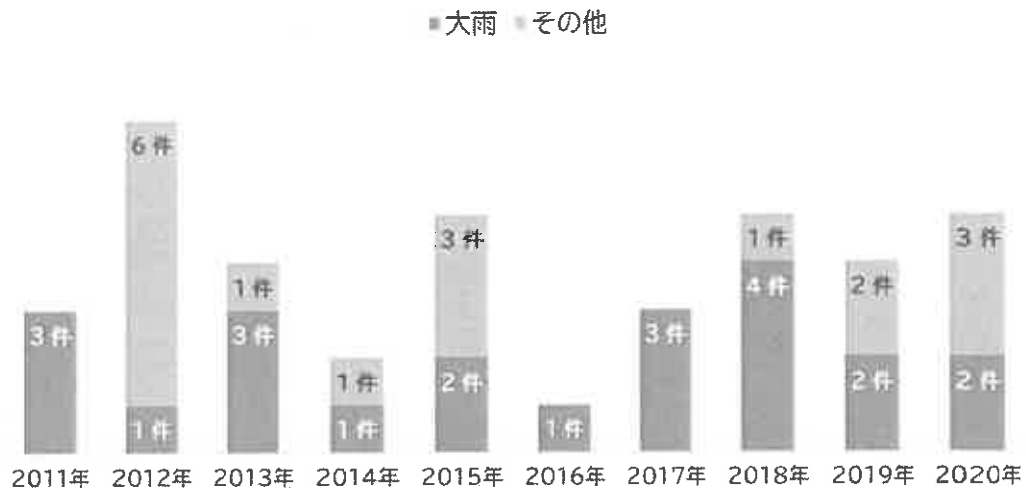


図 気象災害（静岡県）の発生状況

（注：静岡地方気象台「静岡県の気象災害：災害時気象資料」のデータをもとに、作成したものである。）

■気象災害とは

大雨、強風、雷などの気象現象によって生じる災害の事を「気象災害」といい、風害、大雨害、大雪害、雷害、ひょう害などがある。

■雨の強さと降り方

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上～ 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	
20以上～ 30未満	強い雨	どしゃ降り				ワイパーを速くしても見づらい
30以上～ 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る	傘をさしていてもぬれる	寝ていても人の半数くらいが雨に気がつく	道路が川のようなになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）
50以上～ 80未満	非常に 激しい雨	滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）			水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる	傘は全く役に立たなくなる			

（出典：気象庁ホームページ、

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/yougo_hp/mokuji.html）

第3章 史跡の概要及び現状と課題

(4) 定点観測

雨水流入による影響が特に大きいと考えられる2箇所において、気象観測機器等を設置した。なお、設置期間は、梅雨または台風時期を含む8ヶ月（令和3年6月～令和4年1月）である。



図 定点観測地点

設置位置①で観測した1日当たりの降水量（令和3年6月～10月）は、下記の図のとおりである。日降水量の最大値は令和3年7月2日の313.5mmで、令和3年6月30日～7月4日にかけて本州付近に停滞した梅雨前線による大雨の影響である。なお、現地測定値は、気象庁の箱根観測所の値と概ね同様の傾向が見られた。

このことから、箱根観測所の観測結果を用いて災害発生状況の把握と今後の雨水対策の検討を行うこととした。

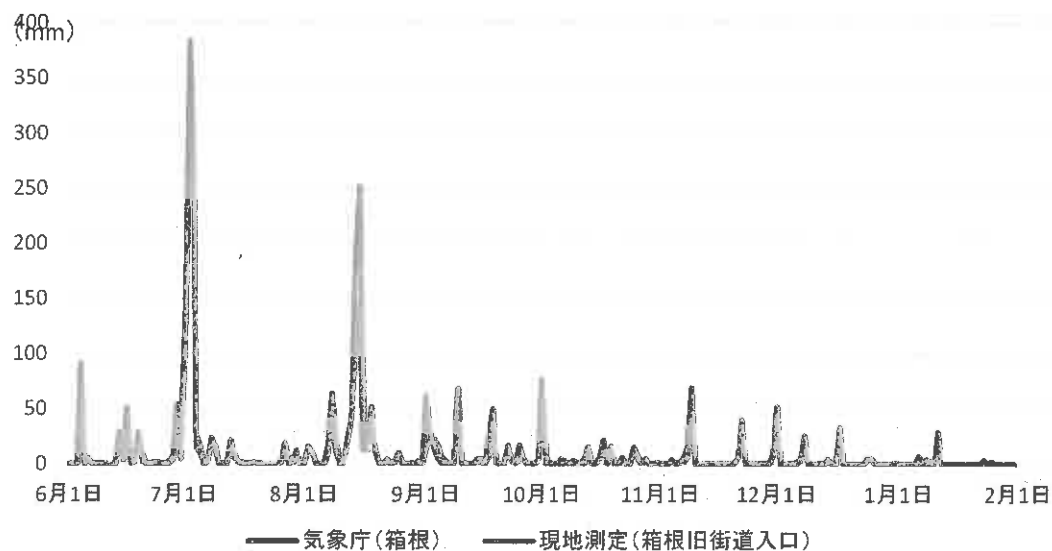


図 箱根旧街道入口の日降水量

（注：気象庁「過去の気象データ検索（神奈川県 箱根）」と現地測定のデータをもとに、作成したものである。）

(5) 降雨時現地確認

観測期間中の最大降雨時において、雨水の流入状況を現地確認した。

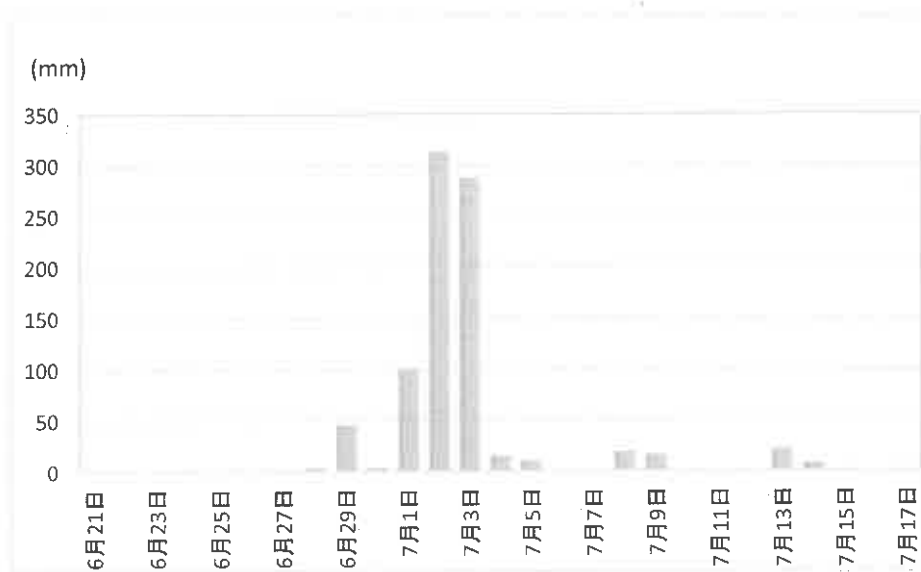


図 箱根旧街道入口の日雨量

6/30 から 7/5 にかけての大雨の状況	
降り始め：6月30日 22時	
降り終り：7月5日 21時	
連続雨量：728mm	
最大1時間雨量：43.5mm (7月3日 9時台)	
最大日雨量：313.5mm (7月2日)	

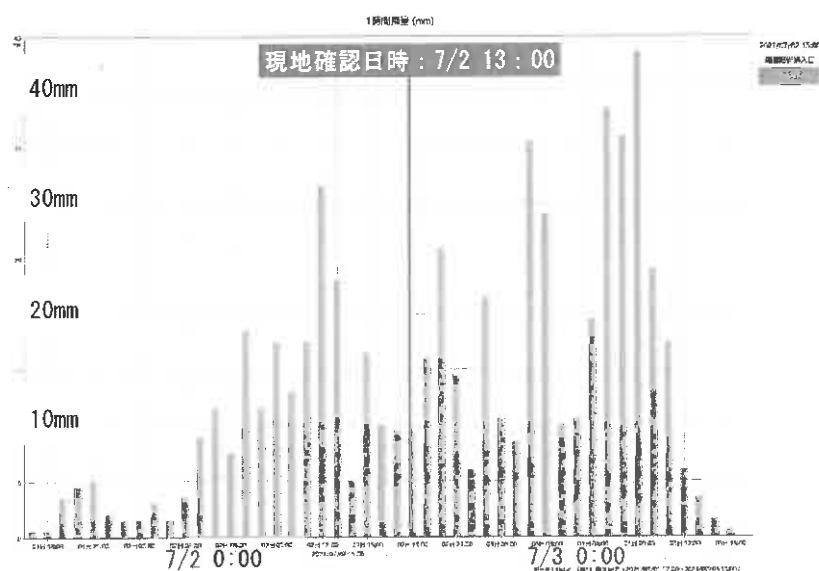


図 箱根旧街道入口の1時間雨量

第3章 史跡の概要及び現状と課題

大雨時の現地確認状況
・箱根旧街道石畳への雨水流入は、ほとんどが三島市地内のゴルフ場付近の谷部からの流入であった ・入口は土のうバリケードが設置されているため、流入はほとんどなかったが、その手前は水深 20cm 程度の広い水たまりとなっていた ・石橋付近の谷部からは、大・中・小の 3 つの流入が見られ、それより下流の旧街道は全体が谷川のような状況であった。 ・確認時（7 月 2 日 13 時）の国道 1 号線への流量は $0.6 \text{ m}^3/\text{s}$ 程度と想定される

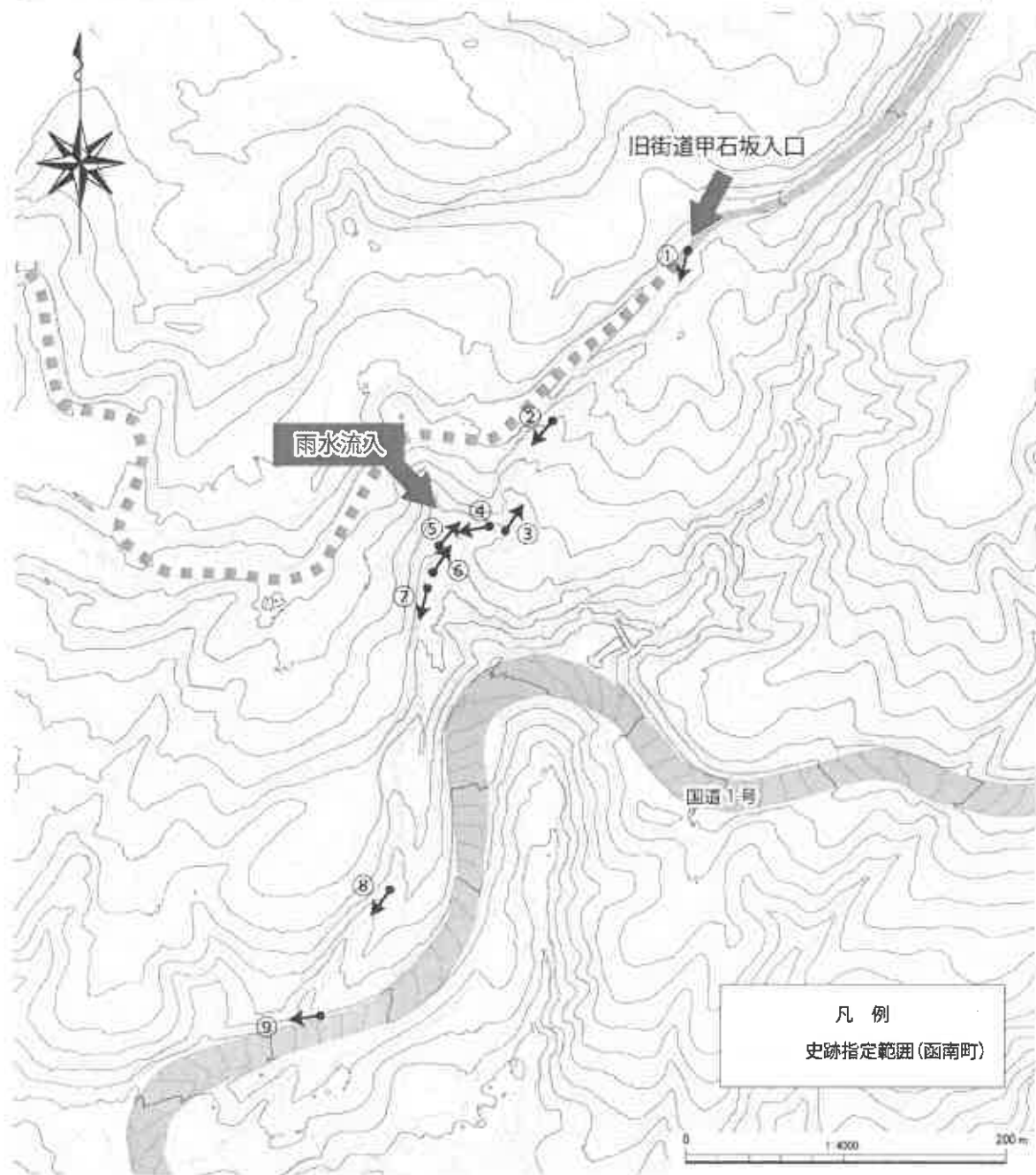


図 写真撮影位置（7月2日）

現地確認状況一覧

①		入口は土のうバリケードが設置されているため、ここから旧街道への流入はほとんど見られなかったが、その手前は水深20cm程度の広い水たまりとなっていた。 1時間後には冠水範囲が狭まっており、バリケード周辺からの浸透や、低部へのさらなる流下が大きいと推測された。
②		流入はまだ少なく、大きな流入箇所は見られないが、雨水は集積しつつあり、特に勾配がきつく石畳のへこみがある箇所では、滞筋が生じていた。
③		勾配や蛇行、石畳のへこみにより、滞筋の幅は拡張、収縮し、複数筋になっているところもあるが、ほぼ石畳上を流れていた。

第3章 史跡の概要及び現状と課題

④		旧街道が比較的平坦なところでは、表流水がほぼ全体を流れている。 石橋付近（定点観測位置②）までは、目立った流入箇所はない。
⑤		石橋付近の谷部からは、大・中・小の3つの流入が見られ、それより下流の旧街道は、全体が川のような状況となっていた。 写真は最も大きな流入箇所である。
⑥		写真手前より小さな流入と、奥に中程度の流入が見られる。

⑦		接待茶屋付近の谷部より下は、旧街道全体が川のようになっており、目測流速 50cm/s 以上の箇所もみられた。
⑧		既に石畳が大きく浸食されている箇所では、表流水が基盤土壌部をさらに侵食しながら勢いよく流下している。
⑨		国道 1 号線との交点には大型フレコンバッグが設けられているが、周囲から雨水が流出している。

第3章 史跡の概要及び現状と課題

2 流量シミュレーション結果

(1) 流域

現地調査より、雨水の主な流入地点は下図A、Cの2箇所であった。A、Cに加え流末のE地点における雨水流量の算出を目的とし、集水区域ごとに流域①～流域③に区分し、検討を行った。

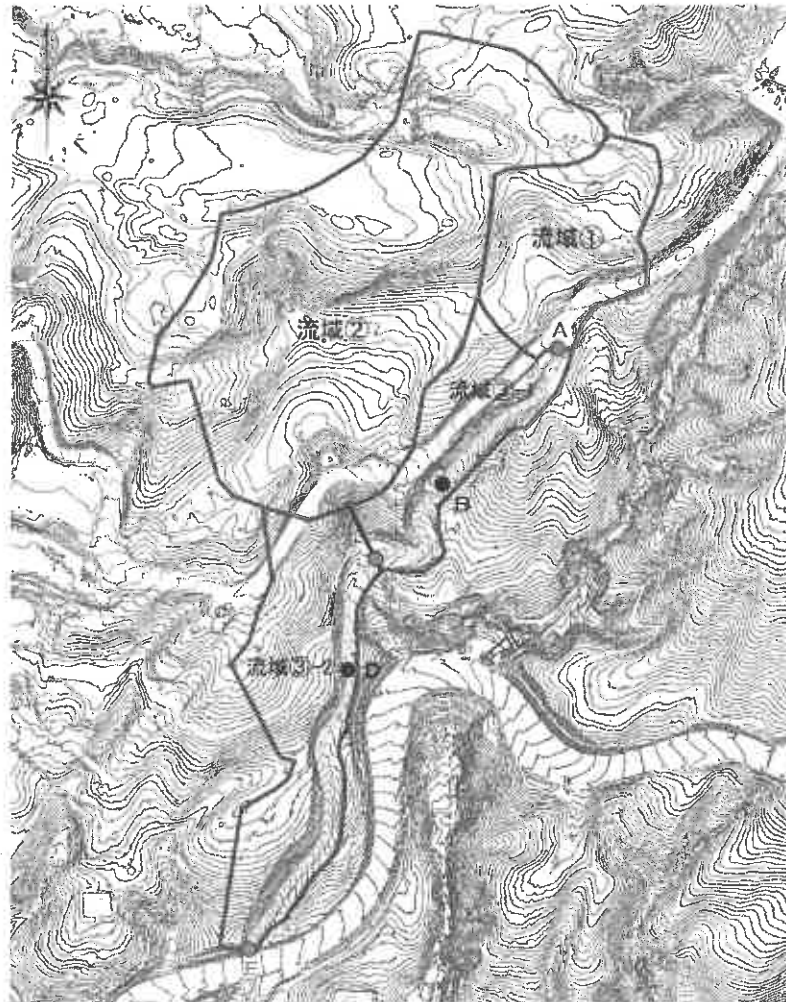


図 1-1 流域図

表 1-1 流域面積

検討 地点 (流域)	区間長 (m)	流域面積				計 A (ha)
		道路 1.00 (ha)	ゴルフ場 0.90 (ha)	旧街道 0.90 (ha)	山地 0.70 (ha)	
①		0.171	1.554	0.000	0.000	1.726
②		0.083	6.053	0.000	0.000	6.136
③-1	238.00	0.145	0.362	0.071	0.722	1.301
③-2	336.00	0.043	0.041	0.101	2.088	2.273
小計	574.00	0.443	8.011	0.172	2.811	11.436

①流出係数 (f)

一般的に流出係数は標準値として以下の値を用いることが多いが、より現況に近い値を求めるため流域の開発状況等を勘案し、係数を決定する。対象地において道路に降った雨は浸透することなく流出するため $f=1.0$ 、旧街道およびゴルフ場は開発済み地域とみなし $f=0.9$ として設定した。

表 1-2 流出係数

表-2 流出係数

密集市街地	0.9
一般市街地	0.8
畑、原野	0.6
水田	0.7
山地	0.7

(国河計 P35)

砂防設計の手引き：静岡県交通基盤部 河川砂防局 砂防課 P2-7

以下に平均流出係数を示す。

表 1-3 平均流出係数

流域	集水区域	累計流域面積					平均 流出係数 f
		道路 1.0	ゴルフ場 0.9	旧街道 0.9	山地 0.7	計 A (ha)	
流域①	①	0.171	1.554	0.000	0.000	1.726	0.910
流域②	②	0.083	6.053	0.000	0.000	6.136	0.901
流域③-1	①+(③-1)	0.317	1.916	0.071	0.722	3.027	0.863
流域③-2	①+②+(③-1)+(③-2)	0.443	8.011	0.172	2.811	11.436	0.855

②洪水到達時間 (T)

洪水到達時間 T は、流域の最遠点に降った雨がその流域の出口に達するまでに要する時間として定義されている。中小河川においてはクラークヘン (Kraven) 式、等流流速方、土研式が挙げられる。本検討においては、従来より慣習的に用いられているクラークヘン式を採用する。クラークヘン式では、洪水到達時間 (T) は一般に雨水が流域から河道に至る流入時間 (T_i) と河道内の流下時間 (T_o) の和で示される。

対象地においては流路長＝旧街道延長、流路勾配＝旧街道勾配として計算を行う。旧街道を流路とみなすことから、流域③は流下時間、流域①、②は流入時間として計算を行い、洪水到達時間を算出する。

第3章 史跡の概要及び現状と課題

(7) 洪水流入時間 (T₁)

雨水が流域から河道に流入するまでの時間については、2 km²未満の流域面積となる場合は標準値ではなく計算式を用いて算出する。対象地の面積は流域①=0.0172 km²、流域②=0.0613 km²であることから、以下の式を用いて算出する。

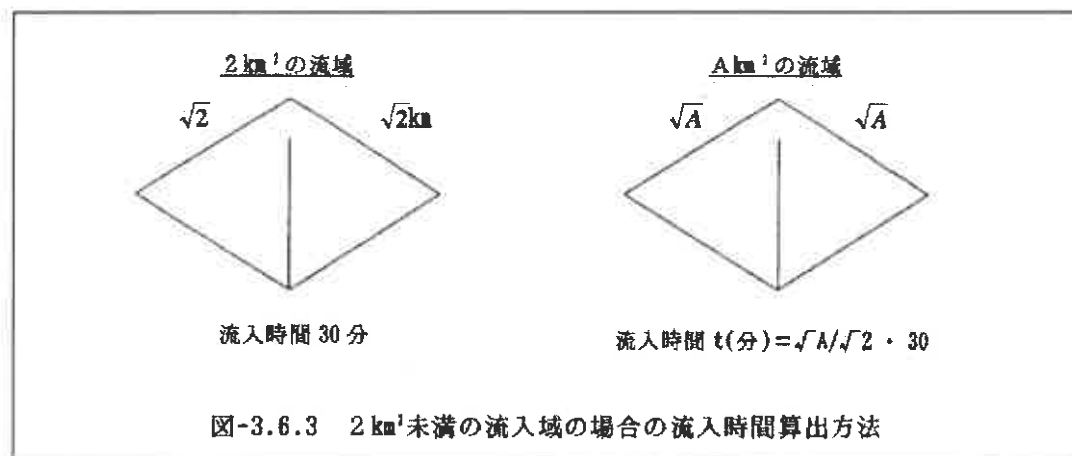


図 1-2 洪水流入時間算出方法

中小河川の手引き(案)：中小河川検討会 P57

洪水流入時間 (T₁) を以下に示す。

【流域①】	【流域②】
$t = \sqrt{A} / \sqrt{2} \cdot 30$	$t = \sqrt{A} / \sqrt{2} \cdot 30$
t : 流入時間 (分)	t : 流入時間 (分)
A : 流域面積 (km ²)	A : 流域面積 (km ²)
$t = \sqrt{0.0172} / \sqrt{2} \cdot 30$	$t = \sqrt{0.0613} / \sqrt{2} \cdot$
t = 2.78	30
= 2.8分	t = 5.25

(イ) 洪水流下時間 (T_0)

流路勾配については、一般に上流側ほど勾配が急であることから、適切な場所に勾配変化点を設けることが望ましい。

そのため流域②の合流点より上流部を③-1、流域②との合流点より下流部を③-2としてそれぞれ流下時間を求める。

表 1-3 洪水流下時間（クラベン式）

①Kraven 式			
$T_0 = L/W$			
T_0 : 洪水流下時間 (sec)			
L : 流路長 (m)			
W : 洪水流出速度 (m/sec)			
I : 流路勾配			
I	1/100 以上	1/100~1/200	1/200 以下
W	3.5m/sec	3.0m/sec	2.1m/sec

砂防設計の手引き：静岡県交通基盤部 河川砂防局 砂防課 P2-8

洪水流下時間 T_0 を以下に示す。

【流域③-1】		【流域③-2】	
$T_0 = L/W$		$T_0 = L/W$	
T_0 : 洪水流下時間 (sec)		T_0 : 洪水流下時間 (sec)	
L : 238.0 (m)		L : 336.0 (m)	
W : 3.5m/sec (m)		W : 3.5m/sec (m)	
I : 1/7 (m)		I : 1/9 (m)	
$T_0 = 238.0/3.5$		$T_0 = 336.0/3.5$	
$T_0 = 1.1$		$T_0 = 1.1$	
=1.1分		=1.6分	

第3章 史跡の概要及び現状と課題

【洪水到達時間 T】

$$T = T_0 + T_1$$

T : 洪水到達時間

T₀ : 洪水流下時間

T₁ : 洪水流入時間

- ・流域①＝2.8 分
- ・流域②＝5.3 分
- ・流域③-1＝流域① (T₁) + 流域③-1 (T₀)
＝3.9 分
- ・流域③-1＝流域① (T₁) + 流域③-1 (T₀) + 流域③-2 (T₀)
＝5.5 分

表 1-4 洪水到達時間 (t)

検討 地点	区間長 L (m)	平均 勾配 I	流速 (クラーヘン) V (m/s)	流入 時間 t ₁ (min)	流下 時間 t ₀ (min)	到達 時間 t (min)	
流域①	0.00			2.8	0.0	①＝	2.8
流域②	0.00			5.3	0.0	②＝	5.3
流域③-1	238.00	1/7	3.5	0.0	1.1	①+③-1＝	3.9
流域③-2	336.00	1/9	3.5	0.0	1.6	①+③-1+③-2＝	5.5

③雨水流下量

(7) 雨水流下量算出

流下量は主な雨水流入地点ごとに算出した。

A. 旧街道入口付近 (流域①)

C. ゴルフ場側からの排水合流地点 (流域①+流域②+流域③-1)

E. 旧街道と国道の合流地点 (流域全体)

以下に各地点の集水区域を示す。

A. 旧街道入口付近（流域①）

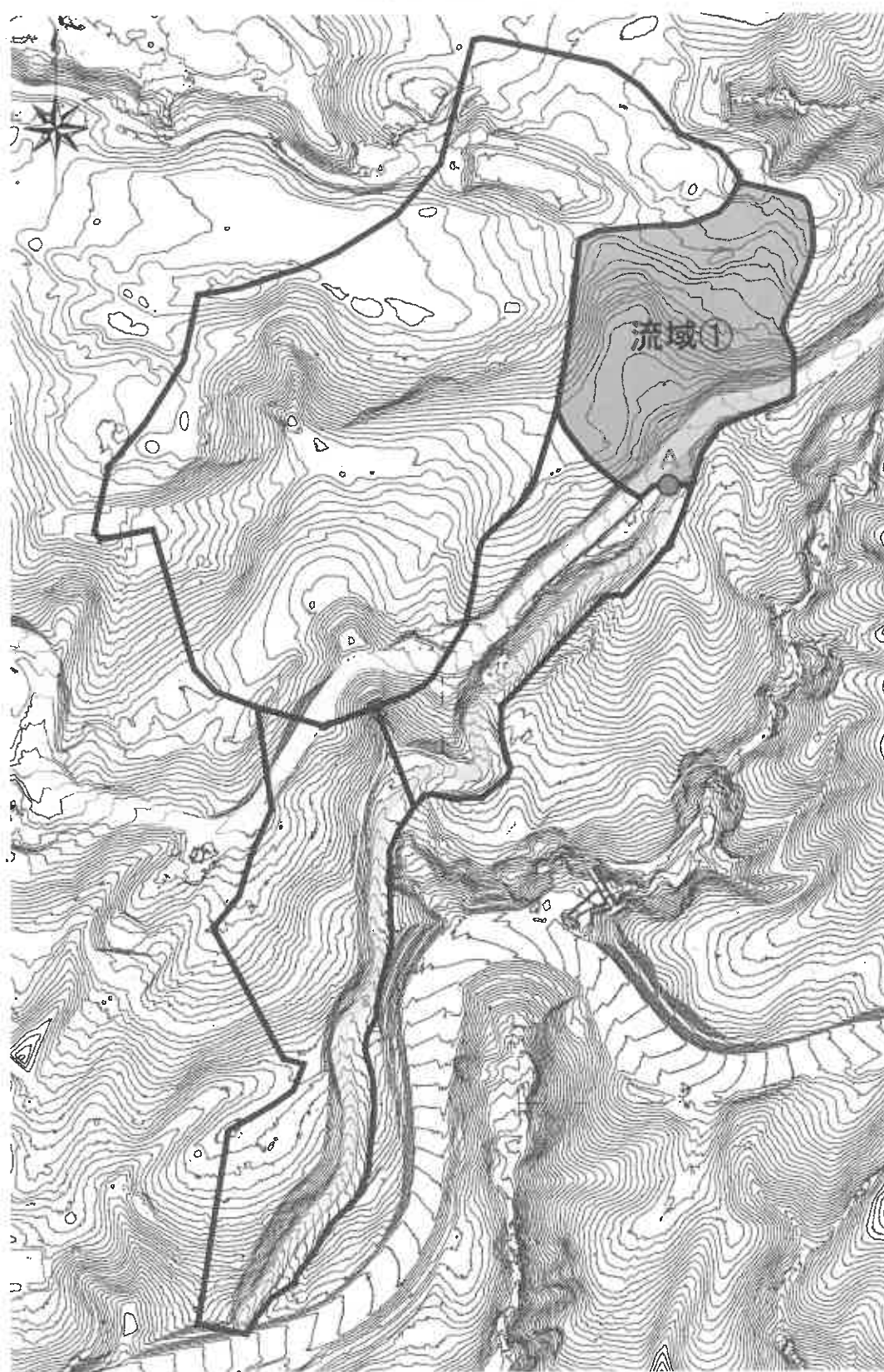


図 1-3 地点A集水区域

C. ゴルフ場側からの排水合流地点（流域①+流域②+流域③-1）

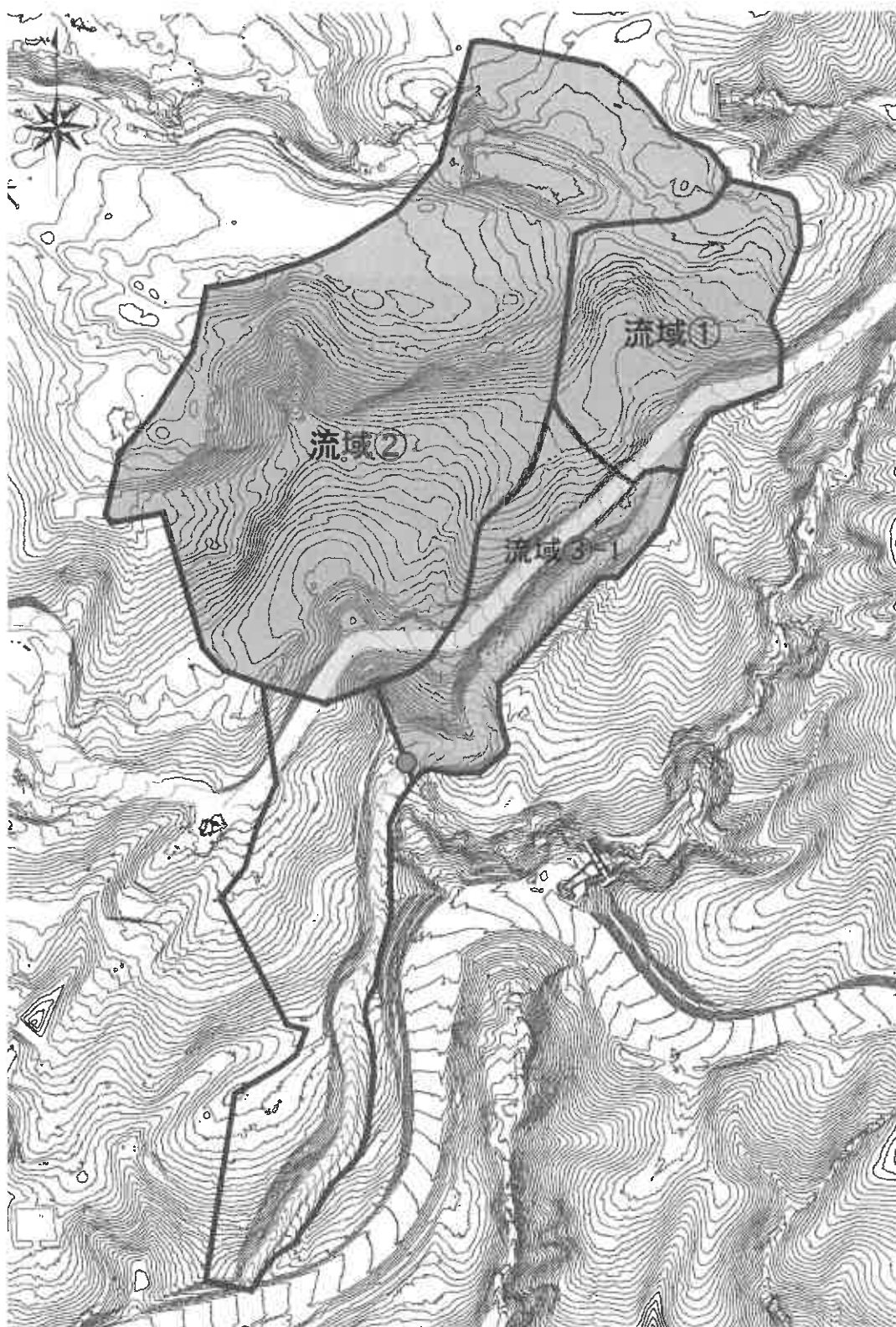


図 1-4 地点C集水区域

E. 旧街道と国道の合流地点（流域全体）

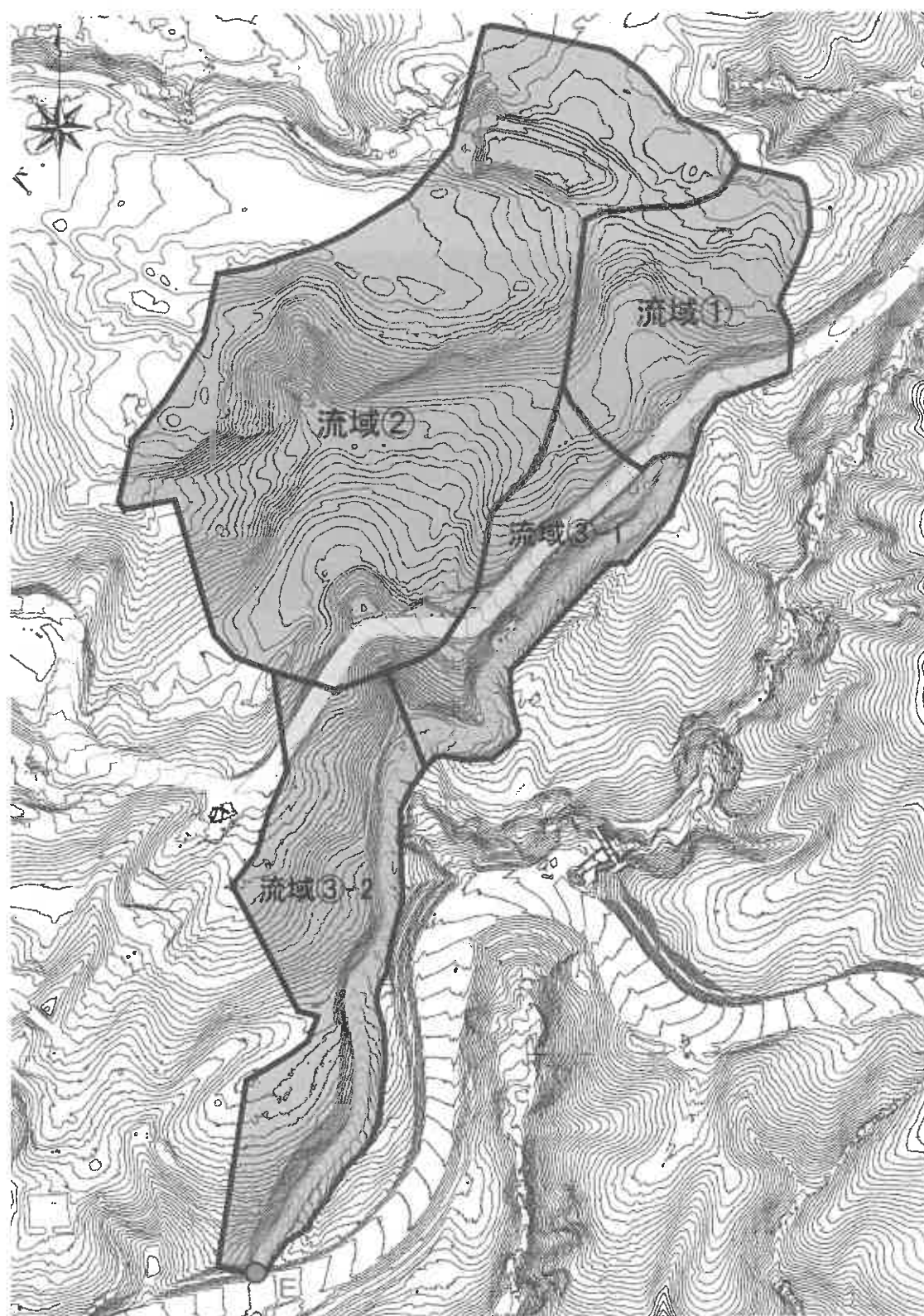


図 1-5 地点E集水区域

第3章 史跡の概要及び現状と課題

雨水流下量の算定は、合理式を用いて算定する。

$$Q = 1/360 \cdot f \cdot I \cdot A$$

Q : 雨水流下量 (m³/s)

I : 流達時間内の降雨強度 (mm/hr)

A : 流域面積 (ha)

f : 流出係数

流下量の算出に必要な降雨強度については、静岡県東部地方の確率降雨強度（三島測候所）を用いることとする。

例：流域①（1/3年確率降雨）

$$r = 697.6 / (t^{0.6} + 3.4503)$$

t = 2.8分より、

流域①の1/3年確率降雨強度(mm/hr)

$$r = 131.6$$

$$Q = 1/360 \cdot f \cdot I \cdot A$$

Q : 雨水流下量 (m³/s)

I : 131.6 (mm/hr)

A : 1.726 (ha)

f : 0.91

$$Q = 1/360 \cdot 0.91 \cdot 131.6 \cdot 1.726$$

$$Q = 0.574$$

1/2年～1/50年までの各地点の流下量を以下に示す。

表 1-5 雨水流下量

検討地点 降雨強度	m ³ /s		
	地点A 流域①	地点C 流域①+流域②+流域③-1	地点E 流域①+流域②+流域③-1+流域③-2
1/2年確率	0.521	2.368	2.737
1/3年確率	0.574	2.627	3.042
1/5年確率	0.635	2.920	3.386
1/10年確率	0.708	3.277	3.806
1/30年確率	0.825	3.837	4.463
1/50年確率	0.882	4.107	4.779

(7) 実測降雨量との比較

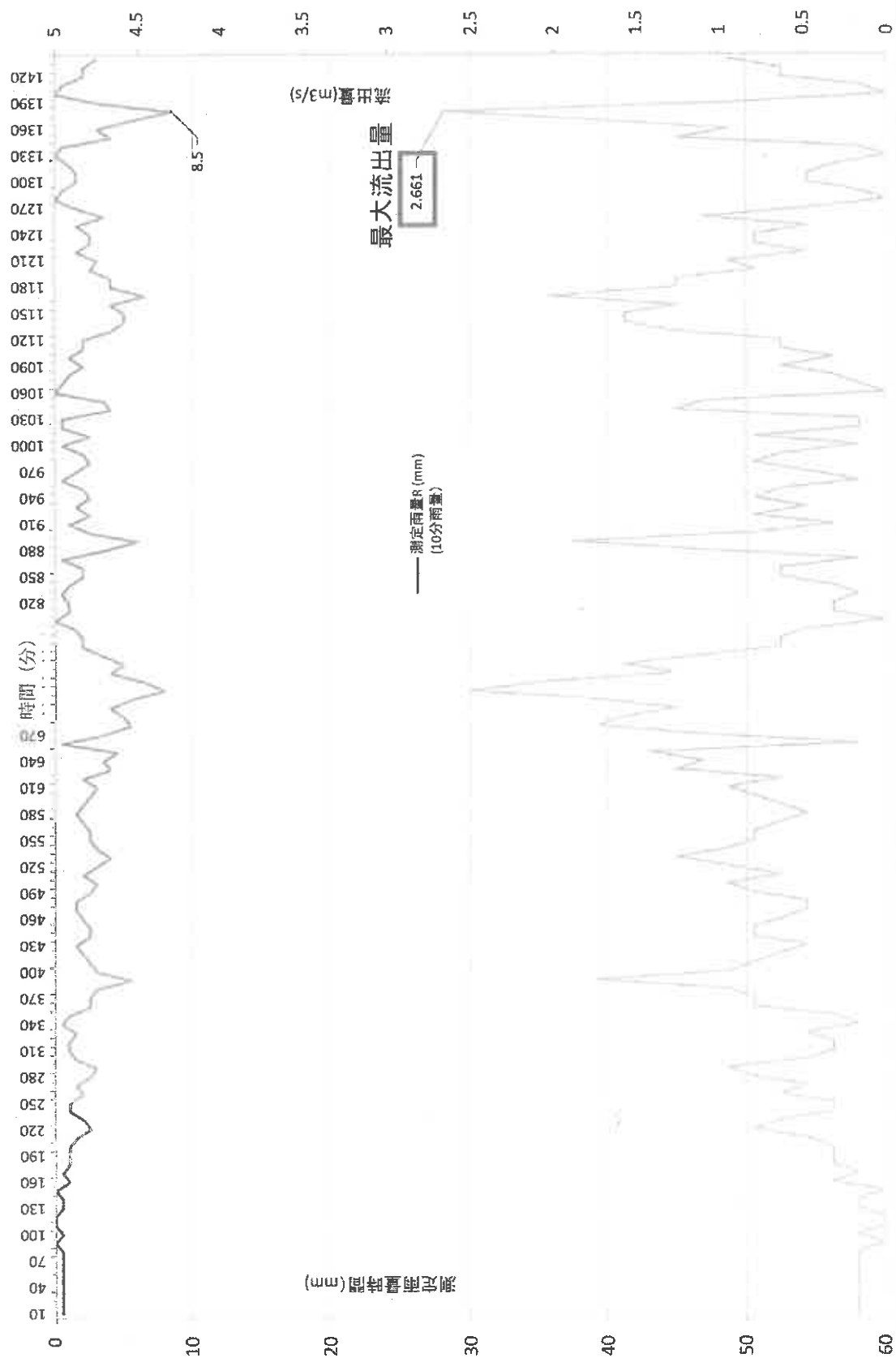
雨水流入による影響が特に大きいと考えられる2箇所において、本業務内で気象観測機器等を設置している。2021年6月～10月の設置期間内で、設置位置①における最大日雨量は2021年7月2日の313.5mmであった。この実測値に基づき、実測降雨量による流出量を算出した。

その結果、7/2の地点Eにおける最大流出量は $2.661\text{m}^3/\text{s}$ となった。これは1/2年確率の流出量とほぼ同等であり、7/2の降雨は2年に一度の大雨程度の流出量であったことを示している。

(m ³ /s)			
検討地点 降雨強度	地点A 流域①	地点C 流域①+流域②+流域③-1	地点E 流域①+流域②+流域③-1+流域③-2
1/2年確率	0.521	2.368	2.737
1/3年確率	0.574	2.627	3.042
1/5年確率	0.635	2.920	3.386
1/10年確率	0.708	3.277	3.806
1/30年確率	0.825	3.837	4.463
1/50年確率	0.882	4.107	4.779

次頁に実測流出量のグラフを添付する。

降雨量・流出量



3 災害発生の原因の整理

(1) A地点下流側の碎石敷洗掘被害

A地点は、上流のゴルフ場側から集水した雨水が街道に流入しやすい地形となっており、流域全体の約15%がA地点の集水域である。(P52 流域図の流域①)

下流域と比較すれば被害は少ないものの、重量の少ない碎石の流出が発生している。また、地形条件から水流が集中する箇所、局所的に流量・流速が増加したことで石材流出が発生したと考えられる。なお、現在は旧街道入口の土嚢で雨水の流入は抑制されている。

(2) B地点におけるがけ崩れの発生

A地点で旧街道に流れ込まなかった雨水は、ゴルフ場の私道沿いを南西側に流下し、道路脇の盛土の無くなるB地点から街道へ流入する地形となっている。(P52 流域図の流域①の越流) 豪雨時に流入する雨水が増加し、侵食作用が進行することでがけ崩れに至ったと考えられる。

(3) C地点下流側の石材流出、洗掘被害

C地点は、ゴルフ場側からの流入も合わせ、集水域全体の約80%の雨水が集中する地点である。(P52 流域図の流域①、②、③-1) C地点からD地点までは傾斜が比較的緩やかであるため、大きな被害は発生していないが、D地点からE地点の間は急傾斜となるため、石材流出、洗掘被害はD～E地点間に集中している。(P52 流域図の流域①、②、③-1、③-2)

豪雨時には街道そのものが川のような状態となり、地質が脆弱な箇所や、地形条件から流量・流速が増加する箇所において石材流出、洗掘被害が発生している。

なお、一部の地下埋設物が露出している箇所がみられるが、これは人為改変により埋設物周辺の地盤が脆弱となり、洗掘の起こりやすい状況であったと考えられる。

4 対策にあたっての前提条件の整理

(1) 文化財保護の視点

【史跡の本質的価値の明示と保存】

文化財保護法第125条に基づく、史跡の現状変更として許容できる範囲での現状変更が求められる。史跡指定地(箱根旧街道)における変更内容は必要最低限に留める必要がある。

【災害復旧整備と史跡整備の両立】

本事業は災害復旧整備であるとともに、史跡箱根旧街道の整備でもある。今後の本格的、史跡整備との連続性に配慮が必要である。遺構の保存に配慮した整備手法の検討が必要である。

【石畳の舗装の復旧】

明治時代以降、何度か石畳は改変を受けていると考えられ、雨水による石材流出も

第3章 史跡の概要及び現状と課題

激しいことから、本来の位置を保つ石材は少ないと考えられる。江戸時代の石畳を復元する根拠が不足することから、石畳の舗装を歩行可能な状態へ復旧することが望ましい。

(2) 土木的視点

- ・雨水の流量計算に基づき工法を検討する。
- ・上流の集水域から、箱根旧街道への流入を防ぐ、あるいは流入した雨水を排水する対策を検討する。
- ・集水域のほとんどが三島市の民有地であり、早急に直接的な対策を行うことが難しいため、函南町内で対処可能な手法を採用する。
- ・排水対策として、地下または地上部に、近代的工法を採用することを含めて検討する。

(3) 検討される対策工法

①地点A

地点Aから旧街道への流入を防ぐ必要がある。しかし、土嚢や縁石を整備しても地点Bへの流下が想定されることから、根本的な排水対策が必要である。そのため、地点Aにおける排水対策としては、南東側の谷への排水が考えられる。

②地点B

地点Bについては、地点Aの排水対策が完了すれば流量が抑えられると想定される。ただし、地点Aにおいて排水処理の許容量を超えた場合には雨水が集中する地点であり、急傾斜であることから再発防止のための処置（擁壁を設ける、ゴルフ場の私道に縁石を設ける等）が望まれる。

③地点C

地点Cに流入する雨水を防止し、かつ何らかの方法で排水することができれば、地点Cより下流における水量は最大で20%程度にまで減少することが期待される。（実際には地下浸透などもあるので、正確ではない）

そのため、地点Cにおける排水対策としては、南東側の谷への排水が考えられる。

④石畳の整備

上記対策の検討と実施により、街道内の水量は大幅に減少することが期待される。しかし、上記対策が実施できない場合や、想定される雨量を大幅に超える豪雨が発生し、排水能力が不足する場合には、再び石畳の流出や洗掘が発生する可能性がある。

石畳の本格的な整備には時間を要するため、災害復旧整備で直近の大雨による被害を防ぐための対策を検討する必要がある。

第4節 災害復旧の課題

災害復旧に向けた現状と課題の一覧

	現 状	課 題
遺構保存	【石畳】 ・大量の雨水の流入により、史跡指定地内において洗掘や石畳の流出が発生している。 ・再発防止のため、排水機能の確保等が必要であるが、土木工事を伴う。 【石橋】 ・地点Cの石橋遺構は、東海道分間延絵図に描かれた石橋である可能性が高い。	・被害の拡大防止のため、石畳石材の保護が必要である。 ・工事用の重機は遺構上を走行させる必要があるため、石畳の保護が必要である。 ・石橋遺構の調査が行われていない。
被災箇所の復旧	【石畳の舗装】 ・洗掘と石材流出により、甲石坂が通行不能となっている。 ・流出した石材は甲石坂内外に保管されているが、元の位置に復旧することが困難である。 【がけ崩れ】 ・崩落箇所は、史跡指定地に接する三島市の民有地でがけ崩れが発生した。	・来訪者の利用のため、石畳舗装の早期復旧が望まれる。 ・流出した石材の有効利用が必要である。 ・恒久的な安全確保対策が必要であるが、町が直接に対策を実施できない。
土砂等流出の再発防止	【土留工】 ・石畳上を雨水が川のように流下し、石畳と地盤が洗掘され、石材と土砂が国道1号に押し流された。 ・令和元年度に設置された大型土のうは耐用年限が迫っている。 【排水対策】 ・地形的制約から地点A、Cで雨水対策を講ずる必要があるが、谷側への排水については、排水先の土地所有者、管理者の合意を得られなかった。 【雨水減勢工】 ・地形的制約から、地点Cより下流の水勢を弱める必要がある。	・下流の被害を軽減するため、排水の勢いを抑える必要がある。 ・大型土のうの更新が必要である。 ・地点A、C付近で、雨水の流入を減勢する対策が必要である。 ・地点C～地点Eの雨水減勢のための施設の設置が必要である。

第3章 史跡の概要及び現状と課題

	現 状	課 題
安全対策	・甲石坂は立入禁止となっており、出入口部分に、仮設のロープ柵、土嚢が設置されている。 ・工事期間中の大雨により被害が出る可能性がある。	・史跡内の危険箇所に侵入可能なため、工事期間中の安全管理の強化が必要である。 ・工事期間中の雨水流入箇所への対策が必要である。
周辺地域の環境	・史跡指定地周辺には、森林が広がる。周辺の山林は、箱根山殖産林組合、三島市外五ヶ市町箱根山組合の所有地である。	・工事による自然環境（水環境や森林など）への配慮が必要である。
事業に必要な調査等	・整備を検討する部分の詳細な地形図がない。	・設計に必要な地形の情報を得るため、地形測量が必要である。
管理・運営	・史跡のうち被災箇所の管理団体は函南町である。 ・史跡指定地である旧街道（幅3m程度）は公有地だが、旧街道に接する山林は民有地である。 ・専門家や関係者等からなる災害復旧整備委員会を組織し、史跡に隣接する土地所有者や国土交通省が参加している。 ・町民や庁内関係各課に史跡の価値が十分に認知されていない。	・史跡の復旧は、庁内の幅広い分野に関わるため、庁内の横断的連携が必要である。 ・隣接する民有地において整備が必要となる場合、土地所有者等との調整が必要となる。 ・多様な主体の連携・調整のもと災害復旧整備を実施する必要がある。 ・長期的には、総合的な視点で史跡の保存・活用を検討する必要がある。

第4章 基本方針

第1節 基本方針

現状調査の結果から、災害の原因は雨水が箱根旧街道に集中し、川のように流れ下ることと、土砂流出と洗掘を引き起こし、さらには街道下の国道1号への被害を及ぼす事が明らかになった。

箱根旧街道は、地形が急峻で、大規模な排水施設の設置が困難な立地条件にあることから、自然地形の特性を見極めて、流入する雨水を低減しつつ史跡の保護を図ることが必要である。

そこで、災害復旧整備計画では、整備の基本方針として次の4点を示し、災害発生リスクの軽減と、本来の自然地形を活かした排水の実現を目指す。

- 災害罹災箇所の迅速な復旧

史跡箱根旧街道の罹災箇所の復旧により、これ以上史跡が毀損することを防止する。

- 災害の再発防止

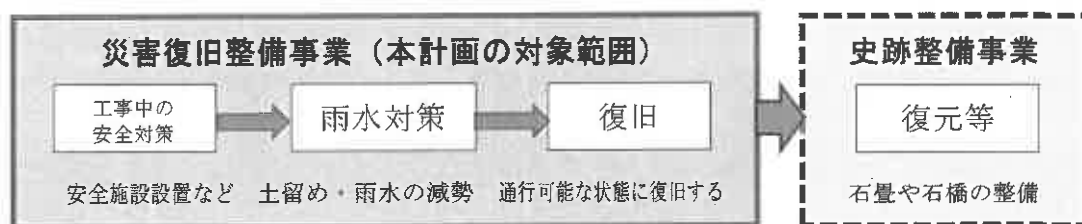
災害の再発防止策として、主要因である雨水対策を実施する。

- 遺構の保存

整備にあたって、遺構に影響を与えないよう十分に配慮する。

- 長期的な方針（整備フレームの考え方）

- ・長期的には総合的な視点で史跡の保存・活用を検討する必要があるため、保存活用計画の策定を検討する。
- ・石畳や石橋の復元といった史跡整備は、災害復旧整備の完了後に保存活用計画等を立ててから着手する。



第4章 基本方針

第5章 整備基本計画

第1節 全体計画

前章の基本方針に沿って、箱根旧街道の復旧及び再発防止対策を実施する。

(1) 被災箇所への復旧に関する計画

- ・洗掘が発生している箇所については、通行可能な状態に復旧する。
- ・流出した石畳の石材は、将来的に石畳補修に再利用することを検討する。
- ・がけ崩れが発生している箇所については、三島市域の民地であるため、三島市及び土地所有者等との調整のもと、引き続き対策を検討する。

(2) 土砂等流出の再発防止に関する計画

- ・現況地形から雨水の対策が可能な箇所は、地点C、地点Eである。
- ・地点Cでは、ゴルフ場側から流入する雨水の勢いをおさえる施設を整備する。
- ・地点Eでは、箱根旧街道上を流下する土砂等の勢いをおさえる施設を整備する。
- ・根本的な排水対策のための施設の設置は、今後の検討課題とする。

(3) 遺構の保存及び工事中の安全対策に関する計画

- ・整備にあたっては、遺構に影響を与えないよう十分に配慮する。
- ・工事中の大雨による被害の発生を防止するために必要な安全対策を行う。

第2節 地区区分計画

箱根旧街道への主要な雨水の流出入箇所である地点A・C・Eについて、雨水のコントロールポイントとして整備方針を示す。また、A～E地区において、雨水の流出入状況及び洗掘状況に応じた復旧整備の方針を示す。

なお、地点Bのがけ崩れ対策は別事業にて検討するものとし、本計画では扱わない。

地点A・Cの排水対策は今後の史跡整備で検討するものとし、本計画では扱わない。

地点・地区一覧

地点／地区	整備の方針
地点A	・ 雨水流入対策
A-B地区	・ 埋め戻し
地点B	・ がけ崩れ対策は、本計画では扱わない
B-C地区	・ 埋め戻し
地点C	・ 雨水流入対策 ・ 石橋の経過観察
C-D地区	・ 洗掘防止対策 ・ 埋め戻し
地点D	・ 洗掘防止対策 ・ 埋め戻し
D-E地区	・ 洗掘防止対策 ・ 埋め戻し
地点E	・ 国道一号への石材及び雨水の流出防止対策

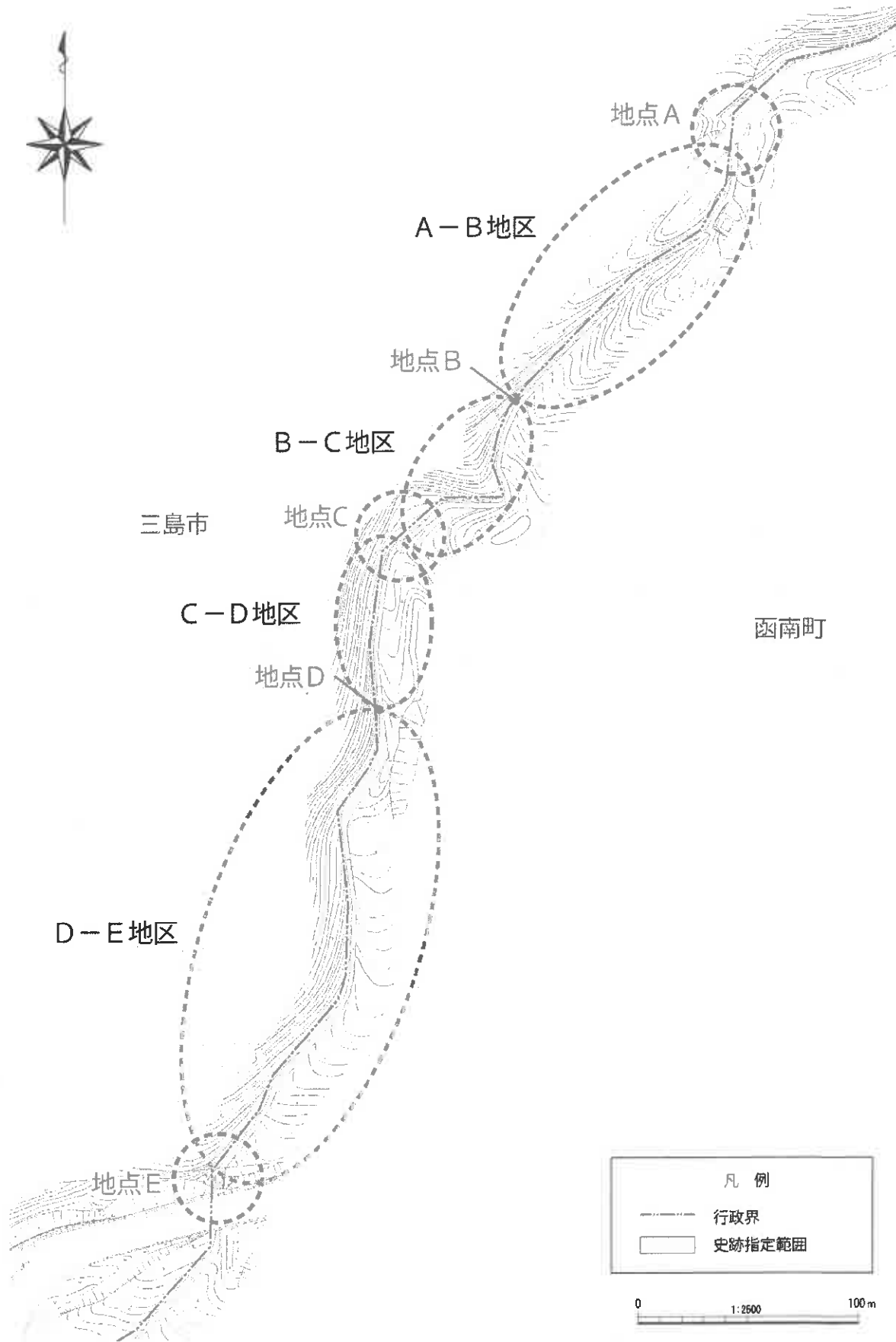


図 ソーニング図



図 事業計画図

第3節 災害復旧整備事業に必要なとなる調査等に関する計画

- ・必要に応じて測量調査、発掘調査、ボーリング調査を実施する。

第4節 管理・運営に関する計画

- ・長期的には総合的な視点で史跡の保存・活用を検討する必要があるため、保存活用計画の策定を検討する。
- ・災害復旧整備事業完了後の甲石坂における人の通行方法について検討する。
- ・国道との関係から、排水対応が不十分となる恐れがあることから、災害復旧整備事業完了後も排水対策のため、土のうや木柵を設置する必要がある。その点検や管理は町が行う。

第5節 事業計画

災害復旧整備にかかる事業計画を示す。

事業計画一覧

令和5～6年度工事、令和7年度供用

種 別	令和5年度												令和6年度												令和7年度			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7
石畳等災害復旧に伴う工事																												
石畳等災害復旧に伴う工事設計業務																												
測量・発掘調査・ボーリング調査																												
供用																												

保存活用計画は、災害復旧整備の進捗に合わせて、頃合いをみて策定を行う。

凡 例	
	石畳等災害復旧に伴う工事
	設計
	測量・調査
	供用

議事

(3) 報告事項について

イ 「かなみ生涯学習塾」の見直しについて(報告)

「かなみ生涯学習塾」の見直しについて(報告)

1 「かなみ生涯学習塾」見直しについて

(1) 「かなみ生涯学習塾」事業の概要

平成12年度から開始された成人対象の生涯学習講座で、講師を公募し、体操、音楽、工芸など様々な分野の講座を開講している。「講師と受講生による自主運営」「受益者負担の原則」を取り入れ実施している。

(2) 「かなみ生涯学習塾」の目的

- ア 講師の育成
- イ 同好会やサークルの設立促進
- ウ 生涯学習のきっかけづくり

(3) 「かなみ生涯学習塾」事業の成果と課題

ア 成果

「かなみ生涯学習塾」を修了した教室が、個人的な同好会やサークルとして引き続き文化センター等の施設で多く活動するようになった。このような状況からこの事業の目的である講師の育成、同好会やサークルの設立促進については達成できたと捉えられる。また、「かなみ生涯学習塾」の講師を人材バンクに掲載し町内小中学校に配布しているため、「かなみ生涯学習塾」の講師が学校からの依頼に応じてクラブ活動の指導ボランティアを行うなど、町の生涯学習の活性化に寄与している。

イ 課題

(ア) ペテラン講師・町外者講師の増加

事業に応募してくる講師の中に「かなみ生涯学習塾」で何年も開講していたり、他市町の生涯学習講座で開講歴があったり、自力で受講生を集め、教室を運営するスキルを持っている方が増加している。

(イ) 教室数の増加と同じような内容の教室の乱立

教室数が増加し、「かなみ生涯学習塾」内で会場を取り合ったり、文化協会加入団体やその他の団体も会場が取りにくかったりすることがおこり、「かなみ生涯学習塾」が一般団体の活動を圧迫する状態となっている。

また、募集案内に同じ内容の教室が複数掲載され、受講生がどれを選べいいのか分からない上、複数の教室に受講生が割れた結果、どの教室も開講人数に達しないケースが起こっている。

2 「かなみ生涯学習塾」の見直しにおける経緯

日程	内 容
R3 7/30	函南町「生涯学習講座」検討会 (出席者:教育長、文化協会役員、「かなみ生涯学習塾」講師会会長、副会長、社会教育委員長) ・「かなみ生涯学習塾」の現状と課題について説明し、見直しについての意見を収集
9/15	令和3年度「かなみ生涯学習塾」第1回運営委員会 ・「かなみ生涯学習塾」の現状と課題について説明 ・見直しについての意見を収集
R4 6/27	文教厚生部会議 ・見直し案を報告し、意見を収集
9/1	令和4年度「かなみ生涯学習塾」第2回講師会兼第1回受講生代表者会 ・「かなみ生涯学習塾」の現状と課題について説明 ・見直し案を説明し、意見を収集
9/14	令和4年度「かなみ生涯学習塾」第1回運営委員会 ・「かなみ生涯学習塾」の現状と課題について説明 ・新規事業の実施規程素案を提示し、意見を収集
9/30	「かなみ生涯学習塾」事業見直しに係る検討会(出席者:受講生) ・令和4年度「かなみ生涯学習塾」の受講生に、「かなみ生涯学習塾」の現状と課題について説明 ・新規事業の実施規程素案を提示し、意見を収集 「かなみ生涯学習塾」事業見直しに係る検討会(出席者:講師) ・令和4年度「かなみ生涯学習塾」の講師に、「かなみ生涯学習塾」の現状と課題について説明 ・新規事業の実施規程素案を提示し、意見を収集
10/6	令和4年度「かなみ生涯学習塾」第2回運営委員会 ・「かなみ生涯学習塾」事業見直しに係る検討会の報告 ・第1回運営委員会で提示した新規事業の実施規程の変更点を説明し、新規事業(仮)「かなみ学びの杜講座」の実施について説明 ・「かなみ生涯学習塾」事業の終了の承認
R5 1/12	令和4年度「かなみ生涯学習塾」第3回運営委員会 ・令和4年度受講生発表会について
1/19	令和4年度「かなみ生涯学習塾」第3回講師会 ・令和4年度受講生発表会について

1/24	令和4年度「かなみ生涯学習塾」第2回受講生代表者会 ・令和4年度受講生発表会について
3/4, 5	令和4年度「かなみ生涯学習塾」受講生発表会

3 「かなみ学びの杜講座」の概要

(1) 目的

「学びたい」初心者の受講生と「伝えたい」多種多様な技能を持った講師を繋ぐ「生涯学習のきっかけづくり」の場として、また、心豊かな連帯感のある人間関係を樹立し、町の生涯学習の推進をより一層図ることを目的とする。

(2) 名称の由来

「かなみ学びの杜講座」の「杜」は自然に生えている樹木や草花だけでなく、その町の人々が手をかけて育ててきた豊かな緑を指す。

講座によって育てられる趣味や特技、知識、技能といったものを町の人々によって育てられる豊かな緑になぞらえ「かなみ学びの杜講座」と名付けた。

4 「かなみ学びの杜講座」開講スケジュール

日程	内 容
R4 11/15	広報11月号に講師募集要項を掲載 ・ホームページに要項を掲載
11/15	講師公募開始 ~12/7 講師申請数33件
11/24	講師面談開始 ~12/13 申請取下げ2件
12/15	講師申請者抽選会案内発送
12/22	講師申請者抽選会 ・第1分野 健康・フィットネス 申請数7件から4件に ・第5分野 教養・趣味 申請数8件から4件に 抽選で決定 ・開講教室を各分野(参考資料1 別表参照)4教室 計24教室に決定
R5 3/15	広報3月号と同時に「かなみ学びの杜講座」受講生募集案内配布
3/16	受講生募集開始 ~30日締め切り
4/12	「かなみ学びの杜講座」講師説明会
5月初旬	教室ごとに開講(初回は教室説明会を含む)
R6 3月初旬	受講生発表会

「かなみ学びの杜講座」実施規程

1 目的

「学びたい」初心者を受講生と「伝えたい」多種多様な技能を持った講師を繋げ、受講生の「生涯学習のきっかけづくり」の場とする。

また、この講座を通じ、心豊かな連帯感のある人間関係を樹立し、町の生涯学習の推進をより一層図ることを目的とする。

2 名称・開講期間

この講座は、「かなみ学びの杜講座」（以下「講座」という）と称し、各々の講座については、教室と称する。開講期間は年度ごととする。

3 組織

(1) 事務局

事務局は、函南町教育委員会生涯学習課内に置く。事務局は、教室の募集案内の作成、講師・受講生の公募及び管理、開・閉講する教室の決定、教室会場の提供、その他講座に関する事務を行う。

(2) 発表会実行委員会

発表会実行委員会は、各教室の講師及び受講生の代表者各 1 名、事務局で組織し、発表会について協議する。

4 教室

(1) 内容

教室内容は、ア～オの全てを満たすものとする。

ア 初心者を対象とし、年間を通して一貫性を持たせた連続型の学習ができるもの

イ 特定の宗教・政治思想と関わりのないもの

ウ 営業活動、営利目的の活動を伴わないもの

エ 医療処置や投薬を伴わず、また受講により心身の疾患が治癒または改善する等の効用をうたわないもの

オ その他、公共機関が主催する教室の内容としてふさわしいもの

(2) 教室数

20 教室程度とする。

(3) 回数

教室の回数は、月 1 回から 3 回とし、10 回以上 25 回以下を原則とする。

(4) 定員

各教室の定員は、講師と事務局とで協議し決定する。受講希望者が定員を大きく上回った場合、抽選による受講者決定を原則とするが、教室の増設または、指導者(補助)の増員などにより対応が可能になった場合は、受講希望者を受け入れることができる。

(5) 運営

各教室は講師と受講生により自主的に運営する。

(6) 会場

ア 会場は函南町文化センター、函南町西部コミュニティセンター、函南町農村環境改善センターを中心とする。

イ 会場費は無料とし、年間の会場確保は事務局が行う。

5 教室開講申請

(1) 教室の開講を申請する者は、以下のア～オを全て満たす個人またはグループとする。

ア 公共機関が主催する教室の講師としての自覚を持ち、教室を自主的に運営できる者

イ 実施規程及び教室会場の使用ルールを遵守し、講座全体の運営に積極的に協力できる者

ウ 生涯学習の実践継続のため、教室終了後の自主講座移行について努める者

エ 前年度、講座で教室を開講していない者

オ 教室が開講できない場合においても、「函南町人材バンク」に登録(登録期間は5年間)し、町の生涯学習の推進に寄与できる者。

(2) 教室の開講を申請する者は、「開講企画申請書」を提出し、事務局と面談する。

6 開講の決定

(1) 事務局が「開講企画申請書」を審査し、開講するに適していると判断した教室の中から開講する教室を決定する。適した教室数が、20 教室程度を上回った場合、別表の分野ごと 3～4 教室を抽選で決定する。

(2) 事務局は、「開講企画申請書」を提出した者に、「開講企画申請結果通知書」により開講の可否を通知する。

7 受講生

(1) 受講生は、以下のア～エを全て満たす者とする。

ア 開講から閉講まで講座に継続的に参画する学習意欲のある者

イ 初心者

ウ 函南町の在住者。ただし、受講申し込み人数が定員に達しない場合は、函南町の在住者以外でも参加することができる。

エ 講座で、同一講師の教室を受講していない者

(2) 年度途中で受講を取りやめる場合、受講生は必ず事務局に「受講辞退届」を提出する。

8 講師

(1) 開講の決定を受けた者は、教室の講師となり、以下のア～エを行う。

ア 「開講企画申請結果通知書」のとおり教室運営を行う。

イ 講師は毎回出欠の確認を行い、受講生の数を把握する。

ウ 最終教室終了後、「実績報告書」を事務局に提出する。

エ 受講料等の出納管理を責任をもって行う。

(2) 講師はやむをえない事情等により、「開講企画申請結果通知書」の内容を変更する場合は事務局と協議する。

9 受講料等

(1) 受講料

各教室1回につき1人500円とし、講座回数の半数を前期、残りを後期とし、2回に分けて講師が徴収する。受講料は、講師料、講師教材費、講師旅費等に充てることができる。ただし、初回の教室は説明会とするので、受講料は徴収しない。

また、講師の都合により教室回数が減った場合や教室を閉講した場合は、講師は実施しなかった回数分の受講料を返納する。ただし、受講生の都合による欠席、受講辞退については返納しない。

(2) 教材費等

教材費は、受講料とは別に個人負担とする。教室資料の印刷は、各施設の印刷機を無料で使用できる。また、印刷用紙は教育委員会より現物支給される。備品等については、各施設のものを無料で使用することができる。

(3) 教室における音楽の使用

教室において音楽を使用する講師は、事務局に音楽利用状況を申告し、一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)の使用料規定に従い、音楽著作物使用料を負担する。事務局は、教室における音楽の使用について、一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)と音楽著作物利用包括契約を締結する。

10 その他(補足事項)

(1) 教室の運営上で知り得た個人情報、教室の運営目的以外に使用しない。

(2) 講座の教室としてふさわしくない行為があったと事務局が判断した場合は、教室を閉講する。

(3) 実施規程に定めるもののほか、必要な事項は事務局が別に定める。

別表 分野の内訳

1 「健康・フィットネス」	2 「ダンス・舞踊」	3 「音楽」
4 「絵画・手工芸」	5 「教養・趣味」	6 「生活・文化」

	「かなみ生涯学習塾」運営要綱	「かなみ学びの杜講座」実施規程	変更理由
教室	教室数の制限は無し 教室定員 ○ 各教室1名の講師で指導する場合、原則として<u>10名以上20名以内</u>を定員とする。 講座回数 ○ 講座の回数は、月1回、または<u>2回とし、10回以上20回まで</u>を原則とする。	教室 ○ 教室数 <u>20教室程度</u>とする。 ○ 回数 教室の回数は、月1回から<u>3回</u>とし、<u>10回以上25回まで</u>を原則とする。 ○ 定員 各教室の定員は、<u>講師と事務局とで協議し決定する</u>。受講希望者が定員を大きく上回った場合、抽選による受講者決定を原則とするが、教室の増設または、指導者(補助)の増員などにより対応が可能になった場合は、受講希望者を受け入れることができる。 ○ 開講の決定 事務局が「開講企画申請書」を審査し、開講するに適していると判断した教室の中から開講する教室を決定する。<u>適した教室数が、20教室程度を上回った場合、別表の分野ごと3～4教室を抽選で決定する。</u>	① 「かなみ生涯学習塾」は基本的に応募のあったすべての教室を募集案内に掲載していた。その結果、似たような内容の教室が複数掲載され、受講希望者がどれを選べばわかりにくく、希望が分散してしまい、10人以上という開講条件を満たせず受講できなくなってしまった。 ② 教室数の上限がないことで既存のサークルや団体、「かなみ生涯学習塾」の教室が希望する日程で会場が取れなくなってしまった。 以上の①、②を考慮し、講師及び教室数の制限をするとともに受講後の学習者の支援を行うことを新規事業の方針とした。
講師の開講条件	開講条件 ○ <u>運営委員会で承認された教室開設申請者(講師)が開講できる。</u> ○ <u>受講希望者が10名に達しない教室は、開講を見送る。</u>	教室開講申請 ○ 教室の開講を申請する者は、以下のア～オを全て満たす個人またはグループとする。 ア 公共機関が主催する教室の講師としての自覚を持ち、教室を自主的に運営できる者 イ 実施規程及び教室会場の使用ルールを遵守し、講座全体の運営に積極的に協力できる者 ウ 生涯学習の実践継続のため、<u>教室終了後の自主講座移行について努める者</u> エ <u>前年度、講座で教室を開講していない者</u> オ 教室が開講できない場合においても、<u>「函南町人材バンク」に登録(登録期間は5年間)し、町の生涯学習の推進に寄与できる者</u>	ウは、「かなみ学びの杜講座」の教室終了後も、講師と受講生の方々が継続して活動し、町の生涯学習の推進をより一層図るという本講座の目的の達成に寄与できる方に講師をお願いしたいという理由から記載。 エは、多種多様な技能を持った講師に教室を開講していただき生涯学習のきっかけづくりとしたいので、この要件を記載。 オは、「かなみ生涯学習塾」の講師となった方にその年度のみ人材バンクへの登録をお願いしていたが、「かなみ学びの杜講座」では申請者全員に5年間登録していただくことで、町の生涯学習のより一層の推進に繋げるために記載。

郵便はがき

63円切手を
貼ってください

4190122

函南町上沢八一番地

函南町文化センター内

函南町教育委員会

生涯学習課
行

郵便はがき

63円切手を
貼ってください

4190122

函南町上沢八一番地

函南町文化センター内

函南町教育委員会

生涯学習課
行

郵便はがき

63円切手を
貼ってください

4190122

函南町上沢八一番地

函南町文化センター内

函南町教育委員会

生涯学習課
行

郵便はがき

63円切手を
貼ってください

4190122

函南町上沢八一番地

函南町文化センター内

函南町教育委員会

生涯学習課
行

函南町生涯学習推進事業

かなみ学びの杜講座

令和5年度

募集案内

申込期限 令和5年 3月30日(木) 17時必着



「かなみ学びの杜講座」募集案内
(旧かなみ生涯学習塾)

- 「かなみ学びの杜講座」運営について 1
- 受講生募集案内 2
- 「かなみ学びの杜講座」教室の紹介 3
- 「かなみ学びの杜講座」申込書(ハガキ)
..... 18

生涯学習関連情報

- 生涯学習関連情報 9
- 文化協会加入団体の紹介 11
- 体育協会加盟団体の紹介 15
- 町内で活動している
同好会・サークルの新規会員の募集案内
..... 16



函南町教育委員会

「かなみ学びの杜講座」について

概 要

「かなみ学びの杜講座」は、“学びたい”初心者の受講生と、“伝えたい”多種多様な技能を持った講師を繋ぐ“生涯学習のきっかけづくり”の場として、また、心豊かな連帯感のある人間関係の樹立と、町の生涯学習の一層の推進を図ることを目的としています。

「かなみ学びの杜講座」の「杜」は、自然に生えている樹木や草花だけでなく、その町の人々が手をかけて育ててきた豊かな緑を指します。

講座によって育てられる趣味や特技、知識、技能といったものを、町の人々によって育てられる豊かな緑になぞらえ、「かなみ学びの杜講座」と名付けました。

スケジュール

■ 募集期間…… 3月15日(水)～3月30日(木)

■ 4月中旬…… 開講の案内を送付

*全体での開講式は行いません。

■ 5月 から…… 教室ごとに開講(初回の講座は教室説明会となります)

■ 令和6年3月初旬…… 受講生発表会(予定)

*発表会については、各教室の講師及び受講生の代表者、事務局で組織する発表会実行委員会において協議します。



『かなみ学びの杜講座』受講生募集案内

1 対象者

学習内容に対して初心者であり、全回出席可能な人。

- 町外にお住まいの方も申し込みできますが、募集人数を超過した場合は、町内者優先となります。
- 同一講師の教室の受講は1年限りで、受講できる教室数は、1人1教室です。
- 1人の受講生が応募できる教室数は、2教室までです。

2 申込方法

巻末のハガキ【かなみ学びの杜講座受講申込書】を郵送または直接文化センター窓口へ提出してください。

- 町外にお住まいの方は、住所の確認ができる書類(免許証のコピーなど)の添付をお願いします。直接お持ちいただくか、封書にて巻末のハガキと一緒に文化センターへ郵送してください。
- 郵送の場合は巻末のハガキに切手を貼ってお申し込みください。
- 電話での受付はできませんので、ご了承ください。

3 申込期限

令和5年3月30日(木) 17時必着(消印有効ではありません)

※期日を過ぎてのお申し込みは受付できませんのでご注意ください。

- 郵送の場合は、日程に余裕をもってお申し込みください。

4 受講料

各教室1回につき500円(前・後期に分けて講師へ納入)

- 受講料以外に教材費、道具代等は実費となり受講生が負担します。各教室の募集案内をよくご確認ください。
- 町では、不慮の事故等に備え、傷害保険に加入しますが、教室ごと保険に入る場合は、受講生の負担となります。詳細は講師へお問い合わせください。
- 受講生の都合による欠席や受講辞退の場合、受講料は返納されません。

5 注意事項

- 学習日及び会場は年間を通して決めています。会場や回数等をやむなく変更することもありますのでご了承ください。また、例として、第2・4週で開講予定の教室が、会場確保の関係で、一部の日程を第1・3週に変更する等の場合がありますので、併せてご了承ください。
- 各教室の定員を大きく上回った場合、抽選で受講生を決定することがあります(抽選は事務局が行います)。
- 受講決定者への通知は、4月中旬に教室説明会・開講の案内と一緒に発送します。
- 年度途中で受講を取りやめる場合、必ず講師に連絡し、事務局に「受講辞退届」を提出してください。
- 町の事業の教室としてふさわしくない行為があったと事務局が判断した場合は、教室を開講します。

問い合わせ先

函南町教育委員会生涯学習課(函南町文化センター内)

「かなみ学びの杜講座」事務局

〒419-0122 函南町上沢81番地

TEL.055-979-1733

1 楽しく健康体操教室

■学習内容(講師よりコメント)

何か体を動かしたいと思っている方、一緒に動きましょう。ストレッチ、有酸素運動、筋トレ等を組み合わせて体操します。どなたでも楽しんでいただける無理のない運動です。



講 師	水口 千賀子
学 習 日	毎月第1・3金曜日 13:30～14:30 年間19回予定【5月19日から】
会 場	西部コミュニティセンター 多目的ルーム
用具・持ち物	体育館用シューズ、タオル、マット、飲み物
教 材 費	なし
定 員	20人

2 美温活 リンパストレッチ教室

■学習内容(講師よりコメント)

体温を上げることにより免疫力も代謝もアップ。ツボ押しやリンパ流しをしながらのヨガストレッチと無理のない筋力トレーニングで気持ちよく健康と若返りを手に入れましょう。



講 師	是永 幸恵
学 習 日	第2・4水曜日 15:00～16:00 年間21回予定【5月17日から】
会 場	文化センター 多目的ホール
用具・持ち物	ヨガマット(大き目のバスタオル可)、 飲み物、汗拭きタオル
教 材 費	年間500円(アロマ代他)
定 員	20人

3 柔軟ストレッチ教室

■学習内容(講師よりコメント)

柔軟な脳と体を作る10歳若返り作戦。若い人もそうでない人も生き生き元気にワクワク笑顔。今日からみんな仲間、輝いていたあの頃の自分に戻りませんか。



講 師	鈴木 よしえ
学 習 日	第1・3火曜日 10:30～11:40 年間25回予定【5月2日から】
会 場	文化センター 多目的ホール
用具・持ち物	敷物(マットなど) 飲み物(蓋つきのもので)
教 材 費	なし
定 員	20人

4 アロマストレッチ教室

■学習内容(講師よりコメント)

季節のアロマの香りを楽しみながらリラクゼーション効果を得ると共に心のバランス・身体のバランス・自律神経の回復につなげていきます。



講 師	松原 忍
学 習 日	第1・3水曜日 19:30～20:40 年間20回予定【5月17日から】
会 場	文化センター 小ホール
用具・持ち物	ストレッチマット、タオル
教 材 費	なし
定 員	15人

5 さわやかで楽しい スクエアダンス教室

■学習内容(講師よりコメント)

音楽に合わせて軽快に歩きながら動き、8人が1チームになって踊るマスゲームのようなダンスで、さわやかに楽しく頭と身体を鍛えます。



講 師	中田 正和
学 習 日	毎月第2・4金曜日 13:30～15:00 年間20回予定【5月12日から】
会 場	文化センター 多目的ホール
用具・持ち物	軽く動ける服装、シューズ
教 材 費	年間1,000円(テキスト代)
定 員	20人

6 健康スポーツ 社交ダンス教室

■学習内容(講師よりコメント)

病院の先生も推奨しています健康のための社交ダンス、姿勢や物忘れが気になる方、脳の活性化や楽しい仲間づくりぜひ参加してみませんか？



講 師	小川 道代
学 習 日	毎月第1・3火曜日 15:00～16:30 年間19回予定【5月2日から】
会 場	文化センター 多目的ホール
用具・持ち物	動きやすい服装
教 材 費	年間500円
定 員	20人

7 やさしい健康 ダンシング教室

■学習内容(講師よりコメント)

様々なダンスの動きを取り入れゆったりした振付けで始めます。一人踊ります。代謝アップ、若返りを目指し、楽しく健康づくりとストレス解消。



講 師	棚井 三枝子
学 習 日	毎月第2・4木曜日 19:30～20:40 年間18回予定【5月11日から】
会 場	文化センター 多目的ホール
用具・持ち物	ヨガマットまたはバスタオル、 室内シューズ、飲料水
教 材 費	なし
定 員	15人

8 楽しいフラ教室

■学習内容(講師よりコメント)

音楽に合わせて全身を使って動きます。一人ひとり自分に合った強度で無理なく動くことができます。音楽と共に気持ちの良い時間を過ごしましょう。



講 師	水口 順子
学 習 日	第2・4木曜日 13:00～14:30 年間20回予定【5月11日から】
会 場	農村環境改善センター 多目的ホール
用具・持ち物	タオル、飲み物
教 材 費	なし
定 員	10人

9 千丈楽しい民謡教室

■学習内容(講師よりコメント)

民謡は難しいと思っていませんか？上手に歌うことより楽しくをモットーに！！腹式呼吸は全体運動、脳と体を活性化します。ぜひご参加ください。



講師	石塚 千丈
学習日	毎月第1・3木曜日 13:00～15:00 年間20回予定【5月11日から】
会場	西部コミュニティセンター 学習室
用具・持ち物	テキスト
教材費	年間500円(テキスト代)
定員	14人

10 うた 民謡奏音教室

■学習内容(講師よりコメント)

“うた”の旅にて田舎の思い出など話しながら、楽しく分かりやすい指導法にて、健康と仲間と合唱しながらあの唄、この奏音、を大きな声で年間7～8曲楽しんでください。



講師	羽柴 重昇
学習日	毎月第2・4土曜日 13:30～15:00 年間20回予定【5月13日から】
会場	文化センター 小ホール
用具・持ち物	筆記用具
教材費	なし
定員	19人

11 丹田呼吸と尺八教室

■学習内容(講師よりコメント)

丹田呼吸は健康づくりと尺八の基礎呼吸法です。伝統楽器の音色を若い人に勧めたい。人生のアクセサリーにしてください。民謡“江差追分”を大勢で演奏する迫力を味わってください。



講師	米谷 崇男
学習日	第1・3日曜日 10:00～11:30 年間20回予定【5月7日から】
会場	文化センター 小ホール
用具・持ち物	尺八1尺8寸管(稽古用5,000円)
教材費	年間1,200円(譜面、資料代)
定員	10人

12 初心者のためのやさしいギター教室

■学習内容(講師よりコメント)

初めてギターを手にする方でも、安心してチャレンジできる教室です。笑顔で楽しくギターを続けられるように、1年間お手伝いします！



講師	小林 健次
学習日	第1・3木曜日 19:00～20:30 年間16回予定【5月18日から】
会場	文化センター 大ホール
用具・持ち物	ギター、A4ファイル
教材費	年間500円
定員	22人

13 PP バンドバッグ 小物制作教室

■学習内容(講師よりコメント)

PPバンドバッグ小物の作成を覚え、自分自身で作成できるように、また、趣味・実用に役立てていただきたいと思います。



講師	四関 由貴子
学習日	毎月第2・4金曜日 9:30～11:30 年間20回予定【5月12日から】
会場	文化センター 会議室1
用具・持ち物	ハサミ、マスキングテープ、洗濯ばさみ、方眼ボード
教材費	年間2,000円～2,500円
定員	15人

14 大人の折り紙教室

■学習内容(講師よりコメント)

誰でも一度は折り紙を折った経験があると思いますが、少しレベルを上げてチャレンジしてみませんか？折り紙と一緒に楽しみませんか？毎回作品を仕上げていきたいと思っています。



講師	金井 自子
学習日	毎月第2水曜日 13:00～15:00 年間10回予定【5月10日から】
会場	文化センター 会議室1
用具・持ち物	15cm角折り紙、ボンド、定規、ハサミ、筆記用具
教材費	毎回200円～1,000円
定員	20人

15 癒しの書 とっても楽しい書画教室

■学習内容(講師よりコメント)

「幸せなことば」を展開し、人の癒しを主とした絵(作品)を完成します。プレゼントされるとすごく喜ばれます。毎月楽しみましょう！



講師	渡辺 愛枝
学習日	毎月第1金曜日 10:00～11:30 年間10回予定【5月12日から】
会場	文化センター 工作室1
用具・持ち物	ぺんてる筆ペン中字、薄墨
教材費	毎回1,000円
定員	20人

16 基本から学ぶ洋裁教室

■学習内容(講師よりコメント)

自分の体に合った洋服と一緒に作りませんか。原型から始めます。タンズに眠っている着物、今度は変身させて洋服に。わかりやすく指導させていただきます。



講師	山本 穂子
学習日	毎月第1・3水曜日 10:00～11:45 年間20回予定【5月3日から】
会場	文化センター 会議室4
用具・持ち物	筆記用具、メジャー、物差し(50cm)
教材費	なし
定員	10人

函南町スポーツ推進委員会 ニュースポーツ体験教室の紹介

概 要

ニュースポーツとは、「だれもが、何歳からでも、いつまでも」できる、競うことよりも楽しむことを主にしたスポーツの総称です。函南町スポーツ推進委員会では、スポンジテニスやファミリーバドミントン、ペタンクなどに取り組んでいます。教室には、小学生からお年寄りまで幅広い世代の人が集まり、一緒にニュースポーツを楽しんでいます。楽しく身体を動かしながら、仲間づくりや運動不足の解消、健康の保持・増進を目指します。この機会に生涯スポーツへの第一歩を踏み出してみませんか。

実 施 日

4月から1月までの水曜日、全25回程度
(詳しい日には町ホームページに記載します。)

対 象 者

どなたでも

会 場

函南町体育館、函南中体育館、東小体育館のいずれか



スポーツ推進委員のおすすめ



上杉 綾子 さん

おすすめのニュースポーツは、ミニテニスです。
ミニテニスは、1チーム2人で、ビニル製のボールをワンバウンドしてから打ち合う競技です。ボールが軽いので、初心者でも少しの練習ですぐにできるようになります。



山地 正訓 さん

おすすめのニュースポーツは、ファミリーバドミントンです。
ファミリーバドミントンは、1チーム3人で、スポンジのついたシャトルを打ち合う競技です。多くの仲間と一緒に運動を楽しめるので、盛り上がりながら取り組みます。



室伏 貴司 さん

おすすめのニュースポーツは、ペタンクです。
ペタンクは、東京パラリンピックで話題となった「ボッチャ」に似て、ビュットと呼ばれる目標に、できるだけ投げた球を近づける競技です。激しい運動ではないので、子どもからお年寄りまで年代を越えて楽しめます。

生涯学習課事業のご案内

気軽に学びを始めよう チャレンジ大学

チャレンジ大学は成人を対象とした学習講座です。

多岐な分野にわたって楽しく学ぶ機会として、年間7回程度の学習会を開催しています。学習会はそれぞれ独立しており、様々な分野から講師を招き、毎回異なる学習テーマで行います。募集は広報かなみ・函南町ホームページで行いますので、興味を持った講座を見つけて気軽に参加してください。

「しずおか県民カレッジふるさと総合学」の連携講座でもあり、申請することで1講座につき2単位認定することができます。単位実績に応じて「ふるさと学士」「ふるさと修士」「ふるさと博士」「ふるさと名誉博士」の称号が授与されます。この機会に、「ふるさと博士」を目指してみませんか。詳しくは、生涯学習情報発信システム「まなぼっと」を検索してください。

歴史

健康

防災

文化



かなみ仏の里美術館 「仏の里ボランティアガイド」



過去の養成講座の様子

かなみ仏の里美術館では、来館者の皆様に桑原薬師堂の歴史や地域の仏像についてご案内する「仏の里ボランティアガイド」が活動しています。生涯学習課では、ボランティアガイドへの登録を希望する人向けに、年1回、10月から12月頃に、仏像の見方の基礎やガイドの方法を学ぶための養成講座を開催しています。生涯学習課までお気軽にお問い合わせください。

函南町文化協会加入団体の紹介

函南町文化協会は、1980年に設立され、40年以上の歴史を有する団体です。令和4年度、町内外の57団体が加盟し、総会員数は643人となっています。町の支援を受けて、幅広い文化活動を展開し、函南町の文化が豊かに発展するよう努めています。

ここでは、加入団体のうち、新規会員を募集している団体を紹介します。初心者も歓迎です。各団体の問合先まで、お気軽にお問い合わせください。

注意 文化協会加入団体は、巻末の受講申込ハガキで申し込むことはできません。

各団体の問合先、または生涯学習課窓口まで直接お問い合わせください。



カラオケ 歌謡仲間

■活動内容

「自分たちが楽しい」をモットーにして、さらに仲間とも楽しさを分かち合うことで活動しています。

代表者 杉本 あけみ
活動日 第2・4月曜日 10:00～15:00
会場 お問い合わせください
費用の目安 年間500円+実費
問合先 055-978-9327 (杉本 あけみ)

川 柳 かなみ川柳倶楽部

■活動内容

生活を楽しみ、遊び心のある人が、川柳でさらに楽しみながら活動します。毎月新聞に掲載されます。

代表者 榎本 政夫
活動日 第3金曜日 10:00～11:30
会場 文化センター
費用の目安 年間500円+α程度
問合先 055-978-2336 (榎本 政夫)

手 芸 クチュール・クラブ

■活動内容

ご自分の好きなデザインの服を個々のペースで型紙から制作していきます。

代表者 塩野 作得子
活動日 第1・3水曜日 9:30～12:00 13:00～15:30
第1・3火曜日 13:00～15:30
第2・4水曜日 13:00～15:30
会場 文化センター
費用の目安 1回1,000円
問合先 090-1804-9099 (塩野 作得子)

フラダンス Halau Hula o Makalea

■活動内容

基本ステップ、ハンドモーションを学びながら心弾む曲に癒され楽しく踊りましょう！初心者大歓迎！！

代表者 堀場 澄子
活動日 第1・3火曜日 13:00～16:30
会場 ふれあいセンター
費用の目安 月2,000円程度
問合先 080-3070-5480 (堀場 澄子)

合唱(女声) エコ・グレース

■活動内容

発声や歌唱指導を素晴らしい先生方からやさしく丁寧に受けています。文化祭や合唱祭にも参加し、心身の健康にもつながっています。

代表者 杉崎 雅子
活動日 毎週木曜日 10:00～12:00
会場 文化センター
費用の目安 月3,000円
問合先 090-4157-4131 (杉崎 雅子)

短 歌 函南短歌会

■活動内容

会員の提出した歌を講師を中心に皆で添削していきます。伊豆日日新聞の文芸欄、広報かなみに掲載していただいています。

代表者 山田 祐子
活動日 第1日曜日 9:30～11:30
会場 ふれあいセンター
費用の目安 年間10,000円程度
問合先 055-978-3318 (山田 祐子)

いけばな 池坊正流 かなみ会

■活動内容

毎回、花材にあった生け方を学びます。材料によっていろいろな型を楽しみましょう。年間24回を予定しています。

代表者 小川 和子
活動日 第1・3木曜日 15:00～16:30
会場 文化センター
費用の目安 年間40,000円程度(花代を含む)
問合先 055-947-2128 (小川 和子)

民 謡 しげしやみんようう た かい 重昇民謡奏音の会

■活動内容

日本民謡や奏音を懐かしい田舎を想う心で楽しんでいます。どなたでも。

代表者 羽柴 重昇
活動日 第1・3土曜日 13:30～15:00
会場 平井公民館
費用の目安 月2,000円程度
問合先 090-3557-0848 (羽柴 重昇)

健康体操 なでしこ

■活動内容

どなたにでも親しんで頂ける体操です。何か運動をしたいと思っている方、一緒に体を動かしましょう。

代表者 水口 千賀子
活動日 火曜日・金曜日夜、水曜日午前・午後
会場 文化センター・西部コミュニティ
費用の目安 年間30,000円程度
問合先 090-9181-7182 (水口 千賀子)

写 真 函写楽クラブ

■活動内容

写真撮影を趣味とする男女が月例会と年に数回の撮影会、展示会を通して写真技術の向上と親睦を図っています。函写楽でHPを検索。

代表者 大塚 征男
活動日 第2土曜日 14:00～16:00
会場 文化センター
費用の目安 年間2,000円程度
問合先 080-3659-7940 (大塚 征男)

パソコン かなみ パソコンサークル

■活動内容

パソコン・スマートフォンを楽しんでいます。

代表者	佐野 誠
活動日	第1・3水曜日 14:00～16:00
会場	道の駅 伊豆ゲートウェイ函南
費用の目安	年間7,200円程度
問合せ先	055-979-3022 (佐野 誠)

民謡 千丈民謡会

■活動内容

千丈民謡会は大切な民謡を保存普及を図るため初心者の同好会と一般民謡会員と2つに分けて教室を開催しております。ご参加お待ちしております。

代表者	斉能 そよ子
活動日	第1・3火曜日 18:30～21:00 第1土曜日 13:00～16:00 第2・4火曜日
会場	西部コミュニティ
費用の目安	初心者月2,000円程度 一般民謡・三味線 1回1,000～2,000円程度
問合せ先	055-979-5339 (斉能 そよ子)

ウクレレ アロハ イイヴィ

■活動内容

ウクレレをつま弾きながらハワイアン・ポップス音楽を唄っています。フラダンスと共に演奏するのも楽しいです。

代表者	加賀 和子
活動日	第1・3木曜日 19:00～21:00
会場	ふれあいセンター
費用の目安	月4,000円程度
問合せ先	055-978-5727 (加賀 和子)

写真 写心気クラブ

■活動内容

例会で月の活動内容(展示会、撮影会など)を討議します。月1回の撮影会には、車を乗り合わせて出かけ、撮影した作品の講評を皆さんで行っています。

代表者	渡邊修一郎
活動日	第2土曜日 10:00～12:00
会場	道の駅 伊豆ゲートウェイ函南
費用の目安	年間2,000円程度
問合せ先	055-948-9451 (渡邊 修一郎)

日本舞踊 八舟会

■活動内容

日本舞踊と三味線演奏の会です。文化祭に参加、また施設訪問をしています。今はリモートボランティアで、施設の皆さんと楽しんでいます。

代表者	坂東 舟
活動日	月4回 希望の時間で
会場	講師自宅
費用の目安	お問い合わせください
問合せ先	090-5459-5740 (坂東 舟)

丹田呼吸と尺八 けいせいかい 溪聲会

■活動内容

丹田呼吸は健康づくりと共に尺八の基礎呼吸法です。伝統楽器の美しい音色を若い人に勧めたい。人生のアクセサリとして楽しんでください。

代表者	米谷 崇男
活動日	生徒に合わせて随時
会場	講師自宅
費用の目安	月3,000円程度
問合せ先	090-5852-1544 (米谷 崇男)

手芸 ら・あ～む

■活動内容

自分の好きな時間に一人ひとり丁寧に指導します。詳細はお問い合わせください。

代表者	大隅 文子
活動日	毎日(日・祝日を除く) 10:00～15:00
会場	間宮地区内(お問い合わせください)
費用の目安	1回あたり1,800円程度
問合せ先	090-2263-4088 (大隅 文子)

水彩画 サークルスケッチ 水彩

■活動内容

季節の風景や花、旅先風景、人物など幅広い題材をスケッチと彩色する水彩画サークルです。初心者大歓迎です。

代表者	露木 勇
活動日	第1・第3火・水曜日 10:00～12:00、13:00～15:00
会場	文化センター
費用の目安	年間24,000円程度
問合せ先	090-4238-4413 (露木 勇)

日本舞踊 藤龍会

■活動内容

3歳から96歳の生徒さんが来ています。毎年函南町文化祭、日舞の会に出演しています。日本舞踊は、年齢・性別を問わず誰でも習うことができます。

代表者	藤間 伊世龍
活動日	月4回希望の時間で
会場	講師自宅
費用の目安	お問い合わせください
問合せ先	090-7679-6034 (藤間 伊世龍)

朗読 函南朗読の会

■活動内容

静岡県舞台芸術センター SPAC俳優を講師に招き、朗読の基礎から発表まで勉強しています。

代表者	杉山 むつ美
活動日	第2木曜日 12:30～14:30
会場	文化センター
費用の目安	月3,000円程度
問合せ先	090-2340-0437 (杉山 むつ美)



NPO法人函南町体育協会加盟団体の紹介

スポーツで「元気な函南町」の実現を

NPO法人函南町体育協会は、町民ひとり1スポーツを目指し、より多くの人々が、スポーツをすることでイキイキと明るく、笑顔で幸せを感じられるような、元気な函南町の実現に貢献できるように、スポーツ活動に日々取り組んでいます。

ここでは、加盟団体のうち、初心者を含む新規会員を募集している団体を紹介します。各団体の問い合わせ先まで、お気軽にお問い合わせください。

注意 体育協会加盟団体は、巻末の受講申込ハガキで申し込むことはできません。

各団体の問合先、または生涯学習課窓口まで直接お問い合わせください。



武術太極拳部

■活動内容

心拍数を上げずにできる有酸素運動、それが太極拳です。老若男女どなたでも体力に応じ無理なくできる生涯スポーツです。

代 表 者	塚田 光広
活 動 日	毎週火曜日 13:30～15:00 毎週土曜日 13:30～15:00
会 場	火曜日 函南町体育館 土曜日 函南小学校体育館
費用の目安	年間37,000円程度
問 合 先	090-4157-8108 (塚田 光広)

硬式テニス部

■活動内容

ゲームは行いませんが、基礎練習による技術の向上と部員の親睦を目的として活動しています。

代 表 者	新間 昌彦
活 動 日	毎週水・土曜日 10:00～12:00
会 場	かなみスポーツ公園
費用の目安	年間2,000円程度
問 合 先	055-978-0670 (新間 昌彦)

なぎなた部

■活動内容

全日本なぎなた連盟の「形」「しかけ・応じ」を行います。なぎなたは左右対称の動きと呼吸法を使った全身運動で、子供にも年輩者にも無理なくできます。

代 表 者	横山 澄枝
活 動 日	毎週木曜日 14:00～16:00
会 場	函南町体育館 卓球室
費用の目安	年間12,000円程度
問 合 先	055-978-2434 (横山) 055-978-2269 (金森)

函南柔道会

■活動内容

子供から大人まで幅広い年代の方が活動しています。柔道を通じ丈夫な体と強い心を養います。運動不足解消や昇段など目的に合った指導を行います。

代 表 者	鍵山 弘次
活 動 日	毎週火・金・土曜日 19:00～20:45
会 場	函南中学校 柔道場
費用の目安	小学生月3,000円 中学生以上月500円
問 合 先	090-4467-9270 (金井 幸彦)

バレーボール部

■活動内容

ママさんバレーです。年代も幅広く活動しています。各チームの活動日時などは、お問い合わせください。

代 表 者	杉崎 正
活 動 日	チームにより異なります
会 場	チームにより異なります
費用の目安	チームにより異なります
問 合 先	055-974-0867 (杉崎 正)

合気道

■活動内容

合気道の稽古を行っています。詳しくはホームページをご覧ください。(伊豆函南合気道で検索してください)

代 表 者	渡邊 昌明
活 動 日	毎週月・木曜日 19:00～21:00
会 場	函南中学校 武道場
費用の目安	月3,000円
問 合 先	090-3692-9702 (高宮 千夜子)

町内で活動している同好会・サークルの新規会員の募集案内

ここに掲載している団体は、町内の公共施設で活動している「かなみ生涯学習塾」の卒業生や文化協会加入団体以外の同好会やサークルで、新規の会員を募集している団体の紹介です。お気軽にお問い合わせください。



函南文芸の会

■活動内容

エッセイ教室として20年以上続いています。短い言葉で人に伝える文を書く。聞くだけでもご参加ください。新聞投稿したい方もどうぞ。

代 表 者	谷 和子
活 動 日	毎月第3木曜日 9:00～12:00
会 場	文化センター 会議室
費用の目安	年間会費1,000円 毎月500円
問 合 先	055-979-0004 (谷 和子)

スイートハート

■活動内容

かなみ生涯学習塾「社交ダンス」の卒業生が継続して練習しています。13時～14時初心者、14時～16時経験者。随時1ヶ月間(4回)無料体験が出来ます。

代 表 者	小川 道代
活 動 日	毎週月曜日 13:00～16:00
会 場	間宮区公民館
費用の目安	毎月2,000円～4,000円
問 合 先	090-5619-6261 (小川 道代)

絵手紙仲間「すっぴん」の会

■活動内容

身近にあるものを描き「ヘタでいい。ヘタがいい」を合言葉に1枚のハガキで大きな絆をつくっていきませんか？みんなで待ってます。

代 表 者 石井 ひさ子
活 動 日 毎月第2水曜日 13:30～15:30
会 場 ふれあいセンター
費用の目安 年間200円～1,000円
問 合 先 090-8006-4938 (石井 ひさ子)
090-5862-6768 (町田 矯子)

山ぼうしフラワーデザイン

■活動内容

今年で24年目となります。和気あいあいと楽しみながらお花と触れ合うフラワーアレンジメント教室です。季節の新鮮な切花を使って様々なアレンジを作ります。

代 表 者 前田 美香
活 動 日 毎月第2・4水曜日 13:30～14:30
会 場 文化センター ふれあいセンター
費用の目安 年間56,000円 月5,000円
問 合 先 090-1820-0789 (前田 美香)



ストレッチ教室

■活動内容

皆で無理なく仲良く楽しいストレッチ。若返って笑顔で元気ハツラツ！あなたのお越しをみんなでお待ちしています。

代 表 者 塩谷 幸子
活 動 日 毎月第1・3火曜日 12:00～13:00
会 場 文化センター 多目的ホール
費用の目安 年間14,400円
問 合 先 080-3408-9938 (鈴木 よしえ)

日本スポーツウエルネス吹矢協会 南箱根函南支部

■活動内容

6～10m離れた的をめがけて、腹式呼吸をベースとした呼吸法で、120cmの筒に入れた矢を一気に吹き出す、健康的なスポーツです。体験できます。

代 表 者 田中 澄美子
活 動 日 毎月2～6回水・土・日曜日 13:00～15:00
会 場 農村環境改善センター、文化センター
費用の目安 会費 月1,000円 入門セット19,600円～
問 合 先 055-979-4238 (田中 澄美子)
090-9179-8359 (神尾 泰宏)



令和5年度

かなみ学びの杜講座 受講申込書

受講申込 教室名・番号	第1希望:教室名	教室番号	教室 ()	
	第2希望:教室名	教室番号	教室 ()	
住 所	〒			
・町外の方は身分証明書のコピーを同封してください。				
フリガナ				
氏 名				
生年月日	年	月	日	性別 男・女
電話番号				
備 考				

※このハガキは、「かなみ学びの杜講座」専用です。他の申込は直接各団体にお問い合わせください。

※ 文化センター窓口へ、直接提出してもかまいません。

※ 令和5年3月30日(木)17時必着

(サ) (リ) (線)

令和5年度

かなみ学びの杜講座 受講申込書

受講申込 教室名・番号	第1希望:教室名	教室番号	教室 ()	
	第2希望:教室名	教室番号	教室 ()	
住 所	〒			
・町外の方は身分証明書のコピーを同封してください。				
フリガナ				
氏 名				
生年月日	年	月	日	性別 男・女
電話番号				
備 考				

※このハガキは、「かなみ学びの杜講座」専用です。他の申込は直接各団体にお問い合わせください。

※ 文化センター窓口へ、直接提出してもかまいません。

※ 令和5年3月30日(木)17時必着

令和5年度

かなみ学びの杜講座 受講申込書

受講申込 教室名・番号	第1希望:教室名	教室番号	教室 ()	
	第2希望:教室名	教室番号	教室 ()	
住 所	〒			
・町外の方は身分証明書のコピーを同封してください。				
フリガナ				
氏 名				
生年月日	年	月	日	性別 男・女
電話番号				
備 考				

※このハガキは、「かなみ学びの杜講座」専用です。他の申込は直接各団体にお問い合わせください。

※ 文化センター窓口へ、直接提出してもかまいません。

※ 令和5年3月30日(木)17時必着

(サ) (リ) (線)

令和5年度

かなみ学びの杜講座 受講申込書

受講申込 教室名・番号	第1希望:教室名	教室番号	教室 ()	
	第2希望:教室名	教室番号	教室 ()	
住 所	〒			
・町外の方は身分証明書のコピーを同封してください。				
フリガナ				
氏 名				
生年月日	年	月	日	性別 男・女
電話番号				
備 考				

※このハガキは、「かなみ学びの杜講座」専用です。他の申込は直接各団体にお問い合わせください。

※ 文化センター窓口へ、直接提出してもかまいません。

※ 令和5年3月30日(木)17時必着

議事

(3) 報告事項について

ウ 「第2期函南町子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しについて(報告)

「第2期函南町子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しについて(報告)

1 中間見直しの概要

第2期函南町子ども・子育て支援事業計画を令和2年3月に策定し、令和2年度から令和6年度までの5箇年間計画で事業を実施しておりますが、本年度は計画の中間年にあたるため中間見直しを実施しました。

令和6年度からは第3期計画とする予定ですが、次期計画の策定及び推計の前段階として本町の現状を整理し、数値の見直しをするものです。

現状において計画策定当時と大きく異なるのは、令和3年度に19人規模の小規模保育事業所が2箇所新設され、令和5年4月には60人規模の保育所が1箇所新設予定であるという点です。

これらの状況と、直近の人口、世帯、保育施設などの状況の統計資料を基に見直しを行い、「第5章 教育・保育、子育て支援事業の量の見込み」における量の見込みと確保方策を時点修正しました。

〈参考1〉待機児童数の推移(待機児童数調査報告数値)

基準日	R3.4.1	R3.7.1	R3.10.1	R4.4.1	R4.10.1
待機児童数	27人	22人※1	18人※2	16人	20人

※1 小規模保育所「保育所グロースアップ函南園」開園(R3.7.1)

※2 小規模保育所「仁田ふじさん保育園」開園(R3.10.1)

〈参考2〉R5.4.1入所(園)予定児童数(町内児童のみ)

保育所

(令和5年3月1日現在)

西部	若葉	二葉(2号)	ひまわり	さくら	マージェット	はなみずき	グロースアップ	ふじさん	町外委託	合計
176人	38人	30人	63人	122人	133人	44人 ※1	14人	18人	21人	659人

※1 保育所「はなみずき保育園」開園(R5.4.1)

幼稚園・こども園

春光	丹那	二葉(1号)	間宮	みのり	自由ヶ丘	合計
70人	16人	26人	49人	49人	140人	350人

第2期函南町子ども・子育て支援事業計画

【 中間見直し 】

(案)

令和5年 3月

函 南 町

目 次

第1章 計画の概要について.....	1
1 子ども・子育て支援事業計画について.....	1
2 中間見直しの趣旨について.....	1
3 見直しにおける基本方針.....	2
第2章 見直しにあたっての現状整理.....	3
1 総人口と年齢階層別人口の推移.....	3
2 児童数の将来推計.....	4
第3章 量の見込みと確保方策の見直し.....	5
1 数値の見直しの基本的な考え方.....	5
2 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	5
3 地域子ども・子育て支援事業の見直し.....	9
第4章 計画の推進と進行管理.....	13
1 数値の見直しの基本的な考え方.....	13
2 計画の進行管理及び評価方法.....	13

第1章 計画の概要について

1 子ども・子育て支援事業計画について

本計画は子ども・子育て支援法第61条に基づき、市町村が地域のニーズを把握した上で、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保方策を定めるものです。

函南町においては、子ども・子育て新制度に基づいて平成27年度から5年間を計画期間とする第1期の「函南町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする『第2期函南町子ども・子育て支援事業計画』に基づいて地域の子育て支援を総合的に推進しています。

2 中間見直しの趣旨について

令和2年度を初年度とする『第2期函南町子ども・子育て支援事業計画』は策定当初から新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、保育現場の混乱や一部事業においては利用制限が設けられるなど、当初の見込とは大きく異なる状況が続いており、需要やサービスの提供が元の水準に戻るにはまだしばらく時間を要すると考えられます。

加えて本町においては、宅地開発による子育て世帯の流入状況や新たに整備した小規模保育事業所、幼稚園の認定こども園化など様々な要因により、計画策定当初の見込量と実績が乖離している現状にあります。

子ども・子育て支援事業計画は令和5年度に実態調査、令和6年度には第3期計画策定を予定していますが、次期計画の策定及び推計の前段階として、本町の現状を整理し、上記の乖離を修正するため数値の見直しを行いました。

3 見直しにおける基本方針

今回の見直しにおいては、当初計画で定めた方向性を引き継ぎながら、町の現状を整理し課題解決に必要な見直しを行うため、以下の3つの方針に基づいて内容の検討を行いました。

(1) 当初計画の理念及び施策の方向性等、基本的な枠組みを踏襲

本計画は幼児教育・保育における提供体制の確保を目的とする整備計画としての役割に主眼を置いており、本町においても当初計画の見込量と実績値の乖離といった数値の修正が必要と考えます。

そのため、今回の中間見直しにおいては、『第2期函南町子ども・子育て支援事業計画』で定めた、地域の子育て支援に係る具体的な事業活動や施策の展開、基本理念といった枠組みはそのまま踏襲し引き継ぐこととします。

(2) 人口動態及び保育入所状況等を勘案した量の見込みと提供体制の見直し

内閣府より示された「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間見直しのための考え方について」をはじめ、国や県の示す指針を踏まえた上で、函南町における人口動態の変化や最新の利用実績等に基づいて各種量の見込みや提供体制に係る内容の見直しを行います。

(3) 国の指針に即した将来推計

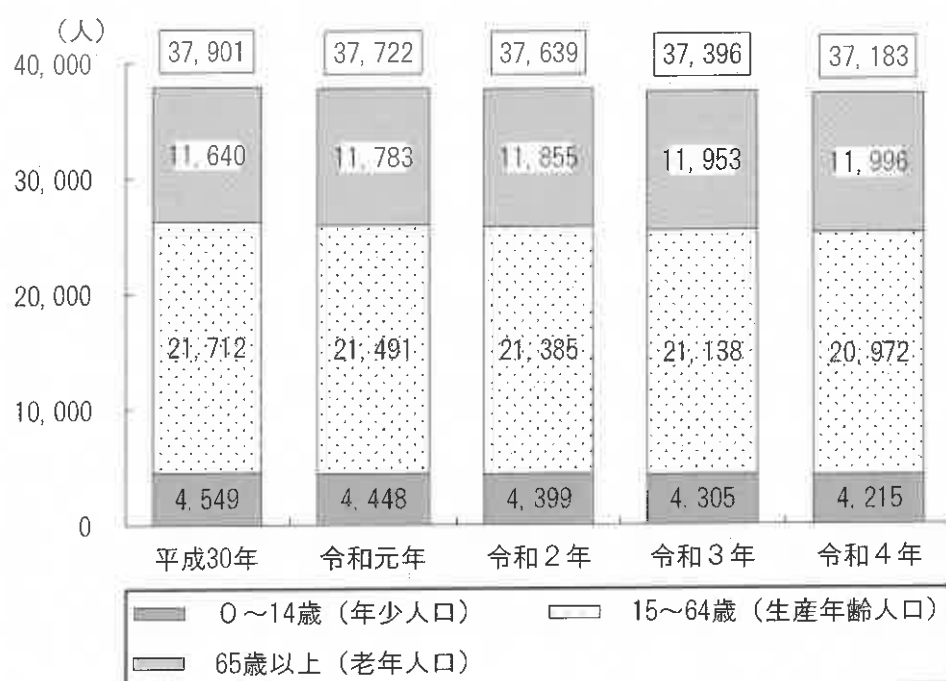
当初計画の策定時は、人口推計のほか新たな宅地開発や新しい保育施設等の整備予定等を加味して、量の見込みと確保方策を設定していましたが、不確定要素が多く、正確な予測が非常に困難な状況で内容を検討することとなりました。

今回の見直しにおいては、人口推計や将来のニーズ量の検討に必要な統計データについて、可能な限り詳細な実績を収集し今後の見込み量を算出しています。

第2章 見直しにあたっての現状整理

1 総人口と年齢階層別人口の推移

令和4年の総人口は37,183人で、年齢3区分別人口は、0～14歳（年少人口）は4,215人、15～64歳（生産年齢人口）は20,972人、65歳以上（老年人口）は11,996人です。平成30年以降の推移をみると、0～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）は減少傾向にあるものの、65歳以上（老年人口）は増加傾向にあります。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

2 児童数の将来推計

本町における平成30年から令和4年までの各年3月末時点の住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法による推計を以下の通り行いました。令和2年から令和4年まで、一部、当初計画の推計よりも減少が大きかった部分もあり、今後令和6年度までの推計による減少幅も増加しています。

なお、当初計画における量の見込みと実績値の乖離については、推計後に本町の状況を加味して行った補正の影響大きいため、将来推計自体に大きな変更はありません。

●当初計画

(単位：人)

年齢	実績	推計					
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和2→6年増減
0	241	253	243	235	227	221	△ 32
1	261	252	260	250	242	234	△ 18
2	262	262	249	257	247	239	△ 23
3	312	269	264	251	259	249	△ 20
4	288	316	267	262	250	257	△ 59
5	285	294	317	268	263	251	△ 43
合計	1,649	1,646	1,600	1,523	1,488	1,451	△ 195

◆中間見直し 変更後

(単位：人)

年齢	実績				推計		
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和2→6年増減
0	241	242	225	203	215	210	△ 32
1	261	261	254	226	211	223	△ 38
2	262	266	253	249	226	211	△ 55
3	312	262	265	249	248	226	△ 36
4	288	307	261	266	249	248	△ 59
5	285	295	304	263	269	252	△ 43
合計	1,649	1,633	1,562	1,456	1,418	1,370	△ 263

第3章 量の見込みと確保方策の見直し

1 数値の見直しの基本的な考え方

数値の見直しにあたっては、当初計画と同様の算定方法を採用していますが、近年の動向や町の現状を反映するため、以下の変更を加えています。

- ◆ 人口推計・児童数推計・保育の利用申込率において、最新の推移状況を反映
- ◆ 推計に伴い、子育て世帯の流入を見込んでいた住宅地（エンブルタウン）による増加幅を実績値ベースに修正
- ◆ 各種実績値の推移、当初見込み量との乖離状況を加味しての補正
- ◆ 近年の施設等の整備に応じた確保方策の修正

これらの変更を踏まえ、国や県の指針に基づいて最終調整をおこなっています。なお数値の検討材料の中にはニーズの増加要因も含まれますが、全国的な少子化・生産年齢人口の急減を踏まえ、長期的には緩やかに減少していくものと見込んでいます。

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

（1）量の見込みの設定

上記の基本的な考え方に基づき、1号・2号・3号の各認定区分で量の見込みを算出しています。

① 1号認定（教育）

●当初計画

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	315	304	335	332	326

◆中間見直し 変更後

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	463	444	375	351	319

※令和2～4年度は実績値

推計のベースとなる児童数を、直近の推移に基づいて修正しています。策定当初想定していたほど、子育て世帯の流入がありませんでした。

② 2号認定（幼稚園利用希望）

●当初計画

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	128	124	57	56	54

◆中間見直し 変更後

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	135	121	106	112	106

※令和2～4年度は実績値

保育料無償化の影響を下方修正しています。預かり保育から保育園への移行が少なかったため、実績に基づいた推計を行いました。

③ 2号認定（保育所・認定こども園利用希望）

●当初計画

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	380	367	395	391	385

◆中間見直し 変更後

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	375	362	384	404	383

※令和2～4年度は実績値

実績の推移は当初の見込みとほぼ同水準でしたが、幼稚園利用希望と同様に令和5年度以降の数値を見直しています。

④ 3号認定（保育所・認定こども園・地域型保育等）……………

●当初計画

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （0歳児）	48	46	45	43	42
量の見込み （1～2歳児）	215	213	212	205	198
合計	263	259	257	248	240

◆中間見直し 変更後

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み （0歳児）	41	48	42	50	49
量の見込み （1～2歳児）	235	238	241	237	251
合計	276	286	283	287	300

※令和2～4年度は実績値

利用申込率が増加傾向にあることを踏まえ、児童数推計に基づく各年度の量の見込みを底上げしています。

(2) 確保方策の検討

量の見込みの見直しにともない、確保方策を以下の通り設定します。教育における確保方策は当初計画で定めたとおり対応できており、今回の見直しでも変更はありません。

保育における確保方策は、令和2年度以降、断続的に施設整備を進めており、令和6年度まで上方修正を行いました。今後も町民のニーズを把握し、待機児童問題の解消に努めます。

① 教育における量の見込み（1号認定＋2号認定・幼稚園利用希望）・・・

●当初計画

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (合計)	443	428	392	388	380
確保方策	669	669	669	669	669

◆中間見直し 変更後

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (合計)	598	565	481	463	425
確保方策	669	669	669	669	669

② 保育における量の見込み（2号＋3号認定・保育所・認定こども園等）

●当初計画

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (合計)	643	626	652	639	625
確保方策	643	626	652	639	625

◆中間見直し 変更後

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み (合計)	651	648	667	691	683
確保方策	610	610	663	687	687

3 地域子ども・子育て支援事業の見直し

地域子ども・子育て支援事業においても、教育・保育の量の見込みと同様に直近の利用実績に基づいて見込み量の再検討を行いました。

なお、原則として確保方策は当初計画と同様の提供体制を維持し、町民のニーズに対応していきます。

※令和2年度～令和4年度までは実績の数値を記載しています。

※令和4年度については、令和4年10月時点で収集できた実績を反映しています。

① 時間外保育事業（延長保育事業）

保育標準時間（原則11時間）を超えて保育の需要に対応を図る事業です。現在は町内2カ所に対応しており、今後も同様の提供体制を維持することでニーズに対応します。

●当初計画

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	300	292	278	271	265
確保方策	300	300	300	300	300

◆中間見直し 変更後

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	141	192	124	229	220
確保方策	300	300	300	300	300

② 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後、自宅に帰っても保護者がいない小学生に、遊びを主とする健全育成活動を行う事業です。

当初計画ではアンケート調査から算出した「利用意向率」を基に推計していましたが、直近の利用実績と申込率に基づく推計に修正しています。

また、定員数の増加を加味して今後の数値を見込んでいます。

なお、小学6年生を対象とする事業の実施については、今後も住民のニーズや実施体制を考慮した上で、引き続き検討を進めていきます。

●当初計画

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	394	387	390	372	354
小学1年生（6歳）	114	116	125	105	102
小学2年生（7歳）	109	95	97	105	86
小学3年生（8歳）	77	81	71	72	77
小学4年生（9歳）	63	65	68	60	60
小学5年生（10歳）	17	16	16	17	15
小学6年生（11歳）	14	14	13	13	14
確保方策	390	390	390	390	390

◆中間見直し 変更後

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	426	458	480	499	354
小学1年生（6歳）	136	154	132	151	139
小学2年生（7歳）	108	126	144	123	141
小学3年生（8歳）	102	90	110	123	105
小学4年生（9歳）	59	62	62	71	80
小学5年生（10歳）	17	24	28	27	30
小学6年生（11歳）	4	2	4	4	4
確保方策	390	440	490	500	500

③ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

●当初計画（※変更なし）

（単位：人日／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
確保方策	-	-	-	-	-

④ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施するものです。基本的な事業として、①交流の場の提供・交流促進、②子育てに関する相談・援助、③地域の子育て関連情報提供、④子ども・子育て支援に関する講習等があります。なお、町の所管であるかなみ知恵の和館内の子育てふれあい・地域交流センターでも一部事業を実施しています。

●当初計画

（単位：人回／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	11,200	11,037	10,948	10,621	10,295
確保方策	3ヵ所	3ヵ所	3ヵ所	3ヵ所	3ヵ所

◆中間見直し 変更後

（単位：人回／年）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	4,216	3,349	1,983	3,072	3,034
確保方策	3ヵ所	3ヵ所	3ヵ所	3ヵ所	3ヵ所

⑤ 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。令和2年度より新たに預かり所を設置するため、住民のニーズの増加を見込み、対応できる受け入れ体制を整備しています。また、保育園児の一時預かり事業は仁田マーガレット保育園で実施しています。

●当初計画

(単位：人日／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	20,359	19,652	18,097	17,908	17,649
1号認定	630	608	560	554	546
2号認定	19,729	19,044	17,537	17,354	17,103
確保方策	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000

◆中間見直し 変更後

(単位：人日／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	16,921	14,968	3,914	17,546	16,630
1号認定	426	313	87	331	314
2号認定	16,495	14,655	3,827	17,215	16,316
確保方策	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000

⑥ 病児・病後児保育事業

地域の児童が急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

●当初計画

(単位：人日／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,300	1,267	1,209	1,185	1,159
確保方策	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300

◆中間見直し 変更後

(単位：人日／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	316	497	228	825	793
確保方策	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300

第4章 計画の推進と進行管理

1 数値の見直しの基本的な考え方

中間見直しにあたっては、教育保育の量の見込みと確保方策をはじめとした各種数値の現状把握と推計の再検討を中心に修正を行いました。本町における待機児童問題の解消や子育て支援の充実に向けて、教育・保育施設の整備のほか様々な取組を推進しています。

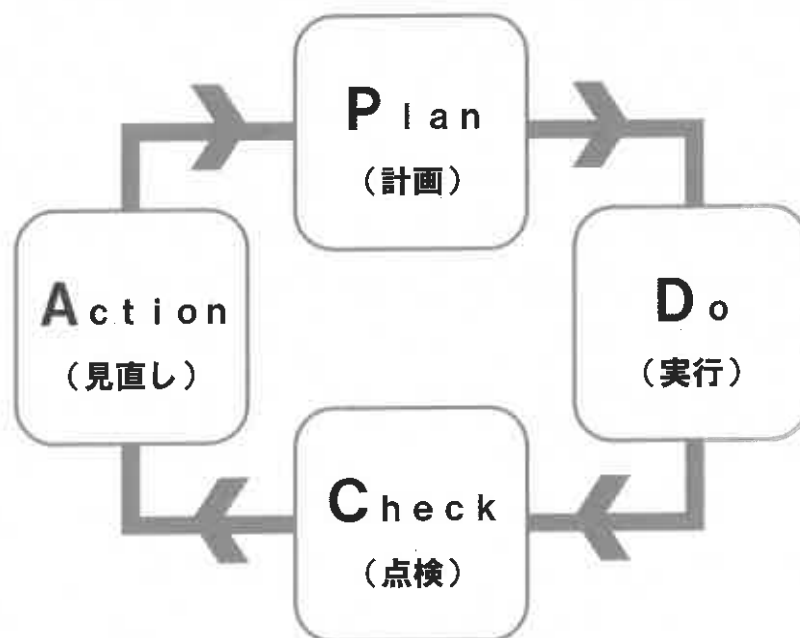
今後も数値的な状況把握にとどまらず、関係機関・関係団体との協働やボランティア等との情報共有を通じて住民のニーズ把握と支援ネットワークの拡充に努めます。

2 計画の進行管理及び評価方法

本計画に含まれる事業や取組は、計画の推進体制において構築されたPDCAサイクルのPlan（計画）→Do（実行）→Check（点検）→Action（見直し）の流れに沿って、点検と評価を実施しています。

今回の中間見直しも点検及び評価における重要な転換点となりましたが、感染症の影響や新たに整備された施設等の利用状況、住民のニーズの変化等、社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう、今後も国や県の動向を注視しながら必要な改善を継続的に実施できるよう努めます。

また、令和5年度には第3期計画の策定に向けたアンケート調査の実施、令和6年度には第3期計画の策定を予定しています。第2期計画の進行管理を徹底するとともに、これらの次期計画策定に向けた内容の検討も並行して取り組んでいきます。



第2期 函南町子ども・子育て支援事業計画
【 中間見直し 】

発行：函南町

編集：厚生部 子育て支援課

〒419-0192 静岡県田方郡函南町平井 717 番地の 13

TEL：055-979-8133 FAX：055-979-8171

発行年月：令和5年3月
